

官報号外 昭和四十四年四月七日

○第六十一回 参議院会議録第十五号(その一)

昭和四十四年四月七日(月曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第十六号

昭和四十四年四月七日

午前十時開議

第一 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

(趣旨説明)

及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案

第二 札幌オリンピック冬季大会の準備等のため必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

吉田忠三郎君

同 決算委員

柳田桃太郎君

同 同 同 同

須藤五郎君

同 峯山昭範君

同 市川房枝君

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その一) 議長の報告

沖縄及び北方問題に関する特別委員

農林水産委員会に付託 律案

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

政管理庁行政監察局長諸永直君及び気象庁長官柴

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員　　涉谷　邦彦君
沖縄及び北方問題に関する特別委員

同日議員から左の議案が提出された。

海洋資源開発振興法案(矢追秀彦君外一名発議)

は即日これを外務委員会に付託した。

所得に対する税制に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とオーストラリア連

邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約の締

同上内開ハ、つづき書手正の二つ三つ續て、六月、くし
結について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され
た。

農林物資規格法の一部を改正する法律案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ

れた。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校給食法の一部を改正する法律案（唐橋東君
外、名尾一）

外ハ名振出
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等

部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案(唐橋東君外八名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

地方公務員法の一部を改正する法律案

國稅通則法の一部を改正する法律案 **地方行政委員会に付託**

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正す
大蔵委員会に付託

社会労働委員会に付託 る法律案

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法

ガス事業法の一部を改正する法律案	農林水産委員会に付託
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案	商工委員会に付託
石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案	商工委員会に付託
宇宙開発事業団法案	科 学 技 術 振 興 対 策 特 別 委 員 会 に 付 託
同日議長は、衆議院から予審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。	
国税審判法案(横山利秋君外十二名提出)	
住宅基本法案(小川新一郎君外二名提出)	大蔵委員会に付託
内閣委員	
大蔵委員	津島 文治君
農林水産委員	國田 清充君
商工委員	土屋 義彦君
同 通信委員	内田 芳郎君
内閣委員	浅井 宇亨君
大蔵委員	津島 錠彦君
農林水産委員	國田 清充君
商工委員	内田 芳郎君
同 通信委員	津島 文治君
農業対策特別委員	波谷 邦彦君
産業公害及び交通対策特別委員	小平 芳平君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	

沖繩及び北方問題に関する特別委員会
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
災害対策特別委員 多田 省吾君
産業公害及び交通対策特別委員 矢追 秀彦君
沖繩及び北方問題に関する特別委員 渡谷 邦彦君
科学技術振興対策特別委員 塩出 啓典君
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣提出案を受領した。
地方行政委員会に付託した。
地方税法等の一部を改正する法律案 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。
特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。
千九百六十八年の国際砂糖協定の締結について 承認を求めるの件 同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
北海道資源開発振興法案(矢追秀彦君外一名発議) 同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書 船舶整備公団法の一部を改正する法律案可決報告書 同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官彈劾裁判所裁判員高橋英吉君及び森田重次郎君辞職につきその補欠として大橋武夫君及び瀬尾弘吉君を選任した旨の通知書を受領した。
同日内閣総理大臣から議長宛、去る三月三十一日付をもつて土地調整委員会委員長黒河内透君、行

省政管理庁行政監察局長諸永直君及び氣象廳長官柴田淑次君は退職し、また去る一日付をもつて労働省職業安定局長村上茂利君は労働事務次官に任命され、警察庁交通局長鈴木光一君及び食糧庁次長田中勉君は退職したので政府委員はいずれも自然消滅となつた旨の通知書を受領した。
去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
大藏委員　　土屋 義彦君
農林水産委員　　久次米健太郎君
同　　内田 芳郎君
商工委員　　津島 文治君
同　　園田 清充君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
大藏委員　　久次米健太郎君
農林水産委員　　津島 文治君
同　　園田 清充君
商工委員　　内田 芳郎君
同　　内田 芳郎君
同日科学技術振興対策特別委員会において当選した理事は左の通りである。
理事　森 元治郎君（竹田現照君の補欠）
理事　塙出 啓典君（矢追秀彦君の補欠）
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを内閣委員会に付託した。
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを外務委員会に付託した。
承認を求めるの件
フレク・トノット川電力開発がんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する

法律等の一部を改正する法律案 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。	農林水産委員 通信委員 峯山 昭範君
中小企業者の事業分野の確保に関する法律案 (中村重光君外十名提出)	内閣委員 大藏委員 農林水産委員 通信委員 峯山 昭範君
同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	津島 文治君 久次米健太郎君 浅井 亨君
租税特別措置法の一部を改正する法律案修正議決報告書 (昭和四十三年十一月十六日任期満了の平塚泰蔵の後任)	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 産業公害及び交通対策特別委員 多田 省吾君 科学技術振興対策特別委員 塩出 啓典君 建設工事中の生き埋め事故等、最近頻発する労働災害並びに東大病院における治療用高压酸素タンク爆発事件及び東京板橋のガス爆発事故等に關して、政府に質問をしようとするものであります。
同日任期満了による再任) (同) (昭和四十三年十一月十六日任期満了の平塚泰蔵の後任) 藤田 たき 赤羽 善治 池松 文雄	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 産業公害及び交通対策特別委員 小平 芳平君 科学技術振興対策特別委員 矢追 秀彦君

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十二回国会政府委員に任命することを承認した旨回答しました。	○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。 この際、国家公務員等の任命に関する件につき、おはかりいたします。
同日任期満了の我妻栄の後任) 古垣 鐘郎	内閣から、日本放送協会経営委員会委員に、赤羽善治君、池松文雄君、藤田たき君、古垣鐵郎君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。
警察庁交通局長 久保 卓也君	まず、荒川放水路における橋脚建設工事中の生き埋め事故は、直径二十三メートルの環状けたをささえりリングビーム取り付けの作業を行なつておる途中、突然環状けたが崩壊して、内部で作業中の八名が一瞬にして水没・被災をしたものであります。なお、被災した八名中、七名までは青森県大鰐出身の出かせぎ労働者であります。
土地調整委員会委員長代理 谷口 寛君	炭鉱における灾害は、昭和三十八年十一月、三井三池の炭じん爆発によって一拳に四百五十八名の犠牲者を出して以来、枚挙にいとまがないくらいであります。この灾害による死亡者を年度別に見ますと、三十九年では三百四十二名、四十一年では六百四十一名、四十一年では三百四十七名、四十二年では二百四十九名、四十三年では二百六十七名と、他産業に例を見ない多数の犠牲者を出しております。死亡者の数は炭鉱労働者の減少に伴い、やや減少の傾向は見られるのでありますけれども、災害率はむしろ年々漸増の傾向にあります。
労働省職業安定局長 住 築作君	○議長(重宗雄三君) この際、緊急質問の件につき、これに同意することに決しました。
同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁交通局長久保卓也君外五名(同日議長承認)を第六十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。一昨五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	○議長(重宗雄三君) この際、緊急質問の件につき、おはかりいたします。
内閣委員 大藏委員	小野明君から、頻発する労働災害に関する緊急質問が提出されております。
久次米健太郎君	小野明君の緊急質問を行なうことに御異議ございません。

(外) 報号

が、その際ににおける石炭産業の先行き不安、それに伴う政府、資本の生産第一主義が山全体をおおい、その結果、大事故を引き起こしているのであります。いわば政府の石炭政策の失敗がこの炭鉱災害を誘発し、災害と低賃金が労働者を山から遠ざけ、石炭産業の危機に拍車をかけていると言えるのであります。政府は、今回、さきび三次に石炭政策を打ち出しておらず、すでにだれ開山の現象を呈し始めています。そのやさきの事故がこの事故であります。總理は、さきの衆院本会議及び予算委員会におきまして、「今回の第四次石炭政策が最終案でない」と言明されておるのであります。この災害から人命と石炭産業を守るという観点からも、石炭の体制問題の検討がなされてしまうべきと思うのであります。が、あわせて御所見を伺いたいのであります。

次に、通産大臣及び労働大臣にお尋ねをいたします。

今回の災害は、茂尻礦業所の分離問題、すなわち第二会社への移行が表面化しておる際の事故であります。いわばこの山は不安と動搖の中につつた、すなわち政府の石炭政策の展望のなさが今回の事故と無関係であるとは言い得ないのであります。また、将来展望のないままに、企業実績の改善を急ぐ結果、生産能率の引き上げに急であって、この生産第一主義によつて保安に手ぬかりが生じたのではないかと思つておられます。これらの原因は、一片の通達によつては解決でき得ないものであり、抜本的な対策を講ずべきであると思うが、通産大臣の御見解を伺いたいのであります。

次に、現在のように災害が頻発すれば、労働者の山における定着はますます困難となると思うのであります。この保安無視、労働者不足から第

四次石炭対策もまた失敗に終わることが予想されるのであります。通産、労働両大臣の御見解をお聞かせ願いたいのであります。

次に、去る二日、本院の社会労働委員会におい

て、労働大臣は私の質問に答えて、鉱山保安行政について、労働省に移管するよう、通産大臣と相談する旨言明されたのであります。このことはきわめて重要であります。通産省と石炭会社とのなれ合い監督等のうわざも耳にするおりから、この件について重ねて労働大臣の御見解を伺いたいのあります。

次に、建設大臣及び労働大臣にお尋ねいたしました。

荒川放水路の橋脚工事は、新しい工事方法が採用されたのであります。このように新しく開発された工事方法を採用する場合、これの安全性に關して、建設、労働両省ではたして科学的に検討されておるのかどうか。特に水深の深い場合、けたの直徑が長い場合の安全度に關して、十分な強度の試験が行なわれた上での実用化であったのが、この点をお尋ねいたします。

次に、建設省の直轄工事にあっては、労働基準局は、工事の監督に適應があるのでないか、また、建設省は遠慮させていいのではないか、安全

性に關して十分な点検、監督を行なわず、建設省の現場側にまかせきりにしている傾向があるのでないか。また、労働省の監督官は、新しく開発された工法の安全性等の機械の性能に關して、これが判断できる知識が修得をされておるかどうか、監督官の技術向上に關して、常時、十分な教育が行なわれているか、労働大臣の御説明をいただきたいのであります。

次に、從来から、建設業関係の現場にあっては、特に基準法違反が多い、と指摘されているの

ではありませんが、今回の場合はどうであったのか。さらにこの際、六十万人といわれる出かせぎ労働者の労働災害、基準法違反防止のため、全力をあげてその実態を調査し、安全衛生に關して、十分

知識もなく、危険な作業場に配置されていることのないようつとめなければならぬと思うのであります。が、労働大臣の御所見を伺いたいのであります。

(拍手)

次に、厚生大臣にお尋ねいたします。

去る四日、東京大学附属病院において、高圧酸素タンクが爆発し、治療中の医師及び患者四名が焼死した事故が発生をいたしました。この高圧タンクは、一酸化炭素中毒、潜水病、脳腫瘍患者治療に最も有効な装置として使用されておるものであります。新聞によりますと、「高压酸素室の火災をどう防ぐか」という一冊の報告書が焼け残つてありました。そこで警告されていて、これがこの病院ではなくて守られていないかった。さらに、安全基準も厚生省はつくつていなかつたと報じられておるのであるが、この科学技術の発達に人命尊重が軽視される、安全がついていけないとすれば、事は重大であります。この事故の原因は一体何であるか、装置は安全であるのか、安心して炭鉱におけるCO中毒患者のような治療を受けられるのか、今後の対策等について御所見を伺いたいのであります。

次に、通産大臣に伺いたいのは、三月二十日に起きた東京板橋のガス爆発事故であります。

次に、通産大臣に伺いたいのは、三月二十日に起きた東京板橋のガス爆癶事故であります。

次に、通産大臣に伺いたいのは、三月二十日に起きた東京板橋のガス爆

營者たる資格がないことを自覺して、保安についての主体的努力を続けていただきたい。政府としては、そのための強力な監督指導を行なつて、事故の完全な防止につとめてまいりたいと考えます。

以上お答えをいたしますが、今回の災害が次々に起こりましたことについて、まことに残念に思ひ、遺憾に思うことを重ねて申し上げまして、お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 四月二日、雄別茂尻炭においておきました御指摘のような大きな災害を起こさいますが、小野議員が指摘されましたように、当日在は三回目のハッパをいたしました瞬間、かかる大災厄が起こつておりますので、御指摘のように、ガス探知を怠つたかどうか、そこが問題の焦点だろうと存じまして、鋭意究明いたしておりますが、関係者が入院等いたしておりますので、まだ調査が完全に終わつております。この山は、もともと最も危険度の高い鉱山といたしまして、私どもも年々十六回もの立ち入り検査を行なつてきて、十分の注意を払つておったわけでございますけれども、このよくな不慮なことになりまして、たいへん申しわけなく存じております。この上とも十分注意をいたさつつもりでございます。

なお、御指摘のように、労働不安がこういう灾害と相当の因果関係がありはしないかといふ御指摘でございますが、仰せのように、この山はいま分離採業が可能かどうかということを検討いたしましたが、この山はいまおる段階でござります。そこで、私どもいたしましては、いま総理が仰せられたとおり、遺族の補償に万全の措置を講じまして、政府側の措置はすぐ実行できる状態になつております。のみならず、会社側の見舞金その他につきましての金融上の措置も、関係銀行と話し合ひをいたしまして、見通しがついておるわけでござります。

それから今後の大きな課題でございますが、今後の石炭政策につきましては、再建整備計画について、その前提といたしまして、長期的な保安体制が確立していないものは再建を認めないというたたまえをとりつつ、保安予算につきましては相当増額を認められておりますので、再建の前提としての保安体制の確立に一段と周到なる用意をいたす決意であります。

第一の板橋の地下鉄工事に伴うガス爆発の問題でございますが、仰せのとおりに、非常に責任の所在が不明確でございます。そこで、私どものほうも、また建設省のほうにおきましたが、それぞれ委員会を急いでつくりまして、原因の究明、それからこういう場合の工法の改善、材質の改善等について鋭意いま検討いたしておるわけでございまして、その結果を待ちまして、十分注意して今後の工事に当たり、その責任の明確化を期してまいる所存でございます。(拍手)

〔國務大臣原健三郎君登壇、拍手〕

○國務大臣原健三郎君登壇、小野先生にお答え申し上げます。

新四ツ木橋並びに茂尻磁業所における災害につきまして、まことに責任を痛感し、心から申しわけなく存じております。

茂尻炭礦のほうでございますが、お説のよう

きまして、まことに責任を痛感し、心から申しわけなく存じております。

茂尻炭礦のほうでございますが、お説のよう

きまして、まことに責任を痛感し、心から申し

わけなく存じております。

茂尻炭礦のほうでございますが、お説のよう

きまして、ま

は東京において現場の監督をいたし、指導をいたし、改正すべきものは改正を命してやつております。このように具体的な労働条件の改善処置を講じておりますが、そのほか、御指摘のことございますた出かせき労働者の就労経路等につきましては、その正常化、労働条件等々に重点的な指導をいたしておるところでござります。

それから最後に、こういう事態になりまして、
その善後策でござりますが、労働省におきまして
は、現在四ツ木橋でやつております新工法につい
ては、この工事を中止して、その安全性が総合的
に判明するまではこの工法を使用しないよう通達
を出しております。さらに奥村東大教授を団長と
する学識経験者によつて労働災害科学調査団とい
うのを編成して、いま鋭意調査をして、原因究明を
いたしてもらつておるところでございます。
最後に、今回の災害によつてなくなられました
労働者の遺族及び被災労働者に対する労災補償で
ござりますが、これにつきましては、労災補償制
度の本旨にのつとり万全の措置を講ずるよう指示
をいたしておりまして、補償の内容の充実につき
ましても、できるだけの努力を傾注いたしたいと
思つております。

〔國務大臣坪川信三君登壇、拍手〕

○國務大臣(坪川信三君) このたびの新四ツ木橋の不幸な事件が発生いたしましたことは、責任者の一員といたしましてまことに申しわけなく、心からおわびを申し上げますとともに、どうとい犠牲となられましたみたまと、また御遺族の皆さまに深く弔意の誠をささげたいと思います。

御承知のとおりの不幸な事件が発生いたしまして、直ちに周囲の首脳部を招致いたしまして、その事情を聴取いたしますとともに、きびしく警告も発しますとともに、事の重大性にかんがみまして、直ちに建設省所管の直轄工事の同工法による工事を中止させますとともに、港湾あるいは鉄道あるは農林省関係等の事業にもこの工法が用いられて、直ちに建設省所管の直轄工事の同工法による工事を中止させますとともに、港湾あるいは鉄道

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その一) 緊急質問の件 国有鉄道運賃法の一部を

一

れていることを感じまして、直ちに省庁と連絡をいたしまして中止をお願いいたしますとともに、地方の公共事業の推進にあたつても、同工法の用いられております立場から、各地建の局長に指示をいたしまして、その究明またその適否が判明いたすまで、一切同工法を用いないよう厳命いたしておりますよう次第でありますとともに、直ちに建

ことに去る四日、東大附属病院において起ころ
ました事故は、人命そのものと取り組んでおりま
す。医師の診療の途中において行なわれたことでも
ありますので、何とも言いようのない次第でござ
います。小野さんもおつしやいますように、高田

○國務大臣(原田憲君)　国有鉄道運賃法の一部を改定する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

日本国有鉄道は、近年におけるわが国経済の急速な発展に伴つて増大する輸送需要に対処するた

運輸大臣

三〇八

れでいることを感じまして、直ちに省庁と連絡をいたしまして中止をお願いいたしますとともに、地方の公共事業の推進にあたつても、同工法の用いられております立場から、各地建の局長に指示をいたしまして、その究明またその適否が判明いたまで、一切同工法を用いないよう厳命いたしておりますような次第でありますとともに、直ちに建設省といたしましては、民間の有識者、また学界、技術界の権威者にお願いいたしまして、建設省の土木研究所の所長を中心といたします十名から成る調査委員会を即日つくりまして、直ちに調査を始めておるような次第であります。

この調査の結果が判明いたしまして、今後かかる不幸な事件がなきよう最善の努力と配意をいたす所存でありますとともに、労働大臣がお答えになりましたごとく、工事の施行にあたりましては、御承知のとおりに、請負業者が事前に事業場設置について労働基準局に届け出を行ないますとともに、特殊な機械については使用の許可を受けておるような次第であります。今後とも労働省と緊密な連絡のもとにおいて、かかる不幸な事件のなきよう最善の努力をいたす決意であります。

また、直轄工事の請負施工にあたりましては、施工者に對しては、労働安全衛生規則の諸条項を順守するよう義務づけておりますが、労働省当局の指示を守らせるよう、さらに配意をいたす所存でございます。

また、お氣の毒な不幸な事件でなくなられました御遺族の皆さまへの補償につきましては、十分その弔意の誠意を示す意味において、最大な、最善の補償をいたすよう行政指導をいたす決意であります。

以上お答え申し上げます。(拍手)

ここに去る四日、東大附属病院において起きました事故は、人命そのものと取り組んでおりました。医師の診療の途中において行なわれたことでありますので、何とも言ひようのない次第でござります。小野さんもおしゃいますように、高田酸素の治療タンクは、すいふんと広く使用をせられておりまして、一酸化炭素中毒をはじめ、脳障害その他にも非常な効果を与えているものでござりますが、このたびの事件はどういう原因であつたか、ただいまその真相を調査中でございますから、詳細はよくわかりませんが、私どもの判断では、タンクそのもののいわゆる構造による原因ではないこと、かように一応考えます。おそらく使用上の何らかの不注意その他の事故ではなかつたろうか。が、かように思ひます。高圧酸素タンクの事故は、御承知のように、かつて岐阜で、患者が懷妊を不用意に持ち込んだということが一件ありました。今度が二件目でございます。

○國務大臣(原田憲君) 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

日本国有鉄道は、近年におけるわが国経済の急速な発展に伴つて増大する輸送需要に対応するため、第一次及び第二次五ヵ年計画に引き続き、昭和四十年度を初年度とする第三次長期計画を策定し、大都市通勤輸送の改善、幹線輸送力の増強、保安対策の強化等のために必要な工事を進めてまいりました。その結果、前期工事が一応の進捗を見た昭和四十三年十月を期し、画期的な輸送改善を実施いたしましたが、今後もさらにこれを推進し、国民経済及び国民生活における要請にこたえることとしております。

一方、国鉄財政の現状は、昭和三十九年度以来大幅な欠損を続け、昭和四十三年度におきましては、同年四月一日から定期旅客運賃の改定を行なつたにもかかわらず、なお一千四百億円に及ぶ膨大な欠損が見込まれ、このまま推移すれば、一両年度中には償却前赤字を生じ、自後、赤字は加速度的に増加し、遠からず破局的な状態に立ち至るものと憂慮されるのであります。

このような現状にかんがみ、政府といたしましては、各界の学識経験者から成る国鉄財政再建推進会議を開催し、抜本的な国鉄財政再建の諸施策について鋭意検討を進めてまいりましたが、昭和四十三年十一月一日、同会議から「国鉄みずから共団体の財政援助と並んで運賃改定を行なう必要がある。」とする意見書が提出されたのであります。

〔國務大臣斎藤昇君登壇、拍手〕

建設促進特別措置法案（趣旨説明）

政府といたしましては、同意見書の趣旨にのつ
とり、国鉄の能率化及び国の財政措置に関し、日
本国は鐵道財政再建促進特別措置法案を本法律案
とあわせて提案いたしております。また、昭和四十四
年度予算案におきましても、この点につき十分の

配慮を行なつております。

これらの諸点にかんがみ、国鉄財政の再建をはかるためには、この際国民各位の十分なる御理解と御協力を得て、必要最小限度の運賃改定を行なうことをもことにやむを得ないものと決意した次第であります。

この法律案の提案にあたりましては、運輸審議会の答申を尊重したのはもとよりあります。が、運賃改定の国民生活に与える影響も十分考慮いたしました。

次に、運賃改定の具体的な内容について申し上げます。

まず、鉄道の普通旅客運賃の賃率につきましては、現行では、営業キロ一キロメートルごとに、四百キロメートルまでの部分については三円六十五銭、四百キロメートルをこえる部分については一円八十銭となつておりますが、これをおおむね一五%引き上げるとともに、遠距離減価を一部是正いたしまして、五百キロメートルまでの部分については四円二十銭、五百キロメートルをこえる部分については二円五銭に改定することとした。なお、鉄道の普通旅客運賃は、この賃率によって営業キロの区間別に定めることとした。この営業キロの区間を定める場合には運輸大臣の認可を要することいたしました。

第二に、航路の普通旅客運賃につきましては、

近傍または類似の民営航路の運賃等を勘案して、改定することいたしました。

第三に、旅客運賃の等級につきましては、現在二等級制となつておりますが、最近における一等車と二等車との設備格差の縮小、旅客の利用の実態等を勘案し、ひいては業務の能率化に資するとともになりますので、この際等級を廃止することいたしました。これに伴いまして、従来の一等車を利用する場合には、特別車両料金を要することとなり、この料金につきましては運輸大臣の認可を要することといたしました。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

日本国有鉄道は、近年におけるわが國經濟の急速な発展に伴つて増大する輸送需要に対処するため、第一次及び第二次五ヵ年計画に引き続き、昭和四十年度を初年度とする第三次長期計画を策定し、大都市通勤輸送の改善、幹線輸送力の增强、保安対策の強化等のために必要な工事を進めてまいりました。その結果、前期工事が一応の進捗を見た昭和四十三年十月を期し、画期的な輸送改善を実施いたしましたが、今後もさらにこれを推進し、國民經濟及び国民生活における要請にこたえられることとしております。

一方、国鉄財政の現状は、昭和三十九年度以来大幅な欠損を継続、昭和四十三年度におきましては、同年四月一日から定期旅客運賃の改定を行なつたにもかかわらず、なお一千四百億円に及ぶ膨大な欠損が見込まれ、このまま推移すれば、一两年度中には償却赤字を生じ、自後、赤字は加速度的に増加し、遠からず破局的な状態に立ち至るものと憂慮されるのであります。

このよろんな現状にかんがみ、政府といたしま

いて、

これは従来、自民党がやつてまいりました不当な

強行採決に輪をかけた、悪質きわまる異例の暴挙

であります。したがつて、このような委員会運営

の慣行とルールを無視し、議会制民主主義をじゅ

る

すが、財政再建期間中ににおける国鉄の財政再建に関する基本方針及びこの基本方針に基づき国鉄が運輸大臣の承認を得て定める財政再建に関する経営の基本計画にのっとって諸般の施策を推進することといたしており、また、その実行の担保につたしております。

第二は、財政再建策の構立とその実施であります

が、本法による財政再建は、国鉄に将来とも國民経済及び国民生活におけるその使命を遂行させることがあります。

まず、佐藤総理に伺いたいのですが、去る三月二十五日夜の衆議院運輸委員会の状況は、理事会の議を経ない与党の理事が、委員長席にも

着かず開会を宣言し、そのため怒号と混戦の状況の中で、全くわけのわからぬままに、法案が可決されたと自民党は言つておるのであります。

これは従来、自民党がやつてまいりました不当な強行採決に輪をかけた、悪質きわまる異例の暴挙であります。したがつて、このような委員会運営の慣行とルールを無視し、議会制民主主義をじゅうりんしたハブニング的な行為は、それ自体無効であり、われわれは断じて容認できないものであります。このため、国会は数日の空白を生み、國民は一そら政治に対する不信の念を強くしていま

す。総理は、こうした状況をつくり上げた責任といふものをどういうふうに感じておられますか。また、今後、参議院におきましても、十分な審議を行なわせる方針であるかどうか。自民党總裁として責任ある答弁を求めるものであります。

(拍手)

質問の第二は、佐藤内閣の基本的な交通政策について伺いたいのであります。

都市化現象の著しい進行によりまして、過密地帯における交通の混亂と渋滞は日に余るものがあります。いまや、大都市における通勤輸送をはじめ、道路交通における自動車の麻痺状態は、公共交通とも言ふべき極限に立ち至つてゐるのです。

また、地方過疎地帯における交通機関は、その多くが経営困難を訴え、路線の取りはずや營業停止など、いまや休廃業のやむなき状態が各所にあらわれていることは御承知のことあります。こうした交渉の行き詰まりと混戻は、

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、財政再建の趣旨及び目標であります。が、本法による財政再建は、国鉄に将来とも國民経済及び国民生活におけるその使命を遂行させることがあります。

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案に対し、日本社会党を代表して、国鉄運賃上昇反対の立場から、佐藤総理並びに関係大臣に対し、質問するものであります。

た日本国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案並びに日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案に対し、日本社会党を代表して、国鉄運賃上昇反対の立場から、佐藤総理並びに関係大臣に対し、質問するものであります。

○木村美智男君 拍手

〔木村美智男君登壇、拍手〕

私は、ただいま提案をされまし

（拍手）

○議長（重宗雄三君） ただいまの趣旨説明に対

して、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

木村美智男君

單に陸上ばかりでなく、海上、航空についても同様であります。このことは、明らかに日本経済の高度成長に伴なう政府の交通政策の貧困が招いている現象であり、経済の発展に即応した総合的な交通政策の欠陥に最大の原因があると思うのであります。しかも、悪いことには、従来の政府の施策は、事故が起ると、あわてて場当たり的な個別対策をとり、これがかえって新たな矛盾を拡大するという悪循環を繰り返してきているのであります。一体、政府は、いつの日に総合交通政策を確立されるのか。その道の権威者を網羅して、すみやかにその策定に取り組むべきであると思うのであります。ですが、佐藤総理並びに運輸大臣の所見を開きたいのであります。

第三は、鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など、それぞれが持つ輸送分野において、過当競争を排して、円滑な輸送体制を確立をし、すべての交通機関の効率的な運営をはかることの必要性については、いまさら言いを要しないところであります。しかしに、先般提示された国鉄財政再建推進会議の意見書を見ましても、国鉄サードの輸送分野を一方的に固定化し、一つには都市間の旅客輸送、二つには中長距離大量貨物輸送、三つには大都市通勤学輸送の三点に重点を置くことにしておりますが、これは、他の交通機関との有機的な連携と全体の輸送体制をどうするかという視点を欠いていると思うのであります。政府は、この際、輸送分野の設定を政策的に確立する必要があると思うのであります。総理並びに原田運輸大臣の答弁を求めます。

第四に、大都市交通の改善は、輸送力の拡充に重点を置くとともに、長期的には、官厅、大学、工場、住宅などの都市の分散化を計画的に進めることが必要であり、しかも、これを促進するためには、土地税制の改善、政府サービス財貨の優先購入などの優遇措置をとることが現実的に必要な施策であると思うのですが、この点、総理の所見を伺いたいのであります。

第五に、交通機関として不可欠の、安全、労働者、速、正確を保持するためには、交通運輸労働者の過労防止が何よりも必要であり、そのためには、休養施設の完備と、生活に不安を与えないよう、待遇改善は不可欠の要件であると思うのであります。しかしながら、最近における技術革新と、体制的な合理化のもとでは、経済合理主義ないしは官僚的な財政優先主義が先行しがちになつております。通勤や住宅事情など、労働者の生活意思を無視した配置転換、職場の切り売り、国民に対するサービスの廃止など、国鉄の十六万五千人に対する合理化は、その典型的なものであります。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」ということばを愛用されますが、その立場から、そしてまた、安全第一をモットーとする立場から、このよろくな人間味のない合理化について再検討すべきが至当ではないか、こういふふうに考へるのであります。この点いかがであります。

次に、国鉄財政が今日のこととき破局的状況に立ち至った原因について、国鉄財政再建推進会議

は、一つは運輸収入の伸び悩み、二つには資本費の増高、三つには人件費の増加を中心とする理由にしておりますが、これは全く現象羅列的であります。

次に、国鉄運賃に問題をして、基本的な政府の物価対策についてあらためて伺います。

昭和三十八年から四十二年に至る最近の五カ年間の消費者物価の上昇は年率五・七%になつてお

た原因が何であるかを的確に把握することなくして、国鉄の再建はあり得ないと思うのであります。

この点、佐藤総理、大蔵大臣並びに運輸大臣の所見を聞かしてほしいのであります。

次に、日本国有鉄道の経営のあり方について伺いたいのであります。

本来、公共性と独立採算制とは相矛盾する概念であります。が、この矛盾の上に企業体の健全な経営が必要であると思ふのですが、この点、総理

の所見を伺いたいのであります。

次に、日本国有鉄道の経営のあり方について伺いたいのであります。

まず、さらに、国鉄運賃の値上げを認めて、お消費者物価の上昇を五%以内に押えることがで

きる歯どめは何なのか、この点、国民も非常に心配をしている点であります。いかなる具体策をお持ちなのか、あえて総理並びに経済企画庁長官の明快な答弁を求めておきます。

次に、佐藤内閣は、今日の物価上昇がの原因を、主として経済の構造的要因に求め、したがつて、高度成長の統く限り、ある程度の物価上昇はやむを得ないといふ、いわば投げやり的な態度が見えております。近代化のおくれた低生産性人に対し、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。

半ば、政府・自民党にあると言つても過言ではないのであります。しかし、本法案に基づく一般会計からの補助は、財政再建補助金七十一億円、財政再建債利子補給金、すなわち孫利子十三億円、計八十四億円にすぎず、他は財政投融資と国鉄債券、借り入れ金にゆだね、政府出資は全くのゼロであります。これで、はたして交通地獄といわれる破局的輸送需要をまかならず輸送力の增强が可能であるのかどうか。さらに、政府は、国鉄再建にあたり、わずかの利子補給を行なうがわりに、改善命令を出すなどの権限を持つことは、公企業体たる国鉄経営の自主性をそこなうものであると思うのですが、この点、総理並びに大蔵大臣の率直な御意見を承りたいのであります。

次に、国鉄運賃に問題をして、基本的な政府の物価対策についてあらためて伺います。

昭和三十八年から四十二年に至る最近の五カ年間の消費者物価の上昇は年率五・七%になつてお

た原因が何であるかを的確に把握することなくして、国鉄の再建はあり得ないと思うのであります。

この点、佐藤総理、大蔵大臣並びに運輸大臣の所見を聞かしてほしいのであります。

次に、日本国有鉄道の経営のあり方について伺いたいのであります。

まず、さらに、国鉄運賃の値上げを認めて、お消費者物価の上昇を五%以内に押えることがで

きる歯どめは何なのか、この点、国民も非常に心配をしている点であります。いかなる具体策をお

持ちなのか、あえて総理並びに経済企画庁長官の明快な答弁を求めておきます。

次に、佐藤内閣は、今日の物価上昇がの原因を、主として経済の構造的要因に求め、したがつて、高度成長の統く限り、ある程度の物価上昇はやむを得ないといふ、いわば投げやり的な態度が見えております。近代化のおくれた低生産性人に対し、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。

半ば、政府・自民党にあると言つても過言ではないのであります。しかし、本法案に基づく一般会計からの補助は、財政再建補助金七十一億円、財政再建債利子補給金、すなわち孫利子十三億円、計八十四億円にすぎず、他は財政投融資と国鉄債券、借り入れ金にゆだね、政府出資は全くのゼロであります。これで、はたして交通地獄といわれる破局的輸送需要をまかならず輸送力の增强が可能であるのかどうか。さらに、政府は、国鉄再建にあたり、わずかの利子補給を行なうがわりに、改善命令を出すなどの権限を持つことは、公企業体たる国鉄経営の自主性をそこなうものであると思うのですが、この点、総理並びに大蔵大臣の率直な御意見を承りたいのであります。

次に、国鉄運賃に問題をして、基本的な政府の物価対策についてあらためて伺います。

昭和三十八年から四十二年に至る最近の五カ年間の消費者物価の上昇は年率五・七%になつてお

た原因が何であるかを的確に把握することなくして、国鉄の再建はあり得ないと思うのであります。

この点、佐藤総理、大蔵大臣並びに運輸大臣の所見を聞かしてほしいのであります。

次に、日本国有鉄道の経営のあり方について伺いたいのであります。

まず、さらに、国鉄運賃の値上げを認めて、お消費者物価の上昇を五%以内に押えることがで

きる歯どめは何なのか、この点、国民も非常に心配をしている点であります。いかなる具体策をお

持ちなのか、あえて総理並びに経済企画庁長官の明快な答弁を求めておきます。

次に、佐藤内閣は、今日の物価上昇がの原因を、主として経済の構造的要因に求め、したがつて、高度成長の統く限り、ある程度の物価上昇はやむを得ないといふ、いわば投げやり的な態度が見えております。近代化のおくれた低生産性人に対し、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。

半ば、政府・自民党にあると言つても過言ではないのであります。しかし、本法案に基づく一般会計からの補助は、財政再建補助金七十一億円、財政再建債利子補給金、すなわち孫利子十三億円、計八十四億円にすぎず、他は財政投融資と国鉄債券、借り入れ金にゆだね、政府出資は全くのゼロであります。これで、はたして交通地獄といわれる破局的輸送需要をまかならず輸送力の增强が可能であるのかどうか。さらに、政府は、国鉄再建にあたり、わずかの利子補給を行なうがわりに、改善命令を出すなどの権限を持つことは、公企業体たる国鉄経営の自主性をそこなうものであると思うのですが、この点、総理並びに大蔵大臣の率直な御意見を承りたいのであります。

次に、国鉄運賃に問題をして、基本的な政府の物価対策についてあらためて伺います。

昭和三十八年から四十二年に至る最近の五カ年間の消費者物価の上昇は年率五・七%になつてお

た原因が何であるかを的確に把握することなくして、国鉄の再建はあり得ないと思うのであります。

この点、佐藤総理、大蔵大臣並びに運輸大臣の所見を聞かしてほしいのであります。

次に、日本国有鉄道の経営のあり方について伺いたいのであります。

まず、さらに、国鉄運賃の値上げを認めて、お消費者物価の上昇を五%以内に押えることがで

きる歯どめは何なのか、この点、国民も非常に心配をしている点であります。いかなる具体策をお

持ちなのか、あえて総理並びに経済企画庁長官の明快な答弁を求めておきます。

次に、佐藤内閣は、今日の物価上昇がの原因を、主として経済の構造的要因に求め、したがつて、高度成長の統く限り、ある程度の物価上昇はやむを得ないといふ、いわば投げやり的な態度が見えております。近代化のおくれた低生産性人に対し、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。

半ば、政府・自民党にあると言つても過言ではないのであります。しかし、本法案に基づく一般会計からの補助は、財政再建補助金七十一億円、財政再建債利子補給金、すなわち孫利子十三億円、計八十四億円にすぎず、他は財政投融資と国鉄債券、借り入れ金にゆだね、政府出資は全くのゼロであります。これで、はたして交通地獄といわれる破局的輸送需要をまかならず輸送力の增强が可能であるのかどうか。さらに、政府は、国鉄再建にあたり、わずかの利子補給を行なうがわりに、改善命令を出すなどの権限を持つことは、公企業体たる国鉄経営の自主性をそこなうものであると思うのですが、この点、総理並びに大蔵大臣の率直な御意見を承りたいのであります。

次に、国鉄運賃に問題をして、基本的な政府の物価対策についてあらためて伺います。

昭和三十八年から四十二年に至る最近の五カ年間の消費者物価の上昇は年率五・七%になつてお

た原因が何であるかを的確に把握することなくして、国鉄の再建はあり得ないと思うのであります。

この点、佐藤総理、大蔵大臣並びに運輸大臣の所見を聞かしてほしいのであります。

次に、日本国有鉄道の経営のあり方について伺いたいのであります。

まず、さらに、国鉄運賃の値上げを認めて、お消費者物価の上昇を五%以内に押えることがで

きる歯どめは何なのか、この点、国民も非常に心配をしている点であります。いかなる具体策をお

持ちなのか、あえて総理並びに経済企画庁長官の明快な答弁を求めておきます。

次に、佐藤内閣は、今日の物価上昇がの原因を、主として経済の構造的要因に求め、したがつて、高度成長の統く限り、ある程度の物価上昇はやむを得ないといふ、いわば投げやり的な態度が見えております。近代化のおくれた低生産性人に対し、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。

半ば、政府・自民党にあると言つても過言ではないのであります。しかし、本法案に基づく一般会計からの補助は、財政再建補助金七十一億円、財政再建債利子補給金、すなわち孫利子十三億円、計八十四億円にすぎず、他は財政投融資と国鉄債券、借り入れ金にゆだね、政府出資は全くのゼロであります。これで、はたして交通地獄といわれる破局的輸送需要をまかならず輸送力の增强が可能であるのかどうか。さらに、政府は、国鉄再建にあたり、わずかの利子補給を行なうがわりに、改善命令を出すなどの権限を持つことは、公企業体たる国鉄経営の自主性をそこなうものであると思うのですが、この点、総理並びに大蔵大臣の率直な御意見を承りたいのであります。

次に、国鉄運賃に問題をして、基本的な政府の物価対策についてあらためて伺います。

昭和三十八年から四十二年に至る最近の五カ年間の消費者物価の上昇は年率五・七%になつてお

た原因が何であるかを的確に把握することなくして、国鉄の再建はあり得ないと思うのであります。

この点、佐藤総理、大蔵大臣並びに運輸大臣の所見を聞かしてほしいのであります。

次に、日本国有鉄道の経営のあり方について伺いたいのであります。

まず、さらに、国鉄運賃の値上げを認めて、お消費者物価の上昇を五%以内に押えることがで

きる歯どめは何なのか、この点、国民も非常に心配をしている点であります。いかなる具体策をお

持ちなのか、あえて総理並びに経済企画庁長官の明快な答弁を求めておきます。

次に、佐藤内閣は、今日の物価上昇がの原因を、主として経済の構造的要因に求め、したがつて、高度成長の統く限り、ある程度の物価上昇はやむを得ないといふ、いわば投げやり的な態度が見えております。近代化のおくれた低生産性人に対し、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。

半ば、政府・自民党にあると言つても過言ではないのであります。しかし、本法案に基づく一般会計からの補助は、財政再建補助金七十一億円、財政再建債利子補給金、すなわち孫利子十三億円、計八十四億円にすぎず、他は財政投融資と国鉄債券、借り入れ金にゆだね、政府出資は全くのゼロであります。これで、はたして交通地獄といわれる破局的輸送需要をまかならず輸送力の增强が可能であるのかどうか。さらに、政府は、国鉄再建にあたり、わずかの利子補給を行なうがわりに、改善命令を出すなどの権限を持つことは、公企業体たる国鉄経営の自主性をそこなうものであると思うのですが、この点、総理並びに大蔵大臣の率直な御意見を承りたいのであります。

次に、国鉄運賃に問題をして、基本的な政府の物価対策についてあらためて伺います。

昭和三十八年から四十二年に至る最近の五カ年間の消費者物価の上昇は年率五・七%になつてお

た原因が何であるかを的確に把握することなくして、国鉄の再建はあり得ないと思うのであります。

この点、佐藤総理、大蔵大臣並びに運輸大臣の所見を聞かしてほしいのであります。

次に、日本国有鉄道の経営のあり方について伺いたいのであります。

まず、さらに、国鉄運賃の値上げを認めて、お消費者物価の上昇を五%以内に押えることがで

きる歯どめは何なのか、この点、国民も非常に心配をしている点であります。いかなる具体策をお

持ちなのか、あえて総理並びに経済企画庁長官の明快な答弁を求めておきます。

次に、佐藤内閣は、今日の物価上昇がの原因を、主として経済の構造的要因に求め、したがつて、高度成長の統く限り、ある程度の物価上昇はやむを得ないといふ、いわば投げやり的な態度が見えております。近代化のおくれた低生産性人に対し、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。

半ば、政府・自民党にあると言つても過言ではないのであります。しかし、本法案に基づく一般会計からの補助は、財政再建補助金七十一億円、財政再建債利子補給金、すなわち孫利子十三億円、計八十四億円にすぎず、他は財政投融資と国鉄債券、借り入れ金にゆだね、政府出資は全くのゼロであります。これで、はたして交通地獄といわれる破局的輸送需要をまかならず輸送力の增强が可能であるのかどうか。さらに、政府は、国鉄再建にあたり、わずかの利子補給を行なうがわりに、改善命令を出すなどの権限を持つことは、公企業体たる国鉄経営の自主性をそこなうものであると思うのですが、この点、総理並びに大蔵大臣の率直な御意見を承りたいのであります。

次に、国鉄運賃に問題をして、基本的な政府の物価対策についてあらためて伺います。

昭和三十八年から四十二年に至る最近の五カ年間の消費者物価の上昇は年率五・七%になつてお

た原因が何であるかを的確に把握することなくして、国鉄の再建はあり得ないと思うのであります。

この点、佐藤総理、大蔵大臣並びに運輸大臣の所見を聞かしてほしいのであります。

次に、日本国有鉄道の経営のあり方について伺いたいのであります。

まず、さらに、国鉄運賃の値上げを認めて、お消費者物価の上昇を五%以内に押えることがで

きる歯どめは何なのか、この点、国民も非常に心配をしている点であります。いかなる具体策をお

持ちなのか、あえて総理並びに経済企画庁長官の明快な答弁を求めておきます。

次に、佐藤内閣は、今日の物価上昇がの原因を、主として経済の構造的要因に求め、したがつて、高度成長の統く限り、ある程度の物価上昇はやむを得ないといふ、いわば投げやり的な態度が見えております。近代化のおくれた低生産性人に対し、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。

半ば、政府・自民党にあると言つても過言ではないのであります。しかし、本法案に基づく一般会計からの補助は、財政再建補助金七十一億円、財政再建債利子補給金、すなわち孫利子十三億円、計八十四億円にすぎず、他は財政投融資と国鉄債券、借り入れ金にゆだね、政府出資は全くのゼロであります。これで、はたして交通地獄といわれる破局的輸送需要をまかならず輸送力の增强が可能であるのかどうか。さらに、政府は、国鉄再建にあたり、わずかの利子補給を行なうがわりに、改善命令を出すなどの権限を持つことは、公企業体たる国鉄経営の自主性をそこなうものであると思うのですが、この点、総理並びに大蔵大臣の率直な御意見を承りたいのであります。

次に、国鉄運賃に問題をして、基本的な政府の物価対策についてあらためて伺います。

昭和三十八年から四十二年に至る最近の五カ年間の消費者物価の上昇は年率五・七%になつてお

た原因が何であるかを的確に把握することなくして、国鉄の再建はあり得ないと思うのであります。

この点、佐藤総理、大蔵大臣並びに運輸大臣の所見を聞かしてほしいのであります。

次に、日本国有鉄道の経営のあり方について伺いたいのであります。

まず、さらに、国鉄運賃の値上げを認めて、お消費者物価の上昇を五%以内に押えることがで

きる歯どめは何なのか、この点、国民も非常に心配をしている点であります。いかなる具体策をお

持ちなのか、あえて総理並びに経済企画庁長官の明快な答弁を求めておきます。

次に、佐藤内閣は、今日の物価上昇がの原因を、主として経済の構造的要因に求め、したがつて、高度成長の統く限り、ある程度の物価上昇はやむを得ないといふ、いわば投げやり的な態度が見えております。近代化のおくれた低生産性人に対し、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。

半ば、政府・自民党にあると言つても過言ではないのであります。しかし、本法案に基づく一般会計からの補助は、財政再建補助金七十一億円、財政再建債利子補給金、すなわち孫利子十三億円、計八十四億円にすぎず、他は財政投融資と国鉄債券、借り入れ金にゆだね、政府出資は全くのゼロであります。これで、はたして交通地獄といわれる破局的輸送需要をまかならず輸送力の增强が可能であるのかどうか。さらに、政府は、国鉄再建にあたり、わずかの利子補給を行なうがわりに、改善命令を出すなどの権限を持つことは、公企業体たる国鉄経営の自主性をそこなうものであると思うのですが、この点、総理並びに大蔵大臣の率直な御意見を承りたいのであります。

次に、国鉄運賃に問題をして、基本的な政府の物価対策についてあらためて伺います。

昭和三十八年から四十二年に至る最近の五カ年間の消費者物価の上昇は年率五・七%になつてお

た原因が何であるかを的確に把握することなくして、国鉄の再建はあり得ないと思うのであります。

この点、佐藤総理、大蔵大臣並びに運輸大臣の所見を聞かしてほしいのであります。

次に、日本国有鉄道の経営のあり方について伺いたいのであります。

まず、さらに、国鉄運賃の値上げを認めて、お消費者物価の上昇を五%以内に押えることがで

きる歯どめは何なのか、この点、国民も非常に心配をしている点であります。いかなる具体策をお

持ちなのか、あえて総理並びに経済企画庁長官の明快な答弁を求めておきます。

次に、佐藤内閣は、今日の物価上昇がの原因を、主として経済の構造的要因に求め、したがつて、高度成長の統く限り、ある程度の物価上昇はやむを得ないといふ、いわば投げやり的な態度が見えております。近代化のおくれた低生産性人に対し、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。そこで、総理は機会あるごとに「人間尊重」といふことをお示しになりました。

半ば、政府・自民党にあると言つても過言ではないのであります。しかし、本法案に基づく一般会計からの補助は、財政再建補助金七十一億円、財政再建債利子補給金、すなわち孫利子十三億円、計八十四億円にすぎず、他は財政投融資と国鉄債券、借り入れ金にゆだね、政府出資は全くのゼロであります。これで、はたして交通地獄といわれる破局的輸送需要をまかならず輸送力の增强が可能であるのかどうか。さらに、政府は、国鉄再建にあたり、わずかの利子補給を行なうがわりに、改善命令を出すなどの権限を持つことは、公企業体たる国鉄経営の自主性をそこなうものであると思うのですが、この点、総理並びに大蔵大臣の率直な御意見を承りたいのであります。

次に、国鉄運賃に問題をして、基本的な政府の物価対策についてあらためて伺います。

昭和三十八年から四十二年に至る最近の五カ年間の消費者物価の上昇は年率五・七%になつてお

た原因が何であるかを的確に把握することなくして、国鉄の再建はあり得ないと思うのであります。

勵く労働者の負担は加重をされ、また、遠距離運送率の引き上げによって、若年就労者の益事への帰省や、減税の恩典もない低所得層の遠距離旅行は、大きく圧迫されることになり、社会政策的にも問題であると思うのですが、總理、経済企画庁長官、運輸並びに労働各大臣の所見を聞きたいのであります。

以上、私は、幾つかの点についてお尋ねいたしましたが、細部については、委員会にゆだねるとしていたしまして、最後に私は、この際、政府が、大衆収容を基本とする本法案といふものを撤回をし、政府出資を基本とした、ほんとうの意味での国民のための国鉄再建を、英断をもって進められるよう強く要求をして、私の質問を終わります。(拍手)

ます、総合的交通政策を立てよ、かような御審議を見てござりますが、確かに、国鉄を取り巻くその他の交通体系が大きく変化しつつあることに對しまして、的確な総合輸送政策が立つておらない、これが国鉄の現況をもたらした少なくとも一つの原因であるということは、まことに残念ながら本末逆定することはできません。政府といたしましても、そのような反省のもとに、これから御審議をお願う国鉄財政再建促進特別措置法において、将来にわたるわが国の交通体系の中ににおいて国鉄が果たすべき役割りなどについて、基本方針の中に明確にすることを義務づけた次第であります。御指摘のように、各輸送分野を調整して過当競争を防止することも、総合的交通政策のもとに初めて可能と考えます。でき得る限り早急に、合理的な総合輸送政策の成案を得て、国鉄の再建をはかってまいります。

また、国鉄財政再建推進会議の意見書によれば、国鉄財政再建のために、四十四年度以降、十五年にわたり、その設備投資額三兆七千億円を投入するという机上プランを立てておりますが、これは、結局のこと、政府がわずかばかりの利子負担を背負うにとどまり、再建の犠牲を、運賃値上げ分を負担する国民と、合理化を要される国鉄労働者にしわ寄せされることになり、政府のいう三方一両損は、まさに、政府の一方三両得といふ欺瞞政策になると、私は思つてあります。そして、いわゆる赤字ローカル線の廢止であるとか、小駅の無人化であるとか、貨物取り扱い駅の廃止であるとか、要員不足による安全性の低下等、運賃値上げのメリットが、国民に還元されないばかりか、むしろ、サービスの低下を来たす結果となることは、わが党の先駆來、三次に行なった全国赤字路線の実態調査や、駅頭において行なったアンケート調査の結果に照らしても明らかであります。

○國務大臣(佐藤栄作君) 木村君にお答えをいた
します。

には、必ずしも都心部に立地する必要のない各種の施設を分散する必要のあることは、御指摘のと

生活圧迫の問題だと、あるいは旅客が黒字で運賃引き上げは逆だと、かような点についてのお尋ね

まず最初に、衆議院の運輸委員会の審議の状況について、議会制民主主義をじゅうりんする暴挙なり、こういう御批判であつたと思ひます。そして、私の責任を追求する、かよくな御意見を述べられましたが、私は、議会こそ、お互に堂々と委員会に出席して、その委員会の開催に応じ、あ

おりであります。すでに一部はその実施を進めておるものもあります。これが促進のため若干の具体的な御提案がありましたら、政府としても、適切な方策としてるべきものはとり、その一そぞうの推進をはかっていく考え方でございます。

がありましたたが、これはそれぞれ所管大臣の答弁に譲ることにいたします。

そして最後に、本案を撤回して出直せといらお話をございましたが、これはそういうわけにまいりません。どうかひとつよろしく御審議のほどをお願いいたします。（拍手）

〔國務大臣原田憲君登壇、拍手

国鉄財政の破綻の原因は、私が申し上げるまでもなく、基本的には、輸送構造の変化に伴つて国鉄の競争力が逐年低下したこと、特に貨物輸送量の伸び悩みにあると考えます。その他、皮相の見方だと言われますが、やはり人件費の累増であるとか、投資額の増大に伴う利子負担の増加、地方開散線の赤字の増加なども無視することはできません。今回の財政再建築では、このような国鉄の現況を率直に見詰め、企業と国と受益者の三者の協力によって再建を推進しようとするものであります。

次に、国鉄への財政援助についての御意見、お尋ねがございました。これは、大蔵大臣に譲ることにしたいと思います。さらにまた、出資等の問題も大蔵大臣からお答えいたさせます。国鉄賃貸アップの波及、物価上昇ムード等についても、これは経済企画庁から、さらにまた、生産性対策と利益還元の問題、物価対策予算の充実などについてお尋ねがありましたが、これまた経済企画庁長官からお答えさせることにいたします。国鉄の公益性と企業性の問題、さらに、運賃アップは国民

これぞ特性を生かした総合的な交通体系を確立することとござります。現在新しい全国総合開発計画が検討されておりますが、その策定を機として各種交通機関の総合的な整備計画を推進しまして、交通政策の面から過密問題の解決を進めたいと考えます。

次に、輸送力増強のための交通政策、陸海空、道路、港湾、航空、これらについて総合的に考えていかなければならぬじゃないか、鉄道、バス、トラック、航空機、船舶、このような交通機関の確立といふ問題を分けて御質問になりましたが、この点について御答弁を申し上げます。この総合交通体系といふ問題につきましては、たゞたびお答えを申しておりますが、海陸空の輸送分野の合理的な調整をはかつて総合的な交通体系を確立することは、運輸行政の主要な眼目でございますが、時代の変遷とともに変動する輸送需要に即応する体制の整備をはかるべく努力しておるところでございますが、おもな輸送機関についてそのおもなる担当分野を述べますと、国鉄といたしましては、全国幹線輸送、中長距離の貨物輸送、

大都市通勤通学輸送、航空といふものは、長大距離の高速輸送あるいは海峡、山岳地帯などを横断する輸送、海運は、長距離の大量貨物輸送、特に臨海工業地帯間の貨物輸送、自動車は、中短距離の旅客・貨物の輸送、特に面としての輸送、こういったのを受け持つべきであると考えられるのであります。しかしながら、社会経済の発展とともに輸送需要の内容もさまざまに変動して、それに応じた輸送手段の選択が行なわれるのです。また、輸送機関の側においても、技術革新を取り入れて、近代的輸送機関に脱皮しながら、新しい輸送サービスを提供して需要にこたえていかなければなりません。かくのことへ、輸送分野は固定的なものではなく、時代の要請によって変動するものでございますが、そのような事態への適応した体制が、すみやかに、かつ円滑にでき上がりますように、たとえば公共投資の配分、運賃制度などを通じて政策的に誘導していく、均衡のとれた総合交通体系を確立することが運輸行政の役割であると考えます。今後一そろ、そのため、運輸省の中でも統計資料の整備、要員の充実をはかって積極的に進めてまいりたい、このように考える次第でございます。

おかなければならぬ。したがつて、国鉄の問題にいたしましても、しばしばお答えをいたしておるよう、国鉄の首切りを行なうということを國鐵總裁は言つておつたのであります。これから世の中で、人が足りないのに、人のみにたよつて經營を持つていくということは、これはいわゆる非近代的な感覚であると申さなければなりません。したがつて、人手といふもののがないが、それにふさわしい近代的な經營をやつしていく、こういうことにふさわしい經營というものを考えていかなければならない。それには、それ相当に賃金が支払われなければならないといふことは、これは当然のことであります。また、働く人たちがそれ相応に働く能力を發揮しなければならないといふことも当然なことでありますし、これ相応の待遇は確保すべきものと考える次第でござります。

次に、國鉄財政の今日の破局に至つた根本原因はどこにあるか、こういうお問い合わせございましたが、これも、總理からお答えがございましたが、やはり私は、この根本原因は、國鉄が先年から日本交通といふのを独占しておつた、昭和二十年代から三十年代近くまでそういう状態が続いておる。ふさわしい經營——社会構造の変化に対応するふさわしい經營ということに心が足りなかつた。この点が一番原因であろうと考えます。それはどういうことかといふと、結局モータリゼーション、ほかに交通体系といふものが新しく出てきた。これに対応するところの適切な処置が十分とられておらないために、見込んだ収入が入つてこない、人件費はふえていく、借り入れした資金が圧迫してくる。このやはり三つが大きな原因であろうと考えるのであります。これに対しまして、今までいろいろな対策がとられたわけですが、今までけれども、十分な効果を發揮しなかつた。そこで、このままいつたならば、先ほど提案

理由でも申し上げましたが、一両年中に償却前赤字になる、企業として立ち行かなくなる、こういうことで、今度こそは抜本的な対策を立てようということです。いま両法案をお願いいたしておるわけですが、いまして、これは国のはうもあるいは地方公共団体のほうもできるだけのことをする、こういうことで、運賃のほうも、まことに皆さん方に申しわけございませんが、最小のひとつ御協力を賜わりたい、こういうことをお願いをいたしておりますのでござります。

公共性と独立採算制の矛盾について、これは大臣からあとでお答えになると思いますが、国鉄の経営といふものは、運賃収入によつて経営のもととするということは、国鉄ができるときからの一貫した考え方でございます。いまの公社に変わりまして、その考え方というものは変わつておらないのであります。一般公共事業といふものは、たとえば道路はこれは無料公開の原則といふことでやつてきておるのでございまして、国鉄がやはり運賃収入をもつて企業の経営の根本にするという考え方につきましては、これは当然のことであらうと思うのでござります。そして、国民の福祉のためにどうそのサービスが行なわれたかと、いうことが問題であつて、公共事業として行なわれたか、公営企業として行なわれたか、民間企業とされたか、公営企業として行なわれたか、民間企業として行なわれたか、あるいは国鉄のような公企体との形として行なわれたか、これはその効果があがることによつて評価されるべき問題であります。もちろん、現在の国鉄は、御指摘の中にもありますように、相當いわゆる公共的な部分を背負つております。これに対しまして、私は今後とも一般私企業と違つた公共負担というものに対しても検討を加えていかなければならぬ部面があるのではないか、このように考えております。

勵者、国民の犠牲において國が得するということになるではないかといふお尋ねであります。これも今まで答えてきましたように、決してそうではありませんで、今度のこの方法をもつて初めてございませんで、今度のこの方法をもつて初めて抜本的な解決ができるのでございまして、たとえば、國の一般会計からすべて國鐵再建のための經費を出せ、出資をしろ、こう言われましても、現在の國の財政状態から見ましたならばなかなかむずかしい。そこで孫利子方式と言われます、これは實際に一般会計に金があつたならば、四百八億という金を出せるわけでありますけれども、一般会計にないから、いわゆる財政投融資資金から持つてきて、実質的に一般会計から出したと同じこととする、そのかわりに國が十三億のそこの利子を出すということになりますから、これは知恵を出したということをございまして、國ができるだけの仕事をやつておるのでござります。これらのことについて、ことは十三億であります。この十年間には九百億近い國から助成をするということになるのであります。また、地方公共団体にいたしましても、昨年は納付金は一錢も軽減することができなかつた。これを二十五億輕減をするという方法をもつてやつていくのであります。そして、一般会計と申しましても、これも國民の税金であります。税金でまかなくていいが、國の財政の中はどうまかなくなつていくか、この方法が問題なのであります。決してこれは國鉄の労働者と國民だけの犠牲において行なわれるものではございませんで、今度の再建推進會議の考え方といふものは、國民の皆さん方、それから國の財政、利害関係者と連絡改定をやらずに、旅客だけやる、こういう考え方であるということを御了解賜わりたいのでござります。

の定期の値上げがまた起つてくるし、零細企業の労働者や低所得層の遠距離旅行にまで圧迫を加える結果になつておるではないか。こういふお尋ねであります。国鉄はこれはもう全体として、運賃料金が国鉄全体の原価を償うという総合原価主義をとつて運用されておるものでございまして、もうかつておる線だけ安くしていくといふようなわけにいかないものでございます。貨物の問題につきましては、やはり貨物運賃を値上げするといふことが、物価問題といふ問題と直接衝突を起こしてくるわけでございます。これらの点を深く勘案いたしまして、今度は旅客運賃の値上げだけをしてもらつた、こういふことでござります。

それからなお、国鉄運賃の問題につきまして、低所得者の長距離の旅行にまで影響してくるじゃないかということでございますが、國民はいまやレジャーブームといわれるくらいこのことは所得があつて、旅行者もふえておるのでございます。だから、これらの点につきましても、やはり國鉄で働くおる人たちの収入もふやしていかなければなりません。國鉄が赤字が出ておるから、月給上げないというわけにもいかないであります。この三回の値上げで約一兆七千億の収入がありましたが、一兆二千億は國鉄労働者のための人件費であります。これらのことを考えますときに、やはり國民の皆さん方にも最小限度の御協力を賜わりたい。自分たちは旅行ができるけれども、國鉄の労働者は安い月給でやれといふわけにないのではないかと考えるのでござります。(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳氏君) 私に対する質問も、總理、運輸大臣に対する同様に、國鉄財政の困難な事態に立ち至つた原因、理由いかん、こういふことでござります。ただいまお話しのとおりでありますとして、他の輸送機関全体が非常に進んでき

た。その間鐵道の比重が減つた。つまり、陸の王者たる地位から転落したといふにいわれますが、そこに根本的な原因があると、こういふうに見ておられます。したがいまして、生産性の向上、こういう面から見ると、足らざるところがある。それに対して貨金が倍も上がつておる、こういふこと。それから、資本費の負担が増高しておる。この三つに歸することができる。この財政再建推進会議の結論につきましては、全面的に私はそう見方を同じくいたします。

この事態に対しましてどうするか、この推進会議のほうでは、國鉄、利用者、政府、三者で協力してこれを打開しなければならぬ、こういふうに基づきまして、まあ、案を出してきたわけであります。

それで、政府に対する要望は何かというと、政府が六千何百億円金を貸しておる、この利息をたな上げせりと、こういふことであります。運輸大臣はそういう要求をしてきたのであります。私はじつと運輸省のほうを見ておつて、どうも運輸大臣はそういう要求はしておるが、大蔵省はなかなかこれをすっぽりのまゝ、のまことは困難であろうというふうに考えておつたと私は想像いたします。また、大蔵省におきましても、事務当局の間におきましては、相當いろいろの議論があつた。私はこれに対しまして、一切これはち

びつちやいかぬ。すっぽりのまゝいかぬ。その

かわり、國鉄當局に対しましては、最大限の合理化をしてもらいたい。また、利用者に対しましては、負担を忍んでもらいたい。この推進会議が提唱するところの三者負担による解決、この線で今

回は思い切つて解決すべきである、こういふうに申し上げまして、國鉄の要求につきましては、

珍しく一文もあひらずにこれを承諾した、こういふことに相なつた次第であります。そこで、最近における物価の上昇の傾向を

おおむね把握するに、ことに昨年四十三年度の上半期などでは五・七%の上昇である。その勢いをもつてす

れば、四十三年度は六・九%近くも上がるのではないことを実は心配いたしましたのであります。そこで、どうしても五%で四十四年度を押す。そこで、どうして五%で四十四年度を押す。そこで、五%に物価を抑えるということになります。さよなことで、どうも政府がこの問題は全責任を負つて解決せいといふ御所見でございまして、さよなることになりますれば、これは親方日の丸、これは企業体としての競争原理といふものが働きかない。やっぱりこれは、あくまでも公共性はあるけれども、企業体である。しかし、公共性があるからこれが行き詰まるということに相なつてはならない。そういうことで、今回のようにまず財政を再建するためには政府も思いつて援助をするということにしなければならない、かようないま考えておるのであります。何とぞ御協力のほどをお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣菅野和太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(菅野和太郎君) 国鉄料金の値上げと物価との関係について御質問があつたと思うの

であります。が、國鉄料金をなぜ上げなければならなくなつたかという経緯につきましては、總理並びに兩大臣からお答えをありましたからし

て、その点は省略させていただきますが、そこ

で、問題は、國鉄料金を引き上げすることによつて他の物価に影響しないか、といふことが論点となるのではないかと、こう考えておるのであります。

たびたび申し上げましたとおり、この四十四年

度の予算編成にあたりましては、一方では、安定した経済成長を持続せしむるという目標を持ち、

一方では、物価を安定せしむるといふ目標を持つ

が、それを何とか他の方法でこれをまた消すよ

うな方法をとらなければならぬといふことで、いろ

いろの対策を考えたのであります。根本はやは

り米価です。米価が上がるたびに物価は上がつておられます。これはもう毎年の例をとつてもそうで

すが、十月ごろから物価が上がつておる。それでありますからしてやはり米価を抑えるということにな

るが目標であるかといふことで、五%上昇といふ

こと、これが基本だということで、米価は抑制する

ということを、これはたびたび總理並びに農林大臣、関係大臣からも申し上げておるとおりであ

ります。そこで、まず、米価を抑え、その他の公

共料金を抑えるといふことで、國鉄の料金の引き

上げがあつても、これに便乗して他の交通機関の公共料金の値上げは抑える、極力抑えるといふ方針を定めたのであります。いままで、国鉄の料金の値上げがありますると、他の交通機関の公共料金が便乗して値上げしております。そこで、便乗値上げは一切認めないと、いう方針を立てて、交通関係の公共料金は極力抑えるという方針でやるのであります。それで、いろいろの先ほどから申し上げました方策を講じまして、五%の上昇率で抑えるという大体見通しを立てておるのあります。

それから先ほどちょっとお話をありましたが、生産性の向上によって利益が出た場合に、これを消費者に還元する方法をとるかどうかというお話をあります。これはもちろんたびたび私たちもそれは申し上げておるのであります。なおそれを徹底せしめる必要があるということを考えまして、実は三月の二十日に物価対策閣僚協議会を開きまして、そこで政府が物価に対してもう一度態度をとつておるかということをはつきり決定いたしました。直ちに経営者の団体である経団連の幹部諸君と出会いまして、生産性の向上によって得たところの利益は、これを消費者に還元するという対策をぜひ考えてほしいということをお願いしましたのであります。経団連の幹部諸君も、できるだけひとつ協力しようという御返事をいただいたのであります。これは皆さま方も切に要望されておりますのであります。われわれも、一般消費

者の価格を上げないよう、下げるようになります。したがつて、同時に一般物価の上昇を抑えることができる。こういうように考えておる次第であります。(拍手)

これは総理
りであります
他でなくて
は、過労は
たしたい、
な合理化な
であります

工具の改善、再建が早急に必要であるといふことは御存じのとおりでございますが、このため經營全般にわたる合理化等もいま検討、実施を迫られております。それで、一般的に申しますと、合理化問題はどうしても労働面に影響があることは、御指摘のとおりでござります。でありますからかのように合理化するという場合でも、人間尊重の立場を十分配慮するよう私どもも考えておるところであります。ことに、交通機関にありますしては、乗客、貨物の安全輸送を最大使命と考える点から考えまして、職員の過労防止には諸般の施策をいたしたい。また、適正な労働条件、労働環境の整備等が必要であることは、もう言うをまたないところであります。

次に、今後、国鉄再建に關する基本方針とか、再計画の策定もだんだん進んでまいりますが、このような場合におきましても、労働問題を担当する私といたしましては、いま申しました観点から、十分人間尊重のたてまえを貫いていきたいと、こう考えておる次第であります。

次に、国鉄運賃を値上げすると、物価に影響し、労働者の生活に影響がある。それは、若干ないとは申しません。あることは御承知のとおりでござります。この意味で、国鉄運賃の問題は労働者の生活面に非常に影響があるので、私ども非常に慎重にいたしておりますが、今回の改定は、日本国有鉄道の財政再建にいたしませひとも必要な、しかも緊急やむを得ない、急いでおりますといふようなことでござりますので、國民一般への影響、また労働者への影響も若干ございますが、もはや必要最小限度において改定を行なおうとす

るもので、
得であるもの
す。(拍手)

○田代富士男君 私は、公明党を代表して、今回政府より提案のありました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一案につきまして、総理並びに関係閣僚にお伺いします。

特に今回の運賃値上げは、従来の運賃値上げの場合と異なり、利用者のメリットは認められず、財政再建策の一環として打ち出されております。したがつて、まず第一に、この値上げの家計及び一般物価に与える影響についてお伺いします。

定期運賃はこの値上げによって、昭和四十一年四月現在の三倍ないし四倍近い料金にまで値上げになり、物価高のおりとはいえ、これほど高騰する物価は他に見られないであります。しかも通勤者の中、通勤定期代の全部または一部を本人が負担している者が全体の四六%も占めており、値上げが家計に大きく影響を与えることは明らかであります。その上、国鉄運賃は諸物価の基本となるだけに、他物価への影響力もほかに比較できません。中でも国鉄と並行区間を持つ私鉄の運賃は、一物一価の法則に反しても抑え切ることがであります。物価問題を旗じるしの一つに掲げる政府の物価政策の真価を問われる問題として、総理並びに経済企画庁長官にお答え願いたいのであります。

第二に、国鉄の公共性と企業性の問題についてお伺いします。

言うまでもなく、国鉄は国土の総合開発と地域格差の縮小、文化の交流等を目的としており、国

民経済の中にきわめて高い地位を占めております。年間延べ七十億人以上の利用者があることでも明らかなるように、公共性が優先することは当然で、この公共性の高い国鉄であるがゆえに、通勤、通学等の割り引きにおける公共負担等は、政策的な財政援助によるのが当然と考えるものであります。さらに、現在のように、国鉄の財政が独立採算制の限界を越え、それによって生じた赤字の負担をどう解消するのか、法律にその明文がないだけに政府の考え方をきわめてあいまいであります。このことは重要な問題であり、赤字を国民に負担させることは、公共性を強調する政府みずからが国鉄の公共性を全く無視していることになります。この点国鉄は、港湾や海運、航空や道路とどうして財政上の扱いに大きな違いがあるのか、総理並びに運輸大臣にお伺いします。また、財政をあずかる大蔵大臣はいかがお考えになつているか、お伺いします。

第三に、今回の再建策の基本となりました財政再建推進会議の意見書に従つてお伺いします。

意見書では、鉄道の持つ特性を明らかに示しております。これにこたえて政府は、一休国民経済の中での鉄道の役割をどのようにとらえているのか、また、財政再建という当面の課題を推進しながら、どのような国鉄にしようとしているのか、どんなビジョンをお持ちなのか、総理並びに運輸大臣にお伺いします。

さらに、同意見書は、現在進行中の第三次長期計画については「現在建設中及び建設予定の鉄道新線については、国民経済的観点及び当該地域の実情等から再検討を加え、極力その建設を重点化する等の措置をとる」とこととして、再検討を要求しているのであります。運輸大臣はこれに対し、どのようにこたえる決意を持つておられるの

か、お伺いします。

次に、設備投資に関して、意見書は、再建期間十年間の大綱を四項目に分けて計画目標を示しております。

客輸送として約一兆二千六百億円、第二に、中長距離大量貨物輸送として約八千百億円、第三に、大都市通勤通学輸送として五千五百億円、第四に、合理化安全対策等として一兆八百億円を計上し、合計三兆七千億円となつておりますが、これによつて、どのような社会経済的な効果と国鉄経営上の効果をもたらすものなのか、承りたい。また、収入の確保に関して、今回の運賃値上げを含めて、三たびの運賃改定をする予定になつていますが、その場合、当初予定している収入があげられないかたならばどういうことになるのか、また、運賃料金の彈力化、合理化を今後どのように進めるのか、また、指摘されている「関連事業への拡大」をどうするのか、総理並びに運輸大臣にお伺いします。

第四に、貨物輸送の合理化、近代化についてお伺いします。

すなわち、從来国鉄は「戸口から戸口へ」のキャッチフレーズでコンテナ輸送に力を入れてきましたが、最近、フレートライナー制、すなわち戸口一貫責任輸送体制の導入を計画し、来年度より実施の運びとなっております。これもまた財政の苦しい国鉄の新機軸を開くものとして歓迎されているわけですが、これによって国鉄は、どの程度の貨物量の伸びを期待しているのか、それによって貨物輸送はいつ黒字に転じ得るのか、現在その準備はどの程度進んでいるのか、また、一貫輸送のためにトラック運送と国鉄貨物の運賃体系に新しい矛盾が生じた場合、どのように克服するのか、それらの点について運輸大臣にお伺い

並びに運輸大臣に質問いたします。
すなわち、道路投資が鉄道投資よりも単位当たりが廉価で済む結果、道路を安易にふやし、したがって、車が急速に増加し、いわゆるモータリゼーションが進んだのであります。しかし、社会経済全体の立場に立てば、これは必ずしも効率的な投資にはなり得ないのであります。特に鉄道と並行している道路との関係についていえば、ばく大な赤字をかかえる国鉄が、無理やりに赤字線を押しつけられ、その後から並行して道路を建設した例が見られます。しかも輸送需要は将来とも、どちらか一本で十分にこたえられるのであります。このような問題は、運輸交通体系全体における各種交通機関の役割りを明確にし、社会経済全体の立場に立って効率的に決定していくべきであります。右の例でいえば、鉄道は道路建設以後、前にも増して營業係数は悪化しており、この問題について總理並びに運輸大臣にお伺いします。

第六に、国鉄の資産評価の問題についてお伺いします。

国鉄の資産評価は、昭和三十九年に行なつて以後実施されておりません。この資産評価は毎年行なわれるべきではないか。特に正確な資産の評価が国鉄財政の実体を明らかにする以上、現在ほど資産が正確に評価されるべきときはないと思うが、この点、運輸大臣のお考えをお伺いします。

第七に、さきに国鉄が明らかにした八十三線に及ぶ赤字ローカル線の廢止案についてお伺いします。

この中には、敷設して数年しかたっていないものも含まれておりますが、国鉄はこれらの廃線候補をどのように扱われるのか、また、これに関連して、意見書にある「代替輸送の促進」について、国鉄はどのように地元民を説得するつもりなのか、あわせて運輸大臣にお伺いします。

第八に、国鉄に関する法律や制度についてお伺いします。

に施行された鉄道敷設法であります。明治、大正の望洋とした鉄道独占時代のなごりをとどめ、たゞ、どこからどこまで敷設すればよいという路線の目標を示したにすぎないものであります。この間、社会情勢は大きく変化し、ためにこの法律は全く陳腐化してしまいました。しかも今日の日本の状態から見るならば、これはせひとも検討をするべきではないかと考えるものであります。また、この鉄道敷設法の実施機関である日本鉄道建設公団もさわめて不合理な存在であります。すなわち、鉄道公団は、經營の主体者たる国鉄の意思とは無関係に、敷設法の予定鉄道線をただ敷設して、一方的に貸し付けたり譲渡したりすることになつております。國鉄經營上さわめて危険であります。道理にかなわないことであります。こういう方式は他の世界では考えられないことであります。これこそ國鉄の財政危機の根本原因の一つになつております。もしもこれを今後とも許すならば、いよいよ国民の負担は大きくなるばかりであります。これに關しては、昨年七月、民間団体である産業計画会議は、敷設法と鉄建公団法の廃止すら主張しているのであります。政府は、國鉄の現状と将来を考え、鉄道敷設法と日本鉄道建設公団法の問題についてどのように考えておられるのか、總理並びに運輸大臣にお伺いするものであります。

がございました。あるいは本会議の席上で明らかにできなかつた点は委員会に譲ることにしたいと、かように前もつて御了承を得ておきます。
ところで、まず第一に、国鉄旅客運賃改定の家計への影響、これは一体どうかというお尋ねであります。これはどうも個々の通勤者によりまして、その程度がそれぞれ違います。したがいまして、私は、全国平均で申しますと、全国労働者世帯の平均ベースだと二十二円程度が影響するといふことであります。したがいまして、家計消費支出に対しましては○・○三%、かような数字が出ております。

次に、タクシー、バス、地下鉄、その他私鉄運賃、これもまた便乗値上げするのではないかといふお尋ねであります。先ほども經濟企画庁長官からお答えいたしましたように、便乗値上げは極力これを押えるつもりでございます。ただいま、この国鉄の運賃値上げが行なわれますと、国鉄と並行關係にある私鉄などのこの運賃、これを据え置きますと相当の差ができる、ことに定期運賃につきましてはかなりの格差が生じることは事実であります。しかし、その定期運賃の負担の関係等もありまして、これは必ずしも個人ではございませんから、そういう意味で事態は、運賃の格差どおりに輸送状態が変わる、影響を受ける、かようには私は考えておりません。私鉄運賃を引き上げなければならないかどうかといふ点、これにつきましてはいろいろこれまで申し上げておりますが、個々の經營内容がらどうしても値上げしなければやつていけないのかどうか、特に經營の能率化なり体質改善の余地は全くないかどうか等を十分調査いたしまして、ただいま申すように、便乗値上げ、これは許さないと、かような方針で取り組んでおるわけであります。

次に、国鉄のいわゆる公共負担につきましては、国鉄の競争力が圧倒的に強かつたときにおきましては、その採算におきまして特別の割引を行なうことができましたが、その競争力が今日よりよ

10. The following table summarizes the results of the study.

うに弱まつてまいりますと、特別な割引を続けることが困難になつてまいります。公共性だからと申しましても、実費を割るといわけにはいかなくなる。したがいまして、いわゆる公共負担は国鉄財政の状況に応じまして、まず特別の割引制をできる限り整理し、輸送原価に応じた運賃に改めることによりまして解消すべきものである。かように考えております。赤字の補てんという形で國が助成することは妥当でないと、かように考えておりますが、国鉄が困難な財政事情にもかかわらず、公共的使命達成のためになお巨額の投資を続けている現状にかんがみまして、国鉄自体の合理化努力及び運賃改定による国民各位の御協力を前提としつつ、国鉄の資本コストの軽減をはかるため、財政援助措置をとつたものであります。

なお、他の公共施設に対してもいろいろお尋ねがありましたが、むしろ問題は、道路その他の面における財政的援助、そのほうに問題がある。国鉄のあり方の、いわゆる利用者を一つの柱にしているほうが本筋ではないだらうか、他の面についての財政支出は考えていかなければならぬよう

に、私は今日思うのであります。

ところで、国鉄のビジョン、これは一体何かというお尋ねであります。私が申し上げるまでもなく、御承知のように、総合交通体系上、国鉄につきましては、特に都市間の旅客輸送、中長距離の大量貨物輸送、大都市の通勤通学輸送の三つの分野において、今後ますます高度化するわが国経済社会の要請に十分こたえ得る近代的輸送サービスを提供することにあるものと私は考えております。このため、輸送力の増強とともに、経営の近代化、能率化を推進し、その使命に十分こたえ得る体制の確立をはかる必要があり、旅客につきましては、いわゆるフレートライナー方式の推進等を中心として、輸送方式を近代化することも、業務の能率化、合理化を積極的に推進し、高度の輸送サービスと高い生産性を有する近代的輸送機関への脱皮を進めてまいりたいと考えております。

次に、収入不足の場合の国鉄再建をどうするか、これは運輸大臣から答えることにいたします。また、運賃料金の彈力化、これまた運輸大臣から、関連事業への拡大、これも運輸大臣からお答えすることにいたします。

次に、交通投資のあり方ですが、全体の交通体系のもとに交通投資を行なえという御意見は全く同感であります。総合交通政策の構立は、そのためにも必要であり、早急にその整備をはかつてまいります。なお、鉄道と道路の並行するものにつきましては、先ほどもちょっと触れたの但あります、鉄道と道路の役割りが必ずしも同一でないために、直ちに二重投資であるとは言えません。最近のモータリゼーションの進展や道路整備の進捗等による交通事情の変化にかんがみまして、それぞれの地域の実情について十分検討し、二重投資になることのないよう十分留意してまいりたいと思います。

れました。確かに五十年前に鉄道敷設法が公布されております。その後、時代の進展に応じまして、十数回の改正を行なつており、必ずしも現在の社会情勢とそくわくなつたとは考えておりませんが、今後とも、さらに時代の進展に即して、必要に応じて所要の改正を行なうよう、また、行なえるよう御意見どおり不斷の検討を行なつてしまりたいと思います。

次に、鉄道建設公団が新線を建設する場合に、まことに最も大切なことは、直ちにこの一員

は、これは御承知のよろしく、日本鉄道開拓委員会の意見である鐵道建設審議会の意見に基づいて決定しておるのでありますから、國鉄の意向を無視して独走しているという、そういうものではございません。交通体系に占める鐵道の役割りを十分検討の上、わが國の産業基盤の強化と地域格差是正のため、重点的に建設を進めてまいる方針であります。

すが、今後はどうするかということ、今後の達成についてのお尋ねがありましたが、関係法案の可決を願った上で、適確な再建計画を樹立し、全力をあげてその達成に努力してまいりますが、どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。(拍手)
〔国務大臣菅野和太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(菅野和太郎君) 物価の問題について
は、もうほんと総理がお答えになりましたから、私がもうこれ以上つけ加える必要がないと思いますが、ただ、それを補足する意味で、一つだけ申し上げておきたいことは、並行の私鉄の運賃を押えることができるかどうかというお話がありましたが、この私鉄、大手の私鉄と国鉄とは非常に事情が違っておりますのであります。それは、国鉄は先ほどもお話をありましたとおり、赤字路線を、八割の赤字路線を持っておりますし、その他の公共負担や何かがありまして、国鉄自体は赤字経営なんです。ところが、一方私鉄は、収益性のある路線を経営しておりますし、しかも、旅客輸送をやっておりまするし、そしてあまり利益のもたらさない貨物輸送はやっておらないということになります。また、最近私鉄の経営者は、みんなそれぞれ不動産業なり、百貨店を経営しております、したがいまして、私鉄では決して赤字ではないであります。でありますからして、国鉄は赤字だから料金を値上げしたが、赤字でない私鉄も便乗値上げせいということございました。先ほどもお答えをいたしましたのでございますが、一般の公共事業といわれておる港ります。(拍手)
〔国務大臣原田憲君登壇、拍手〕
○国務大臣(原田憲君) お答えいたします。
国鉄の独立採算制の限界が来ておるではないかということに対しましては、総理からもお答えがございました。先ほどもお答えをいたしたのでございますが、一般の公共事業といわれておる港

湾、空港、道路、これは先ほども申し上げました。が、道路は無料公開という原則で、一般会計の負担において整備していくということがずっと政治といふものがが始まつてからの形態でございます。国鉄といふもの、鉄道事業といふものは、これは運賃の収入によってまかなっていく。こういうたるものをおおむねに運賃の収入によってまかなつておるわけでございます。このことにつきましては何度もお答えをいたしておりますが、国鉄の第三次計画あるいは第二次計画といふものを推進する場合にも、いまの国鉄の公共負担といふ問題が出てまいりました。しかし、独立採算制でいくべきものであるという点から、政府財政当局は、これに対してその事業計画といふものは認めておりますけれども、いわゆる公共負担といふ行き方で一般会計から財政支出をするということがなかつたわけでございます。この点につきまして、今回は、私が運輸大臣に就任いたしまして、この第三次計画に対しましても、相当ないわゆる利息の高い金を借りて、国民経済のために投資をしておる。これが国鉄の赤字の、一つの財政の圧迫になつておるということとは間違いないのであるから、せめて政府関係の金の利子を据え置いてもらいたいという話をいたしました。先ほども申し上げましたが、これに対しまして、国が初めて相当大幅な財政支出をする、こういふことになつたわけであります。また、地方公共団体、これは鉄道は敷けと言われる、赤字を出しておるような鉄道でも残しておけと、こうおつしやる。一方、国鉄は、その貧乏なところでなお国鉄の納付金を払わされておる。こういう状態にあるわけでございまして、昨年も百三十億の国鉄納付金を何とかかんべんしてもらいたいといふことに対しまして、自治団体はやはりこれは必要な財源であると、こういうことから、なかなかこれは国鉄の言ふうとおりにならなかつたわけでございます。これらのこととも今回は特に折衝をいたしまして、国及び地方団体が財政支出をするということを御承知を願つたのであります。これらの点について

は、今回は相當思い切った措置をしておるといふことについては、国鉄みずからやはり独立算算制の精神を忘れずに、合理的経営をやつしていくことを考えて進んでいかなければならない。と申しますのは、一般財源というものは、これは国鉄に乗らない人も、利用しない人もみな払っている税金で、学校を建てたり、あるいは保育所をつくりたり、これらの財政需要に応じなければならぬの筋道ではない。このように考へるのでございまして、今回は、國も、そして利用者の皆さま方に払うのがたてまるが、赤字を出したらこれを補わなければならぬといふことは、ほんとうに御了解を賜わりたいのでござります。

次に、国鉄の将来についてのビジョン、それから新線建設の方向、再建期間中の投資効果についてお尋ねがございました。これもたびたびお答え申し上げておりますが、国鉄は斜陽産業のように言われておりますけれども、決して全部が全部そぞらではない。たとえば、新幹線のことく、毎日満員でございます。お客様も満足をされております。これらの大都市間の旅客輸送、中長距離の大容量貨物輸送、大都市の通勤通学輸送といふよしな面員でございます。お客様も満足をされております。これは大きな国鉄のこれからのことめであらうと言わっておりますけれども、決して全部そぞらではない。たとえば、新幹線のことく、毎日満員でございます。お客様も満足をされております。これらの大都市間の旅客輸送、中長距離の大容量貨物輸送をやっていく、こういうことは今後国鉄にとって、これは大きな国鉄のこれからのことめであらうと思ひます。また、貨物におきまして、フレートライナーの方式を取り入れて、近代的な貨物輸送をやっていく、こういうことは今後国鉄にとって、これは大きな国鉄のこれからのことめであらうと思ひます。また、貨物におきまして、フレートライナーの方式を取り入れて、近代的な貨物輸送をやっていく、こういうことは今後国鉄にとって、これは大きな国鉄のこれからのことめであらうと思ひます。また、貨物におきまして、フレートライナーの方式を取り入れて、近代的な貨物輸送をやっていく、こういうことは今後国鉄にとって、これは大きな国鉄のこれからのことめであらうと思ひます。また、再建期間中の投資効

果——先ほど申されました総額が、これが約三兆七千億と、まあ意見書では申しておるのでございまして、先ほど申しました国鉄輸送力の旅客、貨物にわたる大幅な増強、保安の向上、国鉄業務の近代化、能率化がはかられて、国鉄が将来にわたりまして、わが国の総合交通体系上の役割りを適切に果たし得るものと考えておるのでござります。
それから、収入の確保及び運賃料金の弾力化、合理化、関連事業についてのお尋ねがございまして、この収入の確保につきましては、他の輸送機関との間の競争条件の均衡化、国鉄輸送の近代化によりまして競争力の強化をはかつて、いま先ほど申し上げておりますような手だてを立てて、収入の確保に遺憾なきを期しておる所存でござります。
また、これから十年間にまだ三度値上げするんではないかというお話をございましたが、あれはあくまで再建推進会議の中の試算でございまして、確定いたしておるのではありません。今後、もちろん、物価等が上がってまいりまして、鉄道で働く人たちの賃金というものもそれに応じて上げなければならないということを勘案いたしまして、値上げが絶対ないということは申されないと、値上げが絶対ないといふことは申されないわけございますが、三べん上げると決定いたしておるわけにはございません。
また、そのために、運賃の弾力化、合理化ということについてどうするのかという問題でございますが、これらの問題につきましては、推進会議では、この期間中に運輸大臣に権限を与えるらどうかと答申をいたしておるのでございますが、私は、これは非常に重大な問題でござりますので、今回は御提案いたさなかつたのでございまして、これらのことについては慎重に今後考えてまいりたいと思います。
なお、国鉄の関連事業の拡大につきましては、たとえばパイプラインの運営とか、駅ビルの管理といふような、鉄道の新しい事業ということより

考えていくべきであらうと考えます。しかしながら、土地の売買や百貨店経営といふよくなことにつきましては、これは民間事業への影響等も考慮して、慎重に検討すべきものであらうと考える次第でございます。

それから、特にフレートライナーについてお尋ねがございました。フレートライナーにより輸送される貨物の数量は、四十四年度百八十万トン、四十七年度千万トン、五十三年度四千八百万トンということが見込まれておるわけでございます。で、黒字にいつなるかというお話をございますが、何度もお答えいたしておりますが、国鉄は総合的な原価計算をやっておりまして、貨物輸送だけでいつから黒字になるかということにつきましては、いまお答えするまではございませんが、総合的には、五十三年度までに償却後黒字になるということを目標にいたしております。

フレートライナーの進捗状況でございますが、四月下旬実施をめどに諸般の準備を進めております。

また、トラック、通運と国鉄貨物の運賃体系、これらフレートライナーとの関連につきましては、十分勘案しながら適正なものを設定いたしましたと考えております。

それから、二重投資の問題につきましては、整理がお答えになりましたので、重複を避けさせていただきます。

それから、予定した収入が確保できなかつた場合どうするのか——予定を必ず確保できるようにがんばるつもりでございます。

それから、国鉄資産の評価は毎年行なうべきではないか——まあ、毎年行なわなければならぬか、いうことについては、いろいろこのごろ意見があるようでございますが、私は、国鉄資産の評価を十分にするということは大事なことでありますて、御説、賛成でございまして、今後とも十分にして、國鉄に対しまして検討するようにしたいと思つて

それから、赤字路線の廃止の問題でござりますが、御指摘のように、国鉄総裁の諮問機関の諮問委員会から、八十三線廃止計画と、いうようなことを出しておるのでございますが、これは私が何度もお答えを申し上げておりますように、非常に重要なことでございまして、個々の線区が鉄道網に占める地位、地域交通に占める役割り、総合的な国土開発計画との関連、地域開発から見た将来性、道路の整備状況等を勘査して慎重に判断をしていきたいと思っております。

それから鉄道敷設法の問題につきましては、總理がお答えになりましたので、重複を避けさせていただきます。

鉄道建設公団の問題につきましても、總理がいまだお答えになりましたので、重複を避けさせていただきますが、いずれにいたしましても、鉄道敷設法も昭和四十年に、新しくこれからということを考え直しておるのでございまして、また、鉄道建設公団につきましては、国鉄総裁も運輸審議会に入りまして考へておりますので、欠点は補いつつ、今後とも十分に効力を發揮ができるよう検討を加えていきたいと考える次第でござります。

以上、お答え申し上げました。(拍手)

○國務大臣(福田赳氏君)　お答え申し上げます。

私に対しましては、道路などには国が財政援助をするが、国鉄には薄いのじやないか、それはどういうわけか、こういうお話をございます。国鉄は、私鉄に見られるように企業として成り立つ要素を備えておるのであります。国といたしましては、公共企業体としてこれを運営しておるわけであります。それが、その国鉄に与えられた任務、つまり旅客貨物の輸送です。そのサービスを利用する方に対しまして御負担をいたぐ、これは私鉄等と異なるところはないわけであります。それに反して道路のほうは、有料道路はこれは企業として成り立つ可能性があり、またそういうふうに運営をいたし

ておりますが、一般的の道路は、これは不特定の全
国民が随时利用するわけでありまして、これに対
しまして料金を徴収するといふようなことは不可
能でございます。これは性質上、そういうものに
対しましては、これは税をもつて行なうといふこと
となるのが当然かと、かように思うのであります
して、そこに根本的な違いがある。つまり、一般
の道路は企業として運営すべきものじゃない、税
によってこれを運営し、また、国民全体がこれを
利用する、こういうたてまえをとるべきものであ
る、こういう大きな違いが企業体との間にある、
かのように心得ておるのであります。(拍手)

○議長(宣宗故三君) 中沢伊登子君

伊達半角
弘其 民主堂

○中沢伊登子君 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま提案になりました国鉄にかかるる二法案に対し、主として物価抑制の立場から質問をいたしたいと存じます。

語林集解

政府は昭和四十三年度の物価上昇率について、は、当初四・八%にとどめる旨を国民に公約いたしましたが、結果的には五・三%と大幅な上昇超過を見せたのでございます。しかも、国民の実感といたしましては、日常、消費度合いの高いものが上昇いたしましたので、家計支出の実際額が増大し、非常な負担増として反映しているのをございます。したがって、政府が、統計上の平均の物価上昇比率をとつて発表いたしましても、国民の実感には沿わないでございまして、もやはや物価につきましての国民感情は、政府たよるに足らず、ゲバ棒でも振るいたいというのが実際のところをございます。特に、政府自身の方針で押えることの可能な公共料金が軒並み上昇いたしました昨年からは、一段と政府不信の声が高まり、何のために政府はあるのかという鬱陶すら大衆の中に広まつておりますが、このようなどき、

社中、赤字会社が大四・六%になつていて、このため、運転手の給与面の改善ができず、優良運転手の不足、乗車拒否の増大、といふ悪循環を招いていると、報じています。このような状態からいたしまして、国鉄が上がれば、私鉄、バス、タクシーも必ず上がるとの受け取るのは、当然でありますし、国民の不安と、反対運動の第二の根拠も、実際にこの連鎖値上げへの心配にあるのでございます。これについて、中曾根前運輸大臣は、国鉄の値上げを認めれば、私鉄のそれを認めないわけにはいかない。したがつて、国鉄値上げは認めない方針であつたと聞いております。これに対し、最近、原田運輸大臣は、「私鉄の値上げは絶対認めない」と、さも国鉄と私鉄を別個のものとして言わせておりますが、佐藤内閣になつてから四年五ヵ月、すでに、運輸大臣は七人目でございますが、大臣のかわるたびに方針が変わらるようでは、国民

押しつけられ、申請が出されていると聞きますが、来年度はどうのようになりますか。一貫にパンクするようなことがあっては、これまた、たいへんなことになりますが、確固たる計画的な方針がおありますか。いかがですか、この点お答えを承ります。

第三には、国鉄の財政再建対策についてお伺いいたします。

国鉄は、単に国有企業としてあるものではございません。国の基幹輸送手段として、国民経済の発展に寄与する重大な使命を持ち、具体的には、製造、流通の原価に与える影響を調整するとともに、国民の消費生活の安定に貢献すべき重い役割を負って、それには、國民の國鉄でなければならぬのであります。それゆえに、広範な国民が、物価の観点から、あるいは、交通経済の立場から、それぞれ重大な関心を持ち、国鉄監督のあり方につ

させられることになります。同時に、タコが自分
の足を食う結果になると思うのでござります。
なお、最近、日本銀行が一九六八年の主要国の
鉄売り物価の動向を発表しましたが、わが国の鉄
売り物価に先行き上昇の懸念があるとしています
し、ことしは日本経済の悪性インフレに突入する
かしないかの分岐点であり、政治のあらゆる分野
において物価抑制の一点に努力を集中して、断固
国民生活を守らなければならぬ段階でございま
す。

そこで、国鉄運賃値上げは、この際一年間た
な上げし、それによる国鉄財政の不足九百億円余
については、わが党の予算組みから案に示したよ
うに、一般会計から五百億円を補てんし、政府か
らの借り入れ金の本年年度償還分の四百五十億円繰
り延べ等、政府の特別な財政措置によって処置す
ることとし、他方、さきの予算委員会で確約され
ましたとおり、両面面の据え置き、なからずく消

再び消費度合いの高い、国鉄運賃を引き上げよう
とされる政府は、物価政策をどう位置づけておら
れるのかをお尋ねいたいとのござります。特
に、物価の安定よりか、政府の方針による国鉄財
政再建のほうが、より重要であるとお考えになる
ならば、その点、総理大臣より明快な御答弁をい
ただきたいと存じます。

第二は、報道されているところによりますと、
国鉄運賃の値上げに機会を得て、全国の私鉄が、
すでに強い姿勢で、料金値上げ申請を提出してい
るといわれますし、バスも同様と聞いておりま
す。また、タクシー等におきましては、「値上げで
安全運転」という標語を、車の前後に掲示して、
値上げは当然であり、しかも、値上げによつて
初めて安全運転が可能であると思わせる前ぶれ宣
伝を行なっている現状でございます。すでに、大
阪市域で営業する大阪タクシー協会、大阪旅客自
動車協会加盟の百七十八業者と個人タクシーは、
去る三月二十日、大阪陸運局に、値上げ率四・
二%の料金値上げ申請を出したと、新聞は報道し
は不安でならないのでございまして、この発言
は、国民の反対運動をそらすための一時的な手
便で申しておられるのか、それともほんとうに私
鉄、バス、タクシーの連鎖値上げを絶対認めないと
いう、かたい決意のものとに言われているのか、
この点を明らかにしていただきたいのでございま
す。もし、かたい決意であると言われるのなら、
ば、国鉄を上げても、私鉄の値上げを認めない根
拠と、理論を明らかにしていただきたいのでござ
います。先ほど、経企庁長官がおっしゃられました
が、絶対に値上げはされませんね。安心してよ
ろしくうござりますか。そして、それならば、私
鉄、バス、タクシーの赤字に対し、どのような措
置をするのか。財政的に補助措置を講じるのか、
また、タクシーの運転手の給与面の改善、優良運
転手の確保に対しても、どのような指導措置をと
られるのか、御答弁をしていただきたいと存じます。
なお、もしも今年度、便乗値上げを押さえ得たと
いたしましても、すでに、私鉄、バス等、メジロ

いたも、單に、利用者の立場からではなく、納税者として、意見を述べるのでありますから、政府並びに国鉄当局は、自己の樹立した再建案以外をも謙虚に取り入れて、経営の健全化をはかるべきであると思ひますが、これについての政府の国鉄再建に臨む基本的な方針について再検討されるかいかが伺いたいのでござります。

特に、国鉄の財務構成が一兆数千億の資産に対し、資本金がわずかに八十数億円にしかすぎなく、その他はすべて借り入れ金に依存してゐる極端な不均衡は、いかに国有鉄道とはいへ、財務の原則、経営の原則を全く無視したものであると言わなければなりません。政府は、長期の計画によつて国鉄に対する出資を大幅に増加し、この不均衡を根本的に是正すべきであると思ひます。もし、政府がこれを怠るならば、そうして現に政府が講じようとしている借金方式による財政再建方策で進むならば、今後毎年国鉄運賃を利子支払いのために値上げしなければならないことになり、受益者負担の名のもと、国民は全く重い負担を

費者米価の据え置きとの両面から、物価抑制のとりでを篆き、政府の責任において、公共料金の一切の値上げを回避し、その間に物価の攻め手を十分樹立し、せめて一年でも、今年度だけでも物価の重圧から解放するより、これこそが今年度の最重要の政治課題だと信じますがゆえに、国民の名において、総理、大蔵並びに運輸大臣の眞に国民を思う明快な御所信を伺いたいのでございます。なお、このような国民生活に重大な影響を持ち、諸物価にはね返る本問題を、力づくで解決しようとしたことは許されるものではありません。テレビを見、新聞の写真を見たわれわれですら、またしてもかと砂をかむ思いでした。いわんや国民においておやでございます。まさにいま、大学紛争を憂慮し、解決を願い、学生の暴力許すまじとしている国会の中で、このよくなことが行なわれて、何と言ひわけをするのですか。いわゆるゲバ棒学生を批判する資格を国会みずからが失った行為でござります。本院においては、絶対このよくなことはなさらないでありますようが、全く大引きな汚点を残してしまつた本法案は、もはやすみやかに取り下げる賢明な策を講すべきではありますか。よってもって国民の期待にこたえられることを強く強く求めて、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

運賃アップは物価政策と逆行ではないか、また、物価安定より国鉄が大事なのか、こういろいろ尋ねであります。が、大体同趣旨の御質問がいままで木村君や田代君からなされました。まあ、それぞれ関係大臣からお答えをいたしましたので、私はからは一言だけつづ加えてお答えをしておきます。

この運賃値上げをしなければならないことになつたその理由につきましては、まず十分審議会をもちましてその原因を検討した結果、これはやむを得ない赤字だ、かように判断したのであります。

す。そして、その場合に国が負担するのかあるいは利用者が負担するのかということあります。ただいまの中沢君のお説によれば、国で負担しろ、こういうことのようですが、國で負担するということは、申すまでもなく、納税者一税でこれはまかなわれるということあります。それこそ国民の負担であります。私は、この運賃値上げが避けられないとすれば、その國民の中でも最も利用する利用者がこれを負担していく、このほうが理論的ではないか、一般國民に負担させることは私は反対であります。

次に、私鉄、バスその他の運輸機関が必ず乗車値上げするだろう、それが抑えられるかというお尋ねであります。が、これまた先ほど来、私からも相当詳細にお答えいたしましたし、経済企画庁長官からもお答えをいたしておりますので、答弁は省略させていただきたいと思います。申しますでもなく、この便乗値上げは、私どもは許さないといふべきであるをわれわれも見ていくわけにはいかない。そちらに合理性のある措置をとらなければならぬ。この点を先ほど田代君に私はお答えをしたつもりでございます。それらの点も御了承いただき、極力抑制する。これはことばが歯切れが悪いという御批判でござりますが、これは歯切れが悪いのは当然です。極力抑制する。その政府の誠意のあるところをおくみ取りいただきたいと思います。

ところで、運賃値上げをこの際再検討しろ、こういうお話をございます。先ほども申しましたように、今回は慎重の上にも慎重な審議をした結果、やむを得ない処置だ、かような結論を出したのでござります。したがいまして、私どもは、今回ただいま再検討しろ、かのように言われましても、再検討する余地はないものだと、かように思つておりますので、どうか御審議を通じて御賛成を

願いたい。お願ひしておきます。
次に、国鉄への出資をふやせとのお話をあります
が、これも大蔵大臣からお答えし、先ほどもちよつ
と触れられたかと思いますが、ひとつ御了承をい
ただきたいと思います。
また、税の自然増収が相当あるから、それに
よつてことしはまかなつて一年間延ばしたらどう
かということあります。私は、この運賃といらう
ようなものが一年繰り延べたからといいまして原
因が解消されるわけではない、それこそ、お先
まつ暗な措置はとるべきではない、かように思い
ますので、せつかくの御提案ですが、これには賛
成するわけにいきません。
また、最後にお話しになりました、衆議院の段
階におけるいろいろ審議をめぐつての御意見がござ
いました。私は、参議院の良識に訴えまして、
さような事態が参議院においては行なわれないよ
うに心から願う次第でございます。(拍手)
〔国務大臣原田憲君登壇、拍手〕

で、あの他の私鉄、あるいはバス、あるいはタクシー料金について絶対上げないとということを言つたということをございます。これは何かのお間違いではないかと思うのでござります。私は極力これを抑制するということを答えておりまして、このことについて、予算委員会におきましても、慎重に検討すると言つたら、上げるのか上げないのか、どちらだと言われますので、白紙でございますと言つて、おしゃりを受けて、抑制に重点を置いて慎重に検討いたしております。こういうことを申し上げてきたのでございまして、これは經濟企画庁長官と一緒に委員会で答弁をして、政府の間に意思の統一をはかつておる問題でございます。

それから、あとの問題につきましては、総理からすべてお答えになつておりますので、重複を避けさせていただきたいと思います。一つだけ申し上げておきたいのは、民社党のおっしゃつておりますのは、一年据え置いて検討しろということですございますが、これは昨年予算が通りまして直後に、国鉄の問題はこれは捨てておけないということで、推進会議を持ちまして、十一月に結論を出した問題でございまして、これをいまやらなければいけないやうな問題でございまして、私は、値上げをすると言ふよりは、上げないと言うほうが人気のいいことくらいは知つております。しかし、だれかがやらなければ問題は解決しないということでございまますので、一生懸命やつておりますので、どうぞ御了解を賜わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣菅野和太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(菅野和太郎君) 国鉄料金の値上げと物価との関連について御質問がありましたのですが、總理並びに運輸大臣からもうすでにお答えになつておりますから、私からもうこれ以上つけ加えて申し上げる必要はないと思いますが、ただ、中沢委員の御質問の中に、四十三年度の物価上昇率について少し勘違いされておられますから、それだけ訂正しておきたいと思います。

(号外) 報官

四十三年度の物価上昇率は、最初は四・八といふように見通しをしたのであります。昨年末になつて五・四名ということにいたのであります。ところが、暖冬異変その他の関係で、野菜、くだもの、の暴落がありまして、結局、まだ清算しておりませんけれども、まあ三月末の状況では五%を割る、おそらく四・八か四・九になるんじやないかということで、昨年、四・八と見通しをしたことと大体同じことになるということだけ訂正しておきたいと思います。

それから私鉄やタクシーの便乗値上げについては、もうたびたび申し上げましたからお答えする必要ないと思いますが、それじゃ実際赤字だからどうするかという御質問がありました。そこで、もちろんこれは運輸省のほうで申請があれば詳細調査いたしますが、その赤字がどういうところから赤字になつておるのかということを運輸省のほうで調査されることと思いますし、私のほうでも調査しますが、もしかりに赤字が出たとしても、合理化経営によってその赤字を消すことができるかいかないかということをまず検討します。

今度の国鉄の問題でもそうであります。体質改善が前提です。体質改善して国鉄の料金を値上げしなくてもいいようにできないかということが最初の問題であつたのでありますからして、私鉄その他タクシーの問題でも、合理化することによつて赤字が消すことができないということを調査しまして、もしできればもちろん料金の値上げをする必要はないであります。しかし、それでもなお赤字が出るということであれば、ことに民間事業でありますからして、金融面で多少の便宜をはかるということは、これは一応考えてあげなければいけぬ、こう考えております。国鉄は、これは財政上の援助をするわけですが、民間事業はこれは金融面で考えてあげるということで、したがつて、一般消費者物価に影響を及ぼすようなこの私鉄その他タクシーなどについては極力抑制するといた方針であります。

〔國務大臣福田赳氏登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳氏) お答え申し上げます。

国鉄の資本金が少な過ぎる、是正する必要があるのではないかという御所見でございますが、なるほど国鉄では金銭的に表示した資本金は少ないんです。しかし、資本は資本金と積み立て金でこれを見なければならぬわけでござりますが、政府から国鉄として引き継ぎました膨大な財産が、物的財産があるわけであります。これらが資本を構成するわけでござりますが、決して他の企業に比べてこれが低いというわけではありません。昭和四十一年——これはまあ比較上四十一

年をとつたのであります

せん。

西独では三・七%の資本、フランスではわずかに五%、わが国鉄では四・三%が資本である。こういう非常に安定した企業内容になつております。また、これをわが国の他の企業に比べますと、鉄鋼関係が二・七%、電力が三・六%、さようなことで、それら基幹的な民間産業に比べても決して悪くない安定した率になつておるといふことを御了知願いたいのであります。

また、ことしの運賃値上げを一年やめろといふお話をつきましては、皆さんからお話をあつまつたが、公共料金を一斉ストップ、これはちょっと響きがいいのであります。また、日先多少の効果はある、さよには思います。思ひますけれども、これが長続きは絶対にできないのであります。戦後、最近の事例を見ましても、わが国において消費者物価が上がつてしましましたのは三十六年、七年、八年、この三ヵ年続けて六多台の上昇があった。そこで、あわててといふか、それらを反省いたしまして、公共料金を全部ストップしたのであります。三十九年であります。そうすると、なるほどその年の物価は四%と下がつたわけであります。よかつた。ところが、それが続けられにはいかない。また、ストップしたという効果がなかなかその次の年度は出てきません。次の年度は四十年度であります。四十年度にお

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

年金が現実に支給されることとなるのであります。

次に障害年金につきましては、現行法では、二級障害年金の最低保障額を二十五年納付の老齢年金の額にあわせて、六万円と定められておりますが、今回も同様な考え方のもとに、老齢年金額の引き上げに準じて、その額を六万円から九万六千円に引き上げることとしております。また、一級障害年金の額につきましては、現行は二級障害年金の二〇パーセント増になつておりますのを、厚生年金保険にあわせて二五パーセント増とすることとしております。

次に、母子年金、準母子年金の額につきましても、従前どおり、二十五年納付の老齢年金の額にあわせて、二人を扶養する場合で六万円から九万六千円に引き上げ、遺児年金につきましても、これにあわせることとし、三万円から九万六千円に引き上げることとした次第であります。

第二に、所得比例制についてであります。他の公的年金制度におきましては、保険料及び給付の額が所得に比例する仕組みを設けているのであります。国民年金におきましても、今回これに伴い、政府の行なう所得比例制を代行いたしますと同時に、業種ごとの特殊の要請にこたえる上積みの給付を設計することができるようになります。厚生年金保険における厚生年金基金に準じた国民年金基金を設立する道を開くことといたしております。

第三に、高齢者の任意加入の再開について申し上げます。

昭和三十六年に拠出制年金が発足いたしました。当時、任意加入する機会を逸した高齢者につきまして、今回、再び国民年金に任意加入する道を開くことといたしておられます。しかしながら、この方々がすでに相当高齢であることを勘案いたしま

して、保険料の納付は五年間とどめております。

第四に、保険財政について申し上げます。

第一点は、保険料の額の改定についてであります。今回のように、給付水準を大幅に引き上げますと、これをまかなく保険料についても当然相当額に改定する必要があるわけであります。今回はさしあたり百五十円程度の引き上げにとどめ、四百五十円とした次第であります。なお、この保険料の額は以後段階的に引き上げることといたします。

第二点は、今回新たに導入されました所得比例制についての国庫負担であります。国庫は、その給付に要する費用の二五パーセントを負担することとしております。

次に、福祉年金に関する事項について申し上げます。

第一に、年金額の引き上げについてであります。が、昨年の引き上げに引き続き、昭和四十四年度におきまして老齢福祉年金の額を、現行の二万四百円から二万一千六百円に、障害福祉年金の額を、三万二千四百円から三万四千八百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を、二万六千四百円から二万八千八百円に、それぞれ引き上げることといたしております。

第二に、夫婦受給制限の廃止について申し上げます。障害福祉年金と老齢福祉年金を夫婦で受給する場合の支給制限につきましては、すでに昭和四十一年の改正の際に廃止いたしておりまして、今回は、夫婦とともに老齢福祉年金を受給することにつきましても、その支給制限を撤廃することといたしたものであります。これによりまして、現在この支給制限を受けおられる二十八万組五十六万人の方々の年金額が、夫婦で六千円増加することと相なるわけでございます。このほか、所得による支給制限につきましてもその緩和をはかることといたしておられます。

次に、経過措置についてであります。現に、

年金受給中の既裁定年金の額につきまして、本則の改正と同様に引き上げることといたしております。

最後に、実施の時期につきましては、福祉年金

十四年十月から、高齢者の任意加入の再開は昭和四十五年一月から、拠出制年金の額の引き上げ及び保険料の改定は同年七月から、所得比例制及び国民年金基金に関する事項は同年十月から、それぞれ施行することといたしております。

以上をもって改正法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

○副議長 安井謙君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がござります。発言を許します。

上田哲君。

〔上田哲君登壇、拍手〕

○上田哲君 国民年金法の一部改正案につきまして、日本社会党を代表して、佐藤總理をはじめ政

府の見解をただしたいと思います。國民年金の願うところは、零細な企業に働く人

たち、自営業者、農民、つまり、比較的恵まれな

立場に働く人々も、老人となって後は、区別な

く、豊かな生活を保障されるという姿であります。

この立場に立ってこの改正案を見て、總括的

に指摘をしたいことは、どうしてもこの改正案の

中には、その理想を目指す政府の意気込みを感じ

られません。この改正案の骨組みの中には、どう

でも老人が豊かに安らかにいこうしていく姿が見

出することができます。それは単に、

現実と未来とののはなはだしい遊離を意味するだけ

ではなくて、いま、国民年金制度は、ようやく保

障に向かって出発をするというのではなくて、社

会保障制度としてはすでに破綻のきさざを明らか

にしているということを指摘し、強調しなければ

なりません。国民年金制度は、ようやく保

障は、第一に、慢性的物価騰貴に歯止めのないこと

であり、第二に、国の財政に懸念のないことであ

り、第三に、この制度に対する国民の不信であり

ます。そこで、政府は、この改正案に二万円年金といふうた文句を掲げて誇大にバラ色の幻影をひけらかし、実は大幅な大衆負担の増額をはからうとしております。それは、政府にとつては大増収ですと、これをまかなく保険料についても当然相当額に改定する必要があるわけであります。今回

はさしあたり百五十円程度の引き上げにとどめ、

四百五十円とした次第であります。なお、この保

険料の額は以後段階的に引き上げることといたし

ております。

以上のとおりで改正法律案の趣旨の説明を終わります。

そこで、政府は、この改正案に二万円年金といふ

うた文句を掲げて誇大にバラ色の幻影をひけらかし、実は大幅な大衆負担の増額をはからうと

しております。それは、政府にとつては大増収であります。されど、国民にとってみれば、潤いあります。しかし、実は大幅な大衆負担の増額をはからうと

してあります。それは、政府にとつては大増収であります。されど、国民にとってみれば、潤いあります。しかし、実は大幅な大衆負担の増額をはからうと

に、常々国民総生産第二位を呼号する政府の姿勢としては、どう御説明になるのでありますようか。そんなことなり、国民はいまから堂々として月々千二百五十円を払い込んで三十年もしてから二万円をもらうよりは、拠出などは全くしないで、生活保護で六十五歳を迎えるほうがはるかに得だといふ皮肉な計算が出てきてしまうのであります。これをバラ色と言ふことができるでありますようか。これを社会保障と言ふことができるでありますようか。これを政治の貧困と言わざして、はたして何でありますようか。（拍手）

生活保護家庭のうち、六十五歳以上の老人の占める比率はほとんど二割近くに達しようとしております。その生活はきわめて深刻であります。これに対して、この二万円年金は、過渡的措置として、七十歳以上の年間所得二十八万円以下という御老人に夫婦で三千六百円を支給しております。三千六百円であります。このような老人の数は、しかし、三百五十万人にも達するのであります。この三百五十万人の老人たちに、佐藤総理、ほぼ同世代のあなたの御自身の実感として、この三千六百円一ヶ月、この国民年金で二十一年後の一萬円は、まさにいまの三千六百円の姿に相応するものでありますようから、このいまの三千六百円、あるいは二十年後の二万円を、はたして十分だとお考えになるかどうか。もしまだ十分でないとお考えになるのであるならば、それにもかかわらず思い切った大改定をなされない理由は何

かということを、いま三千六百円を受けている三百五十万の老人に向かって、この壇上から語りかける立場で、じっくりとひとつお話を賜わりたいと思います。

あわせて厚生大臣からは、この二万円がどこからはじき出されてきたかといふ根拠についてお聞きしたいと思います。単に厚生年金とのつり合いでから出てきたとか、国民の平均収入の月割りの端数切り捨てによるというような数字合わせにすぎないのか。それとも、標準生計費等の積算といえるほどの根拠があるならば、その根拠を明確にお示しいただきたいと思います。もし二万円の内容に根拠がないとなれば、それはこの国民年金制度が本質的に国民に対して説得力を持たないものであり、国民はここに未来をみだねることはできません。

第二に、この二万円も、実際にはほとんどの加入者には手に入らないということになります。

つまり、二万円年金は、実際には一万六千円年金でしかないということになります。標準年齢の夫婦を例にとって実際に計算してみます。この改正案に従つて月々四百五十円提出していくと、二十年後に夫婦で受け取る金が二万円ということになります。四百五十円自身も、実は四十七年七月からはさらに百円上がりまして五百十円になるのであります。しかも、これで五百十円になるのであります。しかめ、これで

す。これでは、二万円年金ではなくて、「一六年金」であります。この政府による誇大宣伝の責任は重大であります。前に述べたように、かりに二万円の給付を受けるとしても、東京では生活保護の水準にすら達しないのに、一万六千円では一体老人の生活はどうなるのでありますか。

そこで、政府は、二万円につじつまを合わせるために、この上さらに入三百五十円を自発的に提出してもらいたいと言つてはいるのであります。これならば計算が成り立つのはきわめて当然ないとであります。しかし、こうしたつじつま合わせよりも、ここでの実際問題は、合計月々千二百五十円も納められるような人は実は国民年金の加入者の中にはほとんどいないという現実であります。国民年金の加入者は、零細な自営業者、五人未満の企業で働く労働者、農民などであります。厚生年金では、これに加入している労働者の平均所得は年七十万円になりますけれども、この国民年金のほうでは、加入者の場合は、年収がそれと同じ七十万円に達する人は、わずかに全体の一割しかないのであります。このため厚生省は、この改正案を立案する過程において、千二百五十円までの強制提出制をみずから見送らざるを得なかつた経緯があるはずであります。つまり、国民年金加入者二千二百万人のうち九割の二千万人が、とても千二百五十円までは払ひ込めないこと

を政府自身がよく知っているはずなのであります。二万円をもらえるはずの加入者の九割が二万円をもらえないというこの二万円年金は、まさにまぼろしの年金と言わなければなりません。

ところで、二万円年金の破綻については、もうと重要な事情があります。私がここに入手した厚生省自身の資料によれば、今回の改正に基づいて引き上げが行なわれたとして、寒はこれから老人の数もどんどんふえていきますから、積み立て資金は一方でどんどん払い出されていくことになりますして、ついに昭和六十年代の初めには、資金収支が出超になり、七十年代の終わりには、せつかくいまがらこうして積み立てていく拠出金は、そこで、からになつてしまつという計算が出ておられます。これこそ賃景氣年金ではありませんか。

そこで重要な問題が出てまいります。このような事情に対して、政府は、積み立て金がからになるのを防ぐため、遠からず、さらに拠出額を引き上げるための法改正を必ず提案してくるに違いないということであります。しかも、その場合の引き上げ額が八百四十円となることも、すでに計算済みであるはずです。とするならば、遠からざる時点に、もう一つの改正案が予定されている今回の改正案は、いかなる位置づけになるのでありますか。厚生大臣から、この見通しと背景について明快に御説明をいただきたいと思います。

のようだ。さらには引け上げがなされる場合、いまでも五百五十円以上を払い込める人が二千二百万人のうち一割しかないと考えられる国民年金であるのに、その加入者たちにどうしてこれ以上の拠出を求めることができましようか。二万円年金の破綻はここに明らかといるべきであります。さて、この場合の財源手当は、国庫負担金の増額によって穴を埋めるか、あるいはさらに大衆の負担増をはかるかのいずれかにかかるべきです。前者について大蔵大臣の財政展望を、大衆負担増の歴史については厚生大臣から御見解を承りたいと存じます。

第三に、物価変動との関係についてであります。

今まで述べてまいりましたように、まことにたよりない二万円年金ではあります。が、五年後、十年後の生活設計を成り立たせない物価の不安定の中で、政府は、たとえば、いまからかけ始める二十歳の青年に四十五年後でなければ手にすることのできないまばらの果実のために、月々の拠出をするする自負がありとするならば、長期にわたる拠出金が物価変動の波の中でその価値を変えないだけの十分な裏打ちを行なうべきであります。現に今日まで繰り返されてきた国民年金法の再三再四にわたる改正は、実は将来の保障を厚くするためではなくて、打ち続く物価騰貴にその足もとを掘りくずされてしまつたから

軍備の強化などとは断じて同列に論すべきものではありません。一生を働き終えて、老後の保障に力を尽くしてくれないような政治の中では、どうして國を守る氣概などが生まれましようか。西ド・イッでは、人口の一五%をこえる九百万人が年金を受給しており、國の財政に大きくかかわってきています。また、イギリスでも、年金論争が重大な政変を予定するといわれております。世界で七番目の人口を持つわが國においても、老齢人口の増加は急速に進む傾向にあり、現在は六十五歳以上の老人は百人に七人の割合であります。二十年後には十人に一人となります。これに対して、現在のような没理念のびばう策に終始する年金制度は、間もなくあの医療保険制度のたどつた道と同じ危機の道を歩むことになるのは、もはや必至の形勢であることを強調しなければなりません。わが國も、これまで保険主義にこだわってのみ進めてきた年金制度の考え方を、いわゆる保険主義のあり方に大きく転換させることにするのどうか、また、これまでどおり積み立て方式で進むか、あるいは西ドイツのように、賦課方式をとるかなど、長期方針を策定すべきときが訪れております。いまや、あすの政治に求められているものは、社会保障のあり方、特に年金をもつてする所得保障のあり方へ向けて、いかなるビジョンを提案するにかかるております。おくればせながら、わが國の国民年金も、今年法制定十周年を迎えたました。もはや、今後の新たな十年、い

や三十年、五十年の未来の年金像を明示すべきときがありましよう。しきりにハーマンカーンを引いて日本の未来を明るく占う佐藤総理、ここで国民年金に対する国民の不安を解かんがためならば、長期の方針に立つ年金ビジョン白書を一日も早くつくり上げて世論に問う、未来の設計を世論とともにすべきだと思いますが、いかがでございましょうか。それは今後二十年ないし三十年、一方的に提出者であり続ける国民に対する政権の統帥者としてのあなたの公約となると思います。本日はまたこの機会に、日本の政治の未來像としての老齢保障のビジョンについて、この制度の成熟期となる二十年後の国会に向けて、当時の総理大臣はこのような抱負を語ったといわれるほどの確固たる所信を明らかにさせていただきたいと思います。次の世代への託言としての誠意ある御答弁を期待して、質問を終わります。

私どもの態度でありますし、中でも老後の所得保障を確保するということはきわめて大切であると、かように考えております。今後一そろその充実のために努力してまいりますが、この上とも御鞭撻のほどをお願いいたします。

最後に、私に対しまして、年金ビジョン、そういう意味の白書を出せ、出したらどうか、こういうお話であります。年金制度の内容等につきましては、国民の理解を深め、協力を得ることは、年金制度の発展のために必要なことと考えております。御提案の年金白書、そういう意味におきまして、十分検討することにいたします。(拍手)

〔國務大臣齋藤昇君登壇、拍手〕

○國務大臣(齋藤昇君) 二万円年金は、まほろではないが、まだ、その数字的根拠はいかんといふことでございまが、年金制度は、御承知のように、生活保護ではございません。生活保障ではありませんが、生活保護ではございませんので、その点を御了承をいただきたいと存じます。

年金制度の出発いたしました三十六年には、四千円年金で出発をいたし、四十一年で一万円に、それがこのたびは二万円にというわけで、物価やあらいは国民の生活水準を大幅に上回つておるわけであります。私はこのたびの一萬円年金は、相当評価をされてしかるべきではなからうか、かよう思つてゐる次第であります。

なお、二十年後の二万円、これはまほろしだと、お話をございますが、御承知のように、本保

にいろいろと計算をし直すということになつてお
り、先ほど申しますよろしく、四千円年金といわれ
ていたのが、もうすでに二万円年金というわけで
ありますから、今後国民生活水準の向上、所得の
向上に伴いまして、この年金は二十年にならずし
て、あと五年、あるいは十年のうちにさらには私は
増額していくものと、かように考えます。そ
してまた、保険料も、国民の所得、また負担力に応
じまして、これが増加をいたしてまいるにつれ
て、これもまた増額をいたしていくべきものだ
と、かように考えます。

いろいろ数字をあげての御説明でございました
が、これらの点につきましては、いづれ委員会等
において詳細に御検討をお願いいたすことによ
うと、かように存じます。

なお、大都市における生活保護、老人夫婦では
実は一万七千円でございますが、一万六千円と
おっしゃるのは、他の特別扶助も入れてのお話で
あろうと、かように存じます。

なお、年金積み立て金の還元融資の点につきま
しては、できるだけ保険料を出しました一般国民
に還元をいたしますよろしく、この上ともその方向
に努力をいたしてまいって、御趣旨に沿うように
いたしたいと考えております。

なお、今後の積み立て方式を賦課方式に変えて
いく必要がないかというお話をございますが、こ
のたびの制度におきましても、賦課方式を一部

取り入れたわけでございます。したがいまして、今回の二万円年金制度は、世界の年金制度に比べまして、決して見劣りのするものではない、よろしくにして一人前の域に達してきた。かように考えておる次第でござります。

お答えになられましたが、われわれのほうでも、
できるだけ国民の皆さんにその姿をお見せする、
とのやさるように努力をいたしたいと存じます。

○国務大臣(福田赳氏君) スライド制を採用しならざるを得ないといふ御所見でござります。物価変動がござりますと年金制度を運営することは、きわめでむずかしい問題でござります。スライド制をとりますと、一体その財源の負担者をどうするかということが毎年毎年問題になる非常にむずかしい問題です。でありますので、毎年毎年といふふうな考え方じやなくて、なるべく制度を改正して、保険金を受けるほうの価値を維持するという考え方をとつていくべきだある。かようにいま考えておるのでありますと、今度の一萬円年金も、さうした考え方も含めての改正であると、かように御了承願いたいのであります。

また、国民年金にかかましても、政府支出を多くとふやし、被保険者の負担を軽減せよ。こうした御所見でございますが、これはもう国民年金といふべきでない。これは保険なんです。社会保障につきましても、

しては、わが国もさういふ力を入れるようになつてまいりますが、社会保障制度審議会等の結論といしましても、まず、社会保障では救貧対策だ、第二順位が社会福祉なんだ、第三順位が社会環境衛生、第四に保険ということを取り上げ

は、広く世界各国でも、アメリカでは、被保險者が全額持つ、國家が介入しない。フランスでも、一般的には被保險者が全部これを負担するといふような制度をとり、英國でも三%、ドイツが、國

家がすいぶん介入する制度になつておりますが、わが日本におきましても、この国民年金については、特に低所得者が参加しているというのと、三分の一という他の制度に見られない高額の国庫負担をいたしております。この点を

ひとく見落としなく御丁角屬いたし カムハナセ
するのであります。(拍手)

また、国民年金につきましては、その積み立て
金を社会福祉に還元されるように運用すべし、特
に審議会を設け、それにはかつて独立運営をする
ようにしたらどうかといふようなお話をございな
すが、御承知のように、これらの積み立て金は、
資金運用部に預けられているわけなんです。これ
が本則なんです。その資金運用部がいわゆる財政

投資資本の基本となつて、いわゆる日本流のこの各種の、
発展の推進力、そして主軸をなしてゐるようなな状態でありまするが、しかし、国民年金の性格上、これは社会福祉に直接還元するほうがよからうと、

いう考え方を取り入れまして、一五%の還元融資というものをやっていけるわけでございます。その還元融資額、三十六年度二五%という制度が始まりましたが、財政投融資の中におけるそのウエーティを見てみますと、三十六年度には、投融資の

た。だんだん上がつてしまひまして、今日では、六四といふところまで来ておる。まあ大体御趣圖の線に沿つて運営されておると、かよう考へておるのであります。このペーセントを上げると

か、あるいは独立運用を考えるという必要はたゞ
いまないし、また、それをやるといふことは、国
全体の立場からいがであるうか、かのように考へ
ておるのであります。(拍手)

○國務大臣(原健三郎君) 私に対する上田さんの御質問は、二万円年金について、労働者に強制提出されることには労働政策上おもしろくない。よくやらないという御主張でござります。それで、労働条件を改善したり、職業の安定をはかつたりするとしても大事でございますが、やはり労働者が引退したあとの生活保障を充実するということも必要不可欠の問題であると思っております。

それが、年金額の引き上げ等の給付内容の改善を行なうほか、制度全般の充実強化をはかつておりります。そのことは、労働者を含んだ国民の老後の生

活保障の充実といふ意味で、労働者の福祉の向上に大いに役立つておるものであると考えております。しかも、政府出資が三分の一もあるといふようなことや、けつこうなことなどと思つておりま
す。

なつておりますが、国民年金が保険の方式をとつてゐる以上は、この際はやむを得ないものであると思つております。(拍手)

言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

ク冬季大会の準備等のために必要な特別措置に因する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長久保勲一君。

審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決する法律案
必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

審查報告書

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月三日

文教委員長 久保 勘一

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、札幌オリンピック冬季大会の円滑な準備及び運営に資するため、これに参加する各国の選手及び選手団の役員等の住宅等を確保するためのものであつて、妥当な措置と認めた。

一、費用

(号外) 報告官

右

国会に提出する。

昭和四十四年三月一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

業務とみなして同法の規定を適用する。

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

正する法律

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

附則

〔久保勘一君登壇、拍手〕

○久保勘一君 ただいま議題となりました札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を

御報告いたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本法律案は、札幌オリンピック冬季大会における各国の選手、役員及び報道関係者の宿泊施設等

を準備するため、日本住宅公団の建設する住宅

を、特に大会組織委員会に貸貸できるよう所要の改正をはかるものであります。

本法律案は、日本住宅公団は、日本住宅公団法(昭和三十三年法律第五十三号)第三十一条に規定する

業務のほか、大会に参加する各国の選手及び選手団の役員並びに組織委員会が承認した報道関係者の居住の用に供される住宅及び当該居住者

の利便に供される施設を、組織委員会に対し、

同条各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲

内で賃貸することができる。この場合において

諸問題等について、熱心な質疑が行なわれました

○副議長(安井謙君) 日程第三、船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長岡

本悟君。

○副議長(安井謙君) 日程第三、船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といた

します。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長岡

本悟君。

会並びに国民体育大会と学校教育との間に生ずる

問題等について、熱心な質疑が行なわれました

が、その詳細については会議録により御承知願いたいと存じます。

審査報告書

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

官報 (号外)

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月二日

運輸委員長 岡本 悟

参議院議長 重宗 雄三殿

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

船舶整備公団法の一部を改正する法律

船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のよう改正する。

第十九条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者に対し、運輸省令で定める総トン数未満の

鋼製の貨物船（船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とするものを除く。）の改造に必要な

資金を貸し付けること。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、在来内航貨物船の不経済船化の傾向が顕著であることにかんがみ、これら船舶の改造を促進するため、船舶整備公団に貨物船の改造に関する融資業務を行なわせようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

〔岡本悟君登壇、拍手〕

○岡本悟君 ただいま議題となりました法律案

は、最近、造船技術の急速な革新により、在来内航貨物船の不経済船化の傾向が顕著になつてゐることにより、流通コストの低減をはかるため、新たに、船舶整備公団の業務として、貨物船の改造

右
国会に提出する。

昭和四十四年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

委員会におきましては、内航海運の現状と今後

ざいませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

につきまして質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

○副議長（安井謙君） 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。大蔵委員長丸茂重貞君。

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○副議長（安井謙君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

参議院議長 重宗 雄三殿

大蔵委員長 丸茂 重貞

附則第一条中「昭和四十四年四月一日」を「公布の日」に改める。

○副議長（安井謙君） 日程第四、所得税法の一部

は、最近、造船技術の急速な革新により、在来内航貨物船の不経済船化の傾向が顕著になつてゐることにより、流通コストの低減をはかるため、新たに、船舶整備公団の業務として、貨物船の改造

右
国会に提出する。

昭和四十四年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

（いすれも内閣提出、衆議院送付）

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次税制改正の一環として、最

近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎

控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者

昭和四十四年三月十八日

控除額等の引上げ及び給与所得控除の適用範囲

衆議院議長 石井光次郎

の拡大並びに税率の緩和によりその負担の軽減を図るとともに、短期譲渡所得の範囲及び予定納税を要しない者の範囲を拡大するほか、小規模企業共済掛金を年末調整で控除する等所要の規定の整備合理化を図るうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日について原案の四月一日を公布の日と改める所要の修正を加えた。

所得税法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

規模企業共済掛金を年末調整で控除する等所要の規定の整備合理化を図るうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日について原案の四月一日を公布の日と改める所要の修正を加えた。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて別冊の通り修正すべきものと識決した。よつて要領書を添えて報告する。

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四

十四年度千五百三億六百万円である。

大蔵委員長 丸茂 重貞

参議院議長 重宗 雄三殿

所得税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

一部を改正する法律(昭和四十四年法律第

四月一日)に改める。

号。

第七十八条の三第二項及び第七十八条の四に

おいて「昭和四十四年改正法」という。の施行の日

から昭和四十六年三月三十日までに改める。

第七十八条の三の改正規定及び第七十八条の三

の次に一条を加える改正規定中「昭和四十四年四

月一日」を「昭和四十四年改正法の施行日の翌

月三十日までの間ににおける」を「施行日以後二年

以内に譲渡をしたに、「譲渡による」を「その譲渡

による」に改める。

附則第一条中「昭和四十四年四月一日」を「公布

の日」に改める。

附則第三条の見出し中「非課税」を「非課税等」に

改め、同条に次の一項を加える。

第四項並びに附則第十三条第一項中「施行日」を

た改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)

第七条の三に規定する利子については、なお従

前の例による。

附則第四条第一項中「改正前の租税特別措置法

第七条の三の改正規定を次のように改める。

(以下「旧法」という。)を「旧法」に改める。

附則第六条第一項中「施行日」を「昭和四十四年

附則第八条第三項各号列記以外の部分中「昭和

四十六年三月三十日」を「施行日から起算して

二年を経過する日」に改め、同項第一号中「同年三

月三十日」を「施行日の前日」に改め、同項第二

号中「昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三

月三十日までの間ににおける」を「施行日以後二年

以内に譲渡をしたに、「譲渡による」を「その譲渡

による」に改める。

附則第十条、附則第十一条第一項、第四項から

第六項まで及び第八項、附則第十二条第一項及び

第四項並びに附則第十三条第一項中「施行日」を

から同年十二月三十日までに改め、同条第

四項中「施行日」を「昭和四十四年四月一日」に改

めること。

附則第十四条第二項中「施行日から昭和四十四

年十二月三十日まで」を「昭和四十四年四月一日

から同年十二月三十日までに改め、同条第

四項中「施行日」を「昭和四十四年四月一日」に改

めること。

附則第十六条中「施行日前」を「昭和四十四年三

官報(号外)

月三十一日以前」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

新法第七十二条から第七十四条まで、第七十一条の二及び第七十九条から第八十条の二まで

の規定は、施行日の翌日以後の登記に係る登録免許税について適用する。

附則第十七条の見出し中「酒税及び物品税」を

「直接税」に改め、同条に次の二項を加える。

3 新法第九十条の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。

4 新法第九十条の三の規定は、昭和四十四年四月一日以後施行日の前日までに砂糖類の製造場

から移出された同条第一項に規定する第一種甲類の砂糖についても適用する。

5 施行日前に課した、又は課すべきであった砂糖消費税については、前項の規定の適用を受け

る砂糖に係る砂糖消費税を除き、なお従前の例による。

要領書

一、委員会の決定の理由

及び合理化を行なうほか、山林に関する課税の特例等期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当

本法律案は、今次の税制改正の一環として、住宅対策に資するため、住宅貯蓄控除制度の適用要件を緩和し、原子力発電の推進に資するため、原子力発電工事に係る準備金制度及び特別償却制度を創設し、中小企業の体质の強化に資するため、中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員に係る合併、現物出資及び減価償却につき特例措置を設け、輸出の振興に資するため、輸出割増償却、海外市場開拓準備金、技術等海外取引の特別控除等の諸制度を改善合理化してその適用、期限を延長することにより、交際費課税の強化を図り、さらに、土地問題の解決に資するため、個人の有する土地等の課税特別措置法の一部を改正する法律案

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十四年三月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

月一日を公布の日に改めることも、改正法の適用の規定を設ける等所要の修正を加えた。

一、費用

〔丸茂重貞君登壇、拍手〕

本法施行に伴う昭和四十四年度の租税の減収

見込額は、租税特別措置の拡充等により、三十

五億三千六百万円であるが、既存の租税特別措置の整理合理化により、同額の増収が見込まれるので、増減収額の差額は生じない。

○丸茂重貞君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

この二法律案は、税制調査会の答申に基づき、昭和四十四年度税制改正の一環として、中小所得者の負担軽減に重点を置いて、平年度約一千八百

億円の所得税減税を行なうとともに、土地税制その他当面の社会経済情勢に応する各般の要請にこたえて、税制上の特別措置を講じようとするもの

例及び収用等の場合の課税の特例について整理創設するとともに、事業用資産等の買換との特

よつて国会法第八十三条により送付する。

所得税法のおもなる改正内容は、第一に、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除等の控除額を引き上げております。これらの改正によりまして、夫婦子三人の給与所得者の場合、限度額は現在より十万円程度の引き上げが行なわれ、平年度約九十三万円となつております。第一に、所得税の税率を改めて、中堅所得層以下の負担軽減のため、税率の刻みとその適用区分の改善をはかっております。これらの中堅所得層の改定によりまして、夫婦子三人の給与所得者で、年収百五十万円から二百万円の人は、平年分現行と比べて約二三ないし二四%の負担軽減となつております。

右のほか、障害者控除額等の引き上げ、予定納税を要しない者の範囲拡大等、所要の規定の整備合理化をはかつております。

次に、租税特別措置法のおもなる改正内容は、第一に、当面の住宅対策に資するため、住宅府省控除制度の適用要件を緩和し、原子力発電の推進に資するため、原子力発電工事について準備金制

度及び特別償却制度を創設し、中小企業の本質の強化に資するため、中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等について割り増し償却を認める等特例措置を設け、また、交際費の課税強化のため、損金不算入割合の引き上げをはかつております。第二に、土地問題の解決に資するため、個人の譲渡益については分離比例課税方式を導入し、五年をもつて長期譲渡と短期譲渡に区分し、長期を軽減、短期については重課しております。また、居住用の土地家屋等の買いかえの廃止、事業用資産等の買いかえの原則的廃止等、その整理、合理化を行なつております。

右のほか、期限の到来する諸特別措置については、実情に応じ、適用期限を延長する等、所要の措置をはかつております。

次いで、両案に対する修正案及び修正部分を除く原案について、順次採決の結果、いずれも多数をもつて可決され、よって、一法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

両案の委員長報告はいすれも修正議決報告でござります。

〔賛成者起立〕

次いで、両案に対する修正案及び修正部分を除く原案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党の戸田委員は反対、自由民主党の青田委員は賛成、公明党の多田委員は反対、民主社会党の田渕委員は反対、日本共産党の渡辺委員は反対と、それぞれ各党を代表して意見を述べられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十七分散会

出席者は左のとおり。

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、両案は委員会修正どおり議決せられました。

（号外）報

（号外）報

（号外）報

委員会におきましては、両案を一括議題として質疑を行ないましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

次いで、両案の修正案及び修正部分を除く原案について、順次採決の結果、いずれも多数をもつて可決され、よって、一法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。(拍手)

議員

議長 重宗 雄三君
副議長 安井 謙君

原田 立君 峯山 昭範君

田渕 哲也君 山田 勇君
塩出 啓典君 市川 房枝君

三木 忠雄君	内田 善利君	植竹 春彦君	木内 四郎君	大谷 藤之助君	柴田 栄君	久次米健太郎君	佐藤 一郎君
上林繁次郎君	矢追 秀彦君	山崎 五郎君	山本敬三郎君	栗原 祐幸君	藤田 正明君	山内 一郎君	山本茂二郎君
阿部 審一君	中尾 辰義君	高橋雄之助君	若林 正武君	安田 隆明君	梶原 茂嘉君	林田悠紀夫君	鬼丸 勝之君
松下 正寿君	沢田 実君	矢野 登君	増田 盛君	前田佳都男君	増原 恵吉君	内田 芳郎君	大森 久司君
田村 賢作君	宮崎 正義君	長屋 茂君	永野 鎮雄君	鍋島 直紹君	徳永 正利君	津島 文治君	岩動 道行君
多田 省吾君	片山 武夫君	中山 太郎君	高田 浩連君	新谷寅三郎君	井野 碩哉君	丸茂 重貞君	二木 謙吾君
中沢伊登子君	田代富士勇君	西村 尚治君	河野 謙三君	上原 正吉君	鹿島 懇雄君	長谷川 仁君	
後藤 義隆君	八田 一朗君	宮崎 正雄君	杉原 荒太君	鉢木 亨弘君	井川 伊平君	内田 利善君	
鈴木 一弘君	柳田桃太郎君	佐藤 隆君	柳田桃太郎君	堀木 寛弘君	堀井 志郎君	山崎 一郎君	
向井 長年君	黒木 利克君	玉置 和郎君	山崎 竜男君	金丸 富夫君	谷口 廉吉君	平島 敏夫君	
白井 勇君	岡本 悟君	玉置 一精君	平泉 渉君	井川 伊平君	堀井 志郎君	今 春曉君	
小平 芳平君	横山 フク君	船田 譲君	玉置 猛夫君	堀木 宜実君	堀井 志郎君	小林 国司君	
村尾 重雄君	中村 正雄君	高橋文五郎君	沢田 一精君	村上 春藏君	田中 茂穂君	山本 利壽君	
江藤 智君	大竹平八郎君	大松 博文君	玉置 猛夫君	平島 敏夫君	西田 信一君	田口長治郎君	

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その一)

平井 太郎君	寺尾 豊君	森 勝治君	鈴木 力君	野坂 参三君	春日 正一君	中村 英男君	岡 三郎君
古池 信三君	松平 勇雄君	中村 波男君	山本 杉君	河田 賢治君	岩間 正男君	羽生 三七君	占部 秀男君
郡 祐一君	青木 一男君	米田 正文君	木島 義夫君	前川 旦君	戸田 菊雄君	大和 与一君	足鹿 豊君
吉武 恵市君	木村 醒男君	小林 武君	林 虎雄君	竹田 瑞照君	木村美智男君	木村禧八郎君	田中 一君
植木 光教君	上田 哲君	森 八三一君	三木與吉郎君	川村 清二君	藤原 道子君	松澤 兼人君	
龜井 善彰君	長田 裕二君	塚田十一郎君	赤間 文三君	村田 秀三君	田中寿美子君		
上田 稔君	和田 静夫君	松永 忠二君	大矢 正君	大橋 和季君			
松本 英一君	安永 英雄君	横川 正市君	小柳 勇君	沢田 政治君			
佐田 一郎君	菅野 優作君	高橋 衛君	斎藤 昇君	瀬谷 英行君			
石原慎太郎君	竹田 四郎君	塙見 俊二君	廣瀬 久忠君	吉田忠三郎君			
杉原 一雄君	達田 龍彦君	加瀬 完君	藤田 進君	鶴園 哲夫君			
源田 実君	熊谷太三郎君	北村 暢君	森中 守義君	野上 元君			
久保 勘一君	小野 明君	須藤 五郎君	鈴木 強君	千葉千代世君			
		渡辺 武君	成瀬 勝治君	武内 五郎君			
		阿具根 登君	永岡 光治君	森 元治郎君			
		勞働大臣	通商產業大臣	厚生大臣	佐藤 繁作君	内閣總理大臣	内閣總理大臣
		原健三郎君	大平 正芳君	斎藤 昇君	佐藤 繁作君	大藏大臣	大藏大臣
		原田 勤君	原田 勤君	坂田 道太君	坂田 道太君	福田 起夫君	福田 起夫君
		運輸大臣	原田 勤君	原田 勤君	原田 勤君	大平 正芳君	大平 正芳君
		中村 英男君	岡 三郎君	中村 英男君	岡 三郎君	占部 秀男君	占部 秀男君

政府委員

建設大臣

坪川 信三君

國務大臣

菅野和太郎君

郵政政務次官 木村 陸男君

明治二十二年三月三十一日
郵便物認可

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その一)

官報 号外 昭和四十四年四月七日

○第六十一回 参議院会議録第十五号(その二)

[本号(その一)参照]

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

第九条第一項第十八号中「及び」を「ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品並びに」に

第二条第一項第三十一号中「二十五万円」を「二十六万円」に改める。

第八十九条第一項及び第二項中「八万円」を「九万円」に、「十二万円」を「十三万円」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「八万円」を「九万円」に、「十二万円」を「十三万円」に改める。

第八十三条第一項中「十六万円」を「十七万円」に改める。

改め、「外国、国際機関、国際団体」を削り、「金品」の下に「及び外国、国際機関、国際団体又は大臣の指定する外国の団体若しくは基金から交付されるこれらの年金又は金品に類する金品」を加

え、「給与」を「これらの金品のうち給与」に改める。

第二十八条第三項第一号中「未満」を「以下」に、「十分の一」を「十分の一・五」に改め、同項第三号

中「以上」を「を上る」二百十万円以下」に、「二十八万円」を「二十九万円」と当該収入金額から百十万円を控除した金額の十分の〇・五に相当する金額との合計額に改め、同項に次の二号を加える。

四 前項に規定する収入金額が二百十万円をこえ三百十万円未満である場合 三十四万円と当該収

入金額から一百十万円を控除した金額の十分の一・五に相当する金額との合計額

五 前項に規定する収入金額が三百十万円以上である場合 三十六万五千円

第三十二条第一項及び第三十三条第三項第一号中「二年以内」を「五年以内」に改める。

第八十六条第一項中「八万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「十一万円」に改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

三十万円以下の金額	百分の十
六十万円をこえ六十万円以下の金額	百分の十四
百万円をこえ百五十万円以下の金額	百分の十八
百五十万円をこえ二百万円以下の金額	百分の二十一
二百万円をこえ一百五十万円以下の金額	百分の二十六
二百五十万円をこえ三百万円以下の金額	百分の三十一
三百万円をこえ四百万円以下の金額	百分の三十九
四百万円をこえ五百萬円以下の金額	百分の四十二
五百万円をこえ七百万円以下の金額	百分の四十六
七百万円をこえ九百万円以下の金額	百分の五十
九百万円をこえ一千万円以下の金額	百分の五十五
一千万円をこえ三千万円以下の金額	百分の六十一
三千万円をこえ四千五百万円以下の金額	百分の六十五
四千五百万円をこえ六千五百万円以下の金額	百分の七十五
六千五百万円をこえる金額	百分の七十五
同項第三号中「支払つた」の下に「第七十五条第一項第一項、第一百七条第一項及び第一百四 十二条第一号ロ中「並びに」の下に「第七十 一条第一項第一号ロ中「社会保険料控 除」の下に「小規模企業共済掛金控除の額」	同項第三号中「支払つた」の下に「第七十五条第一 項第一項(小規模企業共済掛金控除)に規定する 小規模企業共済掛金の額」を加え、「第七十四条、 第七十六条及び第七十七条」を「第七十四条から第 七十七条まで」に改める。
会保険料」の下に「小規模企業共済掛金」を加え、 会保険労務士」を加える。	附則第二十五条第三項中「その年最初(昭和四十 一年分の所得税については、同年四月一日以後最 初)に支払を受けるべき日の前日の現況において 十四万円」を「政令で定める日の現況において政令 で定める金額」に改める。 別表第一から別表第八まで(同表の附表を除 く)を次のように改める。
会保険料」の下に「小規模企業共済掛金」を加え、 会保険労務士」を加える。	第二百四条第一項第一号中「税理士」の下に「社 会保険料」の下に「小規模企業共済掛金」を加え、 会保険労務士」を加える。

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
			以上	未満			以上	未満		
1,000円未満	0	%	40,000円	41,000円	4,000円	10%	97,000円	99,000円	9,700円	10%
1,000円	2,000	100	41,000円	42,000円	4,100円	10%	99,000円	101,000円	9,900円	10%
2,000円	3,000	200	42,000円	43,000円	4,200円	10%	101,000円	103,000円	10,100円	10%
3,000円	4,000	300	43,000円	44,000円	4,300円	10%	103,000円	105,000円	10,300円	10%
4,000円	5,000	400	44,000円	45,000円	4,400円	10%	105,000円	107,000円	10,500円	10%
5,000円	6,000	500	45,000円	46,000円	4,500円	10%	107,000円	109,000円	10,700円	10%
6,000円	7,000	600	46,000円	47,000円	4,600円	10%	109,000円	111,000円	10,900円	10%
7,000円	8,000	700	47,000円	48,000円	4,700円	10%	111,000円	113,000円	11,100円	10%
8,000円	9,000	800	48,000円	49,000円	4,800円	10%	113,000円	115,000円	11,300円	10%
9,000円	10,000	900	49,000円	50,000円	4,900円	10%	115,000円	117,000円	11,500円	10%
10,000円	11,000	1,000	50,000円	51,000円	5,000円	10%	117,000円	119,000円	11,700円	10%
11,000円	12,000	1,100	51,000円	52,000円	5,100円	10%	119,000円	121,000円	11,900円	10%
12,000円	13,000	1,200	52,000円	53,000円	5,200円	10%	121,000円	123,000円	12,100円	10%
13,000円	14,000	1,300	53,000円	54,000円	5,300円	10%	123,000円	125,000円	12,300円	10%
14,000円	15,000	1,400	54,000円	55,000円	5,400円	10%	125,000円	127,000円	12,500円	10%
15,000円	16,000	1,500	55,000円	56,000円	5,500円	10%	127,000円	129,000円	12,700円	10%
16,000円	17,000	1,600	56,000円	57,000円	5,600円	10%	129,000円	131,000円	12,900円	10%
17,000円	18,000	1,700	57,000円	58,000円	5,700円	10%	131,000円	133,000円	13,100円	10%
18,000円	19,000	1,800	58,000円	59,000円	5,800円	10%	133,000円	135,000円	13,300円	10%
19,000円	20,000	1,900	59,000円	60,000円	5,900円	10%	135,000円	137,000円	13,500円	10%
20,000円	21,000	2,000	60,000円	61,000円	6,000円	10%	137,000円	139,000円	13,700円	10%
21,000円	22,000	2,100	61,000円	62,000円	6,100円	10%	139,000円	141,000円	13,900円	10%
22,000円	23,000	2,200	62,000円	63,000円	6,200円	10%	141,000円	143,000円	14,100円	10%
23,000円	24,000	2,300	63,000円	65,000円	6,300円	10%	143,000円	145,000円	14,300円	10%
24,000円	25,000	2,400	65,000円	67,000円	6,500円	10%	145,000円	147,000円	14,500円	10%
25,000円	26,000	2,500	67,000円	69,000円	6,700円	10%	147,000円	149,000円	14,700円	10%
26,000円	27,000	2,600	69,000円	71,000円	6,900円	10%	149,000円	151,000円	14,900円	10%
27,000円	28,000	2,700	71,000円	73,000円	7,100円	10%	151,000円	153,000円	15,100円	10%
28,000円	29,000	2,800	73,000円	75,000円	7,300円	10%	153,000円	155,000円	15,300円	10%
29,000円	30,000	2,900	75,000円	77,000円	7,500円	10%	155,000円	157,000円	15,500円	10%
30,000円	31,000	3,000	77,000円	79,000円	7,700円	10%	157,000円	159,000円	15,700円	10%
31,000円	32,000	3,100	79,000円	81,000円	7,900円	10%	159,000円	161,000円	15,900円	10%
32,000円	33,000	3,200	81,000円	83,000円	8,100円	10%	161,000円	163,000円	16,100円	10%
33,000円	34,000	3,300	83,000円	85,000円	8,300円	10%	163,000円	165,000円	16,300円	10%
34,000円	35,000	3,400	85,000円	87,000円	8,500円	10%	165,000円	167,000円	16,500円	10%
35,000円	36,000	3,500	87,000円	89,000円	8,700円	10%	167,000円	169,000円	16,700円	10%
36,000円	37,000	3,600	89,000円	91,000円	8,900円	10%	169,000円	171,000円	16,900円	10%
37,000円	38,000	3,700	91,000円	93,000円	9,100円	10%	171,000円	173,000円	17,100円	10%
38,000円	39,000	3,800	93,000円	95,000円	9,300円	10%	173,000円	175,000円	17,300円	10%
39,000円	40,000	3,900	95,000円	97,000円	9,500円	10%	175,000円	177,000円	17,500円	10%

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)に対する割合						
						以上	未満	以上	未満	以上	未満
177,000	179,000	17,700	10	288,000	291,000	28,800	10	414,000	418,000	45,900	11
179,000	181,000	17,900	10	291,000	294,000	29,100	10	418,000	422,000	46,500	11
181,000	183,000	18,100	10	294,000	297,000	29,400	10	422,000	426,000	47,000	11
183,000	185,000	18,300	10	297,000	300,000	29,700	10	426,000	430,000	47,600	11
185,000	187,000	18,500	10	300,000	303,000	30,000	10	430,000	434,000	48,200	11
187,000	189,000	18,700	10	303,000	306,000	30,400	10	434,000	438,000	48,700	11
189,000	191,000	18,900	10	306,000	309,000	30,800	10	438,000	442,000	49,300	11
191,000	193,000	19,100	10	309,000	312,000	31,200	10	442,000	446,000	49,800	11
193,000	195,000	19,300	10	312,000	315,000	31,600	10	446,000	450,000	50,400	11
195,000	198,000	19,500	10	315,000	318,000	32,100	10	450,000	454,000	51,000	11
198,000	201,000	19,800	10	318,000	321,000	32,500	10	454,000	458,000	51,500	11
201,000	204,000	20,100	10	321,000	324,000	32,900	10	458,000	462,000	52,100	11
204,000	207,000	20,400	10	324,000	327,000	33,300	10	462,000	466,000	52,600	11
207,000	210,000	20,700	10	327,000	330,000	33,700	10	466,000	470,000	53,200	11
210,000	213,000	21,000	10	330,000	333,000	34,200	10	470,000	474,000	53,800	11
213,000	216,000	21,300	10	333,000	336,000	34,600	10	474,000	478,000	54,400	11
216,000	219,000	21,600	10	336,000	339,000	35,000	10	478,000	482,000	54,900	11
219,000	222,000	21,900	10	339,000	342,000	35,400	10	482,000	486,000	55,400	11
222,000	225,000	22,200	10	342,000	345,000	35,800	10	486,000	490,000	56,000	11
225,000	228,000	22,500	10	345,000	348,000	36,300	10	490,000	494,000	56,600	11
228,000	231,000	22,800	10	348,000	351,000	36,700	10	494,000	498,000	57,100	11
231,000	234,000	23,100	10	351,000	354,000	37,100	10	498,000	502,000	57,700	11
234,000	237,000	23,400	10	354,000	357,000	37,500	10	502,000	506,000	58,200	11
237,000	240,000	23,700	10	357,000	360,000	37,900	10	506,000	510,000	58,800	11
240,000	243,000	24,000	10	360,000	363,000	38,400	10	510,000	514,000	59,400	11
243,000	246,000	24,300	10	363,000	366,000	38,800	10	514,000	518,000	59,900	11
246,000	249,000	24,600	10	366,000	369,000	39,200	10	518,000	522,000	60,500	11
249,000	252,000	24,900	10	369,000	372,000	39,600	10	522,000	526,000	61,000	11
252,000	255,000	25,200	10	372,000	375,000	40,000	10	526,000	530,000	61,600	11
255,000	258,000	25,500	10	375,000	378,000	40,500	10	530,000	534,000	62,200	11
258,000	261,000	25,800	10	378,000	381,000	40,900	10	534,000	538,000	62,700	11
261,000	264,000	26,100	10	381,000	384,000	41,300	10	538,000	542,000	63,300	11
264,000	267,000	26,400	10	384,000	387,000	41,700	10	542,000	546,000	63,800	11
267,000	270,000	26,700	10	387,000	390,000	42,100	10	546,000	550,000	64,400	11
270,000	273,000	27,000	10	390,000	394,000	42,600	10	550,000	554,000	65,000	11
273,000	276,000	27,300	10	394,000	398,000	43,100	10	554,000	558,000	65,500	11
276,000	279,000	27,600	10	398,000	402,000	43,700	10	558,000	562,000	66,100	11
279,000	282,000	27,900	10	402,000	406,000	44,200	10	562,000	566,000	66,600	11
282,000	285,000	28,200	10	406,000	410,000	44,800	11	566,000	570,000	67,200	11
285,000	288,000	28,500	10	410,000	414,000	45,400	11	570,000	574,000	67,800	11

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
円 574,000	円 578,000	円 68,300	% 11	円 705,000	円 710,000	円 90,900	% 12	円 855,000	円 860,000	円 117,900	% 13
578,000	582,000	68,900	11	710,000	715,000	91,800	12	860,000	865,000	118,800	13
582,000	586,000	69,400	11	715,000	720,000	92,700	12	865,000	870,000	119,700	13
586,000	590,000	70,000	11	720,000	725,000	93,600	13	870,000	875,000	120,600	13
590,000	594,000	70,600	11	725,000	730,000	94,500	13	875,000	880,000	121,500	13
594,000	598,000	71,100	11	730,000	735,000	95,400	13	880,000	885,000	122,400	13
598,000	602,000	71,700	11	735,000	740,000	96,300	13	885,000	890,000	123,300	13
602,000	606,000	72,300	12	740,000	745,000	97,200	13	890,000	895,000	124,200	13
606,000	610,000	73,000	12	745,000	750,000	98,100	13	895,000	900,000	125,100	13
610,000	614,000	73,800	12	750,000	755,000	99,000	13	900,000	905,000	126,000	14
614,000	618,000	74,500	12	755,000	760,000	99,900	13	905,000	910,000	126,900	14
618,000	622,000	75,200	12	760,000	765,000	100,800	13	910,000	915,000	127,800	14
622,000	626,000	75,900	12	765,000	770,000	101,700	13	915,000	920,000	128,700	14
626,000	630,000	76,600	12	770,000	775,000	102,600	13	920,000	925,000	129,600	14
630,000	634,000	77,400	12	775,000	780,000	103,500	13	925,000	930,000	130,500	14
634,000	638,000	78,100	12	780,000	785,000	104,400	13	930,000	935,000	131,400	14
638,000	642,000	78,800	12	785,000	790,000	105,300	13	935,000	940,000	132,300	14
642,000	646,000	79,500	12	790,000	795,000	106,200	13	940,000	945,000	133,200	14
646,000	650,000	80,200	12	795,000	800,000	107,100	13	945,000	950,000	134,100	14
650,000	655,000	81,000	12	800,000	805,000	108,000	13	950,000	955,000	135,000	14
655,000	660,000	81,900	12	805,000	810,000	108,900	13	955,000	960,000	135,900	14
660,000	665,000	82,800	12	810,000	815,000	109,800	13	960,000	965,000	136,800	14
665,000	670,000	83,700	12	815,000	820,000	110,700	13	965,000	970,000	137,700	14
670,000	675,000	84,600	12	820,000	825,000	111,600	13	970,000	975,000	138,600	14
675,000	680,000	85,500	12	825,000	830,000	112,500	13	975,000	980,000	139,500	14
680,000	685,000	86,400	12	830,000	835,000	113,400	13	980,000	985,000	140,400	14
685,000	690,000	87,300	12	835,000	840,000	114,300	13	985,000	990,000	141,300	14
690,000	695,000	88,200	12	840,000	845,000	115,200	13	990,000	995,000	142,200	14
695,000	700,000	89,100	12	845,000	850,000	116,100	13	995,000	1,000,000	143,100	14
700,000	705,000	90,000	12	850,000	855,000	117,000	13	1,000,000	1,000,000	144,000	14

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十一条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額			税額
以 上	未 満	税額	以 上	未 満	税額	以 上	未 満	税額	
1,000	円未満	0	40,000	41,000	4,000	97,000	99,000	9,700	
1,000	2,000	100	41,000	42,000	4,100	99,000	101,000	9,900	
2,000	3,000	200	42,000	43,000	4,200	101,000	103,000	10,100	
3,000	4,000	300	43,000	44,000	4,300	103,000	105,000	10,300	
4,000	5,000	400	44,000	45,000	4,400	105,000	107,000	10,500	
5,000	6,000	500	45,000	46,000	4,500	107,000	109,000	10,700	
6,000	7,000	600	46,000	47,000	4,600	109,000	111,000	10,900	
7,000	8,000	700	47,000	48,000	4,700	111,000	113,000	11,100	
8,000	9,000	800	48,000	49,000	4,800	113,000	115,000	11,300	
9,000	10,000	900	49,000	50,000	4,900	115,000	117,000	11,500	
10,000	11,000	1,000	50,000	51,000	5,000	117,000	119,000	11,700	
11,000	12,000	1,100	51,000	52,000	5,100	119,000	121,000	11,900	
12,000	13,000	1,200	52,000	53,000	5,200	121,000	123,000	12,100	
13,000	14,000	1,300	53,000	54,000	5,300	123,000	125,000	12,300	
14,000	15,000	1,400	54,000	55,000	5,400	125,000	127,000	12,500	
15,000	16,000	1,500	55,000	56,000	5,500	127,000	129,000	12,700	
16,000	17,000	1,600	56,000	57,000	5,600	129,000	131,000	12,900	
17,000	18,000	1,700	57,000	58,000	5,700	131,000	133,000	13,100	
18,000	19,000	1,800	58,000	59,000	5,800	133,000	135,000	13,300	
19,000	20,000	1,900	59,000	60,000	5,900	135,000	137,000	13,500	
20,000	21,000	2,000	60,000	61,000	6,000	137,000	139,000	13,700	
21,000	22,000	2,100	61,000	62,000	6,100	139,000	141,000	13,900	
22,000	23,000	2,200	62,000	63,000	6,200	141,000	143,000	14,100	
23,000	24,000	2,300	63,000	65,000	6,300	143,000	145,000	14,300	
24,000	25,000	2,400	65,000	67,000	6,500	145,000	147,000	14,500	
25,000	26,000	2,500	67,000	69,000	6,700	147,000	149,000	14,700	
26,000	27,000	2,600	69,000	71,000	6,900	149,000	151,000	14,900	
27,000	28,000	2,700	71,000	73,000	7,100	151,000	153,000	15,100	
28,000	29,000	2,800	73,000	75,000	7,300	153,000	155,000	15,300	
29,000	30,000	2,900	75,000	77,000	7,500	155,000	157,000	15,500	
30,000	31,000	3,000	77,000	79,000	7,700	157,000	159,000	15,700	
31,000	32,000	3,100	79,000	81,000	7,900	159,000	161,000	15,900	
32,000	33,000	3,200	81,000	83,000	8,100	161,000	163,000	16,100	
33,000	34,000	3,300	83,000	85,000	8,300	163,000	165,000	16,300	
34,000	35,000	3,400	85,000	87,000	8,500	165,000	167,000	16,500	
35,000	36,000	3,500	87,000	89,000	8,700	167,000	169,000	16,700	
36,000	37,000	3,600	89,000	91,000	8,900	169,000	171,000	16,900	
37,000	38,000	3,700	91,000	93,000	9,100	171,000	173,000	17,100	
38,000	39,000	3,800	93,000	95,000	9,300	173,000	175,000	17,300	
39,000	40,000	3,900	95,000	97,000	9,500	175,000	177,000	17,500	

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二)

所得税法の一部を改正する法律案

三四〇

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
177,000	179,000	17,700	288,000	291,000	28,800	414,000	418,000	41,400
179,000	181,000	17,900	291,000	294,000	29,100	418,000	422,000	41,800
181,000	183,000	18,100	294,000	297,000	29,400	422,000	426,000	42,200
183,000	185,000	18,300	297,000	300,000	29,700	426,000	430,000	42,600
185,000	187,000	18,500	300,000	303,000	30,000	430,000	434,000	43,000
187,000	189,000	18,700	303,000	306,000	30,300	434,000	438,000	43,400
189,000	191,000	18,900	306,000	309,000	30,600	438,000	442,000	43,800
191,000	193,000	19,100	309,000	312,000	30,900	442,000	446,000	44,200
193,000	195,000	19,300	312,000	315,000	31,200	446,000	450,000	44,600
195,000	198,000	19,500	315,000	318,000	31,500	450,000	454,000	45,000
198,000	201,000	19,800	318,000	321,000	31,800	454,000	458,000	45,400
201,000	204,000	20,100	321,000	324,000	32,100	458,000	462,000	45,800
204,000	207,000	20,400	324,000	327,000	32,400	462,000	466,000	46,200
207,000	210,000	20,700	327,000	330,000	32,700	466,000	470,000	46,600
210,000	213,000	21,000	330,000	333,000	33,000	470,000	474,000	47,000
213,000	216,000	21,300	333,000	336,000	33,300	474,000	478,000	47,400
216,000	219,000	21,600	336,000	339,000	33,600	478,000	482,000	47,800
219,000	222,000	21,900	339,000	342,000	33,900	482,000	486,000	48,200
222,000	225,000	22,200	342,000	345,000	34,200	486,000	490,000	48,600
225,000	228,000	22,500	345,000	348,000	34,500	490,000	494,000	49,000
228,000	231,000	22,800	348,000	351,000	34,800	494,000	498,000	49,400
231,000	234,000	23,100	351,000	354,000	35,100	498,000	502,000	49,800
234,000	237,000	23,400	354,000	357,000	35,400	502,000	506,000	50,200
237,000	240,000	23,700	357,000	360,000	35,700	506,000	510,000	50,600
240,000	243,000	24,000	360,000	363,000	36,000	510,000	514,000	51,000
243,000	246,000	24,300	363,000	366,000	36,300	514,000	518,000	51,400
246,000	249,000	24,600	366,000	369,000	36,600	518,000	522,000	51,800
249,000	252,000	24,900	369,000	372,000	36,900	522,000	526,000	52,200
252,000	255,000	25,200	372,000	375,000	37,200	526,000	530,000	52,600
255,000	258,000	25,500	375,000	378,000	37,500	530,000	534,000	53,000
258,000	261,000	25,800	378,000	381,000	37,800	534,000	538,000	53,400
261,000	264,000	26,100	381,000	384,000	38,100	538,000	542,000	53,800
264,000	267,000	26,400	384,000	387,000	38,400	542,000	546,000	54,200
267,000	270,000	26,700	387,000	390,000	38,700	546,000	550,000	54,600
270,000	273,000	27,000	390,000	394,000	39,000	550,000	554,000	55,000
273,000	276,000	27,300	394,000	398,000	39,400	554,000	558,000	55,400
276,000	279,000	27,600	398,000	402,000	39,800	558,000	562,000	55,800
279,000	282,000	27,900	402,000	406,000	40,200	562,000	566,000	56,200
282,000	285,000	28,200	406,000	410,000	40,600	566,000	570,000	56,600
285,000	288,000	28,500	410,000	414,000	41,000	570,000	574,000	57,000

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
574,000	578,000	57,400	705,000	710,000	70,500	855,000	860,000	85,500
578,000	582,000	57,800	710,000	715,000	71,000	860,000	865,000	86,000
582,000	586,000	58,200	715,000	720,000	71,500	865,000	870,000	86,500
586,000	590,000	58,600	720,000	725,000	72,000	870,000	875,000	87,000
590,000	594,000	59,000	725,000	730,000	72,500	875,000	880,000	87,500
594,000	598,000	59,400	730,000	735,000	73,000	880,000	885,000	88,000
598,000	602,000	59,800	735,000	740,000	73,500	885,000	890,000	88,500
602,000	606,000	60,200	740,000	745,000	74,000	890,000	895,000	89,000
606,000	610,000	60,600	745,000	750,000	74,500	895,000	900,000	89,500
610,000	614,000	61,000	750,000	755,000	75,000	900,000	905,000	90,000
614,000	618,000	61,400	755,000	760,000	75,500	905,000	910,000	90,500
618,000	622,000	61,800	760,000	765,000	76,000	910,000	915,000	91,000
622,000	626,000	62,200	765,000	770,000	76,500	915,000	920,000	91,500
626,000	630,000	62,600	770,000	775,000	77,000	920,000	925,000	92,000
630,000	634,000	63,000	775,000	780,000	77,500	925,000	930,000	92,500
634,000	638,000	63,400	780,000	785,000	78,000	930,000	935,000	93,000
638,000	642,000	63,800	785,000	790,000	78,500	935,000	940,000	93,500
642,000	646,000	64,200	790,000	795,000	79,000	940,000	945,000	94,000
646,000	650,000	64,600	795,000	800,000	79,500	945,000	950,000	94,500
650,000	655,000	65,000	800,000	805,000	80,000	950,000	955,000	95,000
655,000	660,000	65,500	805,000	810,000	80,500	955,000	960,000	95,500
660,000	665,000	66,000	810,000	815,000	81,000	960,000	965,000	96,000
665,000	670,000	66,500	815,000	820,000	81,500	965,000	970,000	96,500
670,000	675,000	67,000	820,000	825,000	82,000	970,000	975,000	97,000
675,000	680,000	67,500	825,000	830,000	82,500	975,000	980,000	97,500
680,000	685,000	68,000	830,000	835,000	83,000	980,000	985,000	98,000
685,000	690,000	68,500	835,000	840,000	83,500	985,000	990,000	98,500
690,000	695,000	69,000	840,000	845,000	84,000	990,000	995,000	99,000
695,000	700,000	69,500	845,000	850,000	84,500	995,000	1,000,000	99,500
700,000	705,000	70,000	850,000	855,000	85,000	1,000,000	1,000,000	100,000

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙 円 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の 7%に相当する 金額
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
	以上	未満	税額							
円 27,000円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
27,000	27,500	100	0	0	0	0	0	0	0	2,200
27,500	28,000	140	0	0	0	0	0	0	0	2,200
28,000	28,500	180	0	0	0	0	0	0	0	2,300
28,500	29,000	220	0	0	0	0	0	0	0	2,400
29,000	29,500	260	0	0	0	0	0	0	0	2,400
29,500	30,000	300	0	0	0	0	0	0	0	2,500
30,000	30,500	340	0	0	0	0	0	0	0	2,600
30,500	31,000	380	0	0	0	0	0	0	0	2,700
31,000	31,500	420	0	0	0	0	0	0	0	2,700
31,500	32,000	460	0	0	0	0	0	0	0	2,800
32,000	32,500	500	0	0	0	0	0	0	0	2,900
32,500	33,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,000
33,000	33,500	580	0	0	0	0	0	0	0	3,000
33,500	34,000	620	0	0	0	0	0	0	0	3,100
34,000	34,500	660	0	0	0	0	0	0	0	3,200
34,500	35,000	700	0	0	0	0	0	0	0	3,200
35,000	35,500	740	0	0	0	0	0	0	0	3,300
35,500	36,000	780	0	0	0	0	0	0	0	3,400
36,000	36,500	820	0	0	0	0	0	0	0	3,500
36,500	37,000	860	0	0	0	0	0	0	0	3,600
37,000	37,500	900	0	0	0	0	0	0	0	3,600
37,500	38,000	940	0	0	0	0	0	0	0	3,700
38,000	38,500	980	0	0	0	0	0	0	0	3,800
38,500	39,000	1,020	0	0	0	0	0	0	0	3,900
39,000	39,500	1,060	0	0	0	0	0	0	0	4,000
39,500	40,000	1,100	0	0	0	0	0	0	0	4,000
40,000	40,500	1,140	0	0	0	0	0	0	0	4,100
40,500	41,000	1,180	0	0	0	0	0	0	0	4,200
41,000	41,500	1,220	0	0	0	0	0	0	0	4,300
41,500	42,000	1,260	0	0	0	0	0	0	0	4,400
42,000	42,500	1,300	0	0	0	0	0	0	0	4,500
42,500	43,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,600
43,000	43,500	1,380	0	0	0	0	0	0	0	4,700
43,500	44,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	4,800
44,000	44,500	1,460	0	0	0	0	0	0	0	4,900
44,500	45,000	1,500	0	0	0	0	0	0	0	5,100
45,000	45,500	1,540	120	0	0	0	0	0	0	5,200
45,500	46,000	1,580	160	0	0	0	0	0	0	5,300
46,000	46,500	1,620	200	0	0	0	0	0	0	5,500
46,500	47,000	1,660	240	0	0	0	0	0	0	5,600
47,000	47,500	1,700	280	0	0	0	0	0	0	5,800
47,500	48,000	1,740	320	0	0	0	0	0	0	5,900
48,000	48,500	1,780	360	0	0	0	0	0	0	6,000
48,500	49,000	1,820	400	0	0	0	0	0	0	6,200
49,000	49,500	1,860	440	0	0	0	0	0	0	6,300

イ 甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲										乙	
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
以上未満	税額										税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
49,500	50,000	1,900	480	0	0	0	0	0	0	0	6,400	
50,000	50,500	1,940	520	0	0	0	0	0	0	0	6,900	
50,500	51,000	1,980	560	0	0	0	0	0	0	0	0	
51,000	51,500	2,020	600	0	0	0	0	0	0	0	0	
51,500	52,000	2,060	640	0	0	0	0	0	0	0	0	
52,000	52,500	2,100	680	0	0	0	0	0	0	0	0	
52,500	53,000	2,140	720	0	0	0	0	0	0	0	0	
53,000	54,000	2,200	780	0	0	0	0	0	0	0	0	
54,000	55,000	2,280	860	0	0	0	0	0	0	0	0	
55,000	56,000	2,360	940	110	0	0	0	0	0	0	0	
56,000	57,000	2,440	1,020	190	0	0	0	0	0	0	0	
57,000	58,000	2,520	1,100	270	0	0	0	0	0	0	0	
58,000	59,000	2,640	1,180	350	0	0	0	0	0	0	0	
59,000	60,000	2,750	1,260	430	0	0	0	0	0	0	0	
60,000	61,000	2,860	1,340	510	0	0	0	0	0	0	0	
61,000	62,000	2,970	1,420	590	0	0	0	0	0	0	0	
62,000	63,000	3,080	1,500	670	0	0	0	0	0	0	0	
63,000	64,000	3,200	1,580	750	0	0	0	0	0	0	0	
64,000	65,000	3,310	1,660	830	0	0	0	0	0	0	0	
65,000	66,000	3,420	1,740	910	0	0	0	0	0	0	0	
66,000	67,000	3,530	1,820	990	150	0	0	0	0	0	0	
67,000	68,000	3,640	1,900	1,070	230	0	0	0	0	0	0	
68,000	69,000	3,760	1,980	1,150	310	0	0	0	0	0	0	
69,000	70,000	3,870	2,060	1,230	390	0	0	0	0	0	0	
70,000	71,000	3,980	2,140	1,310	470	0	0	0	0	0	0	
71,000	72,000	4,090	2,220	1,390	550	0	0	0	0	0	0	
72,000	73,000	4,200	2,300	1,470	630	0	0	0	0	0	0	
73,000	74,000	4,320	2,380	1,550	710	0	0	0	0	0	0	
74,000	75,000	4,430	2,460	1,630	790	0	0	0	0	0	0	
75,000	76,000	4,540	2,560	1,710	880	0	0	0	0	0	0	
76,000	77,000	4,660	2,680	1,790	960	130	0	0	0	0	0	
77,000	78,000	4,780	2,800	1,880	1,050	210	0	0	0	0	0	
78,000	79,000	4,900	2,920	1,960	1,130	300	0	0	0	0	0	
79,000	80,000	5,020	3,040	2,050	1,220	380	0	0	0	0	0	
80,000	81,000	5,140	3,150	2,130	1,300	470	0	0	0	0	0	
81,000	82,000	5,260	3,270	2,220	1,390	550	0	0	0	0	0	
82,000	83,000	5,380	3,390	2,300	1,470	640	0	0	0	0	0	
83,000	84,000	5,490	3,510	2,390	1,560	720	0	0	0	0	0	
84,000	85,000	5,610	3,630	2,470	1,640	810	0	0	0	0	0	
85,000	86,000	5,730	3,750	2,580	1,730	890	0	0	0	0	0	
86,000	87,000	5,850	3,870	2,700	1,810	980	140	0	0	0	0	
87,000	88,000	5,970	3,990	2,820	1,900	1,060	230	0	0	0	0	
88,000	89,000	6,120	4,110	2,940	1,980	1,150	310	0	0	0	0	
89,000	90,000	6,270	4,230	3,060	2,070	1,230	400	0	0	0	0	
90,000	91,000	6,420	4,340	3,180	2,150	1,320	480	0	0	0	0	
91,000	92,000	6,570	4,460	3,300	2,240	1,400	570	0	0	0	0	
92,000	93,000	6,740	4,590	3,430	2,330	1,500	660	0	0	0	0	
93,000	94,000	6,910	4,730	3,560	2,420	1,590	760	0	0	0	0	
94,000	95,000	7,080	4,860	3,690	2,530	1,690	850	0	0	0	0	
95,000	96,000	7,260	4,990	3,830	2,660	1,780	950	110	0	0	0	

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ甲 表

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲										乙	
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
以上	未満	税額										
96,000	97,000	7,430	5,130	3,960	2,790	1,880	1,040	210	0	0		
97,000	98,000	7,600	5,260	4,090	2,930	1,970	1,140	300	0	0		
98,000	99,000	7,770	5,390	4,230	3,060	2,070	1,230	400	0	0		
99,000	100,000	7,940	5,520	4,360	3,190	2,160	1,330	490	0	0		
100,000	101,000	8,110	5,660	4,490	3,320	2,260	1,420	590	0	0	26,100円	
101,000	102,000	8,280	5,790	4,620	3,460	2,350	1,520	680	0	0		
102,000	104,000	8,540	5,990	4,820	3,660	2,490	1,660	830	0	0		
104,000	106,000	8,880	6,330	5,090	3,920	2,760	1,850	1,020	180	0		
106,000	108,000	9,220	6,670	5,360	4,190	3,020	2,040	1,210	370	0		
108,000	110,000	9,560	7,010	5,620	4,450	3,290	2,230	1,490	560	0		
110,000	112,000	9,910	7,360	5,890	4,720	3,550	2,420	1,590	750	0		
112,000	114,000	10,250	7,700	6,200	4,990	3,820	2,650	1,780	940	110		
114,000	116,000	10,590	8,040	6,540	5,250	4,090	2,920	1,970	1,130	300		
116,000	118,000	10,930	8,380	6,880	5,520	4,350	3,190	2,160	1,320	490		
118,000	120,000	11,270	8,720	7,220	5,780	4,620	3,450	2,350	1,510	680		
120,000	122,000	11,620	9,070	7,570	6,070	4,880	3,720	2,550	1,700	870		
122,000	124,000	11,960	9,410	7,910	6,410	5,150	3,980	2,820	1,890	1,060		
124,000	126,000	12,370	9,750	8,250	6,750	5,420	4,250	3,080	2,080	1,250		
126,000	128,000	12,780	10,090	8,590	7,090	5,680	4,520	3,350	2,270	1,440		
128,000	130,000	13,200	10,430	8,930	7,430	5,950	4,780	3,610	2,460	1,630		
130,000	132,000	13,620	10,780	9,280	7,780	6,280	5,050	3,880	2,710	1,820		
132,000	134,000	14,040	11,120	9,620	8,120	6,620	5,310	4,150	2,980	2,010		
134,000	136,000	14,460	11,460	9,960	8,460	6,960	5,580	4,410	3,250	2,200		
136,000	138,000	14,870	11,800	10,300	8,800	7,300	5,850	4,680	3,510	2,390		
138,000	140,000	15,290	12,180	10,640	9,140	7,640	6,140	4,940	3,780	2,610		
140,000	142,000	15,710	12,590	10,990	9,490	7,990	6,490	5,210	4,040	2,880		
142,000	144,000	16,130	13,010	11,330	9,830	8,330	6,830	5,480	4,310	3,140		
144,000	146,000	16,550	13,430	11,670	10,170	8,670	7,170	5,740	4,580	3,410		
146,000	148,000	16,960	13,850	12,010	10,510	9,010	7,510	6,010	4,840	3,680		
148,000	150,000	17,380	14,270	12,430	10,850	9,350	7,850	6,350	5,110	3,940		
150,000	152,000	17,800	14,680	12,850	11,200	9,700	8,200	6,700	5,370	4,210	53,600円	
152,000	154,000	18,220	15,100	13,270	11,540	10,040	8,540	7,040	5,640	4,470		
154,000	156,000	18,640	15,520	13,690	11,880	10,380	8,880	7,380	5,910	4,740		
156,000	158,000	19,050	15,940	14,100	12,270	10,720	9,220	7,720	6,220	5,010		
158,000	160,000	19,470	16,360	14,520	12,690	11,060	9,580	8,060	6,560	5,270		
160,000	162,000	19,890	16,770	14,940	13,110	11,410	9,910	8,410	6,910	5,540		
162,000	164,000	20,310	17,190	15,360	13,530	11,750	10,250	8,750	7,250	5,800		
164,000	166,000	20,730	17,610	15,780	13,940	12,110	10,590	9,090	7,590	6,090		
166,000	168,000	21,140	18,030	16,190	14,360	12,530	10,930	9,480	7,930	6,430		
168,000	170,000	21,630	18,450	16,610	14,780	12,950	11,270	9,770	8,270	6,770		
170,000	172,000	22,130	18,860	17,030	15,200	13,360	11,620	10,120	8,620	7,110		
172,000	174,000	22,620	19,280	17,450	15,620	13,780	11,960	10,460	8,960	7,460		
174,000	176,000	23,120	19,700	17,870	16,030	14,200	12,370	10,800	9,300	7,800		
176,000	178,000	23,620	20,130	18,300	16,460	14,630	12,800	11,150	9,650	8,150		
178,000	180,000	24,130	20,560	18,720	16,890	15,060	13,220	11,500	10,000	8,500		
180,000	182,000	24,640	20,990	19,150	17,320	15,490	13,650	11,850	10,350	8,850		
182,000	184,000	25,150	21,460	19,580	17,750	15,920	14,080	12,250	10,700	9,200		
184,000	186,000	25,650	21,970	20,010	18,180	16,340	14,510	12,680	11,050	9,550		
186,000	188,000	26,160	22,480	20,440	18,610	16,770	14,940	13,110	11,410	9,910		
188,000	190,000	26,670	22,980	20,870	19,040	17,200	15,370	13,540	11,760	10,260		

昭和四十四年四月七日

参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

イ甲 表
(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲										乙	
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
以上未満	税額										税額	
190,000円	192,000円	27,170円	23,490円	21,320円	19,470円	17,630円	15,800円	13,960円	12,130円	10,610円		
192,000円	194,000円	27,680円	24,000円	21,830円	19,890円	18,060円	16,230円	14,390円	12,560円	10,960円		
194,000円	196,000円	28,190円	24,500円	22,340円	20,320円	18,490円	16,660円	14,820円	12,990円	11,310円		
196,000円	198,000円	28,690円	25,010円	22,840円	20,750円	18,920円	17,090円	15,250円	13,420円	11,660円		
198,000円	200,000円	29,200円	25,520円	23,350円	21,180円	19,350円	17,510円	15,680円	13,850円	12,010円		
	200,000円	29,450円	25,770円	23,600円	21,440円	19,560円	17,730円	15,900円	14,060円	12,230円		
200,000円をこえ 210,000円に満た ない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000円をこえる金額の26%に相当する金額を加算した金額											
210,000円	32,050円	28,370円	26,200円	24,040円	22,160円	20,330円	18,500円	16,660円	14,830円			
210,000円をこえ 250,000円に満た ない金額	210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額											
250,000円	44,050円	40,370円	38,200円	36,040円	34,160円	32,330円	30,500円	28,660円	26,830円			
250,000円をこえ 290,000円に満た ない金額	250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 250,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額											
290,000円	57,650円	53,970円	51,800円	49,640円	47,760円	45,930円	44,100円	42,260円	40,430円			
290,000円をこえ 380,000円に満た ない金額	290,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 290,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額											
380,000円	91,850円	88,170円	86,000円	83,840円	81,960円	80,130円	78,300円	76,460円	74,630円			
380,000円をこえ 460,000円に満た ない金額	380,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 380,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額											
460,000円	125,450円	121,770円	119,600円	117,440円	115,560円	113,730円	111,900円	110,060円	108,230円			
460,000円をこえ 630,000円に満た ない金額	460,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 460,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額											
630,000円	203,650円	199,970円	197,800円	195,640円	193,760円	191,930円	190,100円	188,260円	186,430円	341,600円		
630,000円をこえ 880,000円に満た ない金額	630,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 630,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										341,600円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与等 の金額のうち 630,000円をこえ る金額の65%に 相当する金額を 加算した金額	

イ 甲 表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上未満	税額									税額	
880,000円	328,650円	324,970円	322,800円	320,640円	318,760円	316,930円	315,100円	313,260円	311,430円		
880,000円をこえ 1,710,000円に満たない金額	880,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち880,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額										
1,710,000円	785,150円	781,470円	779,300円	777,140円	775,260円	773,430円	771,600円	769,760円	767,930円		
1,710,000円をこえる金額	1,710,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,710,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額										
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額											

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,200円を控除した金額)が、その求める税額である。

従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合は、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,200円を上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

ロ 乙 表

(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以 上	未 满	税 額							
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円
37,500		0	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	100	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	140	0	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	180	0	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	220	0	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	260	0	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	300	0	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	340	0	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	380	0	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	420	0	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	460	0	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	500	0	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	540	0	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	580	0	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	620	0	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	660	0	0	0	0	0	0	0
45,000	45,500	700	0	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	740	0	0	0	0	0	0	0
46,000	46,500	780	0	0	0	0	0	0	0
46,500	47,000	820	0	0	0	0	0	0	0
47,000	47,500	860	0	0	0	0	0	0	0
47,500	48,000	900	0	0	0	0	0	0	0
48,000	48,500	940	110	0	0	0	0	0	0
48,500	49,000	980	150	0	0	0	0	0	0
49,000	49,500	1,020	190	0	0	0	0	0	0
49,500	50,000	1,060	230	0	0	0	0	0	0
50,000	50,500	1,100	270	0	0	0	0	0	0
50,500	51,000	1,140	310	0	0	0	0	0	0
51,000	51,500	1,180	350	0	0	0	0	0	0
51,500	52,000	1,220	390	0	0	0	0	0	0
52,000	52,500	1,260	430	0	0	0	0	0	0
52,500	53,000	1,300	470	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,360	530	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	1,440	610	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	1,520	690	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	1,600	770	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	1,680	850	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	1,760	930	100	0	0	0	0	0
59,000	60,000	1,840	1,010	180	0	0	0	0	0
60,000	61,000	1,920	1,090	260	0	0	0	0	0
61,000	62,000	2,000	1,170	340	0	0	0	0	0
62,000	63,000	2,080	1,250	420	0	0	0	0	0
63,000	64,000	2,160	1,330	500	0	0	0	0	0
64,000	65,000	2,240	1,410	580	0	0	0	0	0
65,000	66,000	2,320	1,490	660	0	0	0	0	0
66,000	67,000	2,400	1,570	740	0	0	0	0	0
67,000	68,000	2,480	1,650	820	0	0	0	0	0
68,000	69,000	2,560	1,730	900	0	0	0	0	0
69,000	70,000	2,700	1,810	980	140	0	0	0	0
70,000	71,000	2,810	1,890	1,060	220	0	0	0	0
71,000	72,000	2,920	1,970	1,140	300	0	0	0	0

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

ロ乙 表

(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満		税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
72,000	73,000	3,040	2,050	1,220	380	0	0	0	0
73,000	74,000	3,150	2,130	1,300	460	0	0	0	0
74,000	75,000	3,260	2,210	1,380	540	0	0	0	0
75,000	76,000	3,380	2,290	1,460	630	0	0	0	0
76,000	77,000	3,490	2,380	1,540	710	0	0	0	0
77,000	78,000	3,610	2,460	1,630	800	0	0	0	0
78,000	79,000	3,730	2,570	1,710	880	0	0	0	0
79,000	80,000	3,850	2,690	1,800	970	130	0	0	0
80,000	81,000	3,970	2,800	1,880	1,050	220	0	0	0
81,000	82,000	4,090	2,920	1,970	1,140	300	0	0	0
82,000	83,000	4,210	3,040	2,050	1,220	390	0	0	0
83,000	84,000	4,330	3,160	2,140	1,310	470	0	0	0
84,000	85,000	4,450	3,280	2,220	1,390	560	0	0	0
85,000	86,000	4,570	3,400	2,310	1,480	640	0	0	0
86,000	87,000	4,680	3,520	2,390	1,560	730	0	0	0
87,000	88,000	4,800	3,640	2,480	1,650	810	0	0	0
88,000	89,000	4,920	3,760	2,590	1,730	900	0	0	0
89,000	90,000	5,040	3,880	2,710	1,820	980	150	0	0
90,000	91,000	5,160	3,990	2,830	1,900	1,070	230	0	0
91,000	92,000	5,280	4,110	2,950	1,990	1,150	320	0	0
92,000	93,000	5,410	4,240	3,080	2,080	1,250	410	0	0
93,000	94,000	5,540	4,380	3,210	2,170	1,340	510	0	0
94,000	95,000	5,680	4,510	3,340	2,270	1,440	600	0	0
95,000	96,000	5,810	4,640	3,480	2,360	1,530	700	0	0
96,000	97,000	5,940	4,780	3,610	2,460	1,630	790	0	0
97,000	98,000	6,100	4,910	3,740	2,580	1,720	890	0	0
98,000	99,000	6,270	5,040	3,880	2,710	1,820	980	150	0
99,000	100,000	6,440	5,170	4,010	2,840	1,910	1,080	240	0
100,000	101,000	6,610	5,310	4,140	2,970	2,010	1,170	340	0
101,000	102,000	6,780	5,440	4,270	3,110	2,100	1,270	430	0
102,000	104,000	7,040	5,640	4,470	3,310	2,240	1,410	580	0
104,000	106,000	7,380	5,910	4,740	3,570	2,430	1,600	770	0
106,000	108,000	7,720	6,220	5,010	3,840	2,670	1,790	960	120
108,000	110,000	8,060	6,560	5,270	4,100	2,940	1,980	1,150	310
110,000	112,000	8,410	6,910	5,540	4,370	3,200	2,170	1,340	500
112,000	114,000	8,750	7,250	5,800	4,640	3,470	2,360	1,530	690
114,000	116,000	9,090	7,590	6,090	4,900	3,740	2,570	1,720	880
116,000	118,000	9,430	7,930	6,430	5,170	4,000	2,840	1,910	1,070
118,000	120,000	9,770	8,270	6,770	5,430	4,270	3,100	2,100	1,260
120,000	122,000	10,120	8,620	7,120	5,700	4,590	3,370	2,290	1,450
122,000	124,000	10,460	8,960	7,460	5,970	4,800	3,630	2,480	1,640
124,000	126,000	10,800	9,300	7,800	6,300	5,070	3,900	2,730	1,830
126,000	128,000	11,140	9,640	8,140	6,640	5,330	4,170	3,000	2,020
128,000	130,000	11,480	9,980	8,480	6,980	5,600	4,430	3,260	2,210
130,000	132,000	11,830	10,330	8,830	7,380	5,880	4,700	3,530	2,400
132,000	134,000	12,210	10,670	9,170	7,670	6,170	4,960	3,800	2,630
134,000	136,000	12,620	11,010	9,510	8,010	6,510	5,230	4,060	2,900
136,000	138,000	13,040	11,350	9,850	8,350	6,850	5,500	4,330	3,160
138,000	140,000	13,460	11,690	10,190	8,690	7,190	5,760	4,590	3,430
140,000	142,000	13,880	12,040	10,540	9,040	7,540	6,040	4,860	3,690

昭和四十四年四月七日

口 乙 表

(三)

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二)

所得税法の一部を改正する法律案

口乙 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
250,000円	41,890	39,720	37,550	35,450	33,610	31,780	29,950	28,110
250,000円をこえ 290,000円に満たない金額	250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち250,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額							
290,000円	55,490	53,320	51,150	49,050	47,210	45,380	43,550	41,710
290,000円をこえ 380,000円に満たない金額	290,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち290,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額							
380,000円	89,690	87,520	85,350	83,250	81,410	79,580	77,750	75,910
380,000円をこえ 460,000円に満たない金額	380,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち380,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額							
460,000円	123,290	121,120	118,950	116,850	115,010	113,180	111,350	109,510
460,000円をこえ 630,000円に満たない金額	460,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち460,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額							
630,000円	201,490	199,320	197,150	195,050	193,210	191,380	189,550	187,710
630,000円をこえ 880,000円に満たない金額	630,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち630,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
880,000円	326,490	324,320	322,150	320,050	318,210	316,380	314,550	312,710
880,000円をこえ 1,710,000円に満たない金額	880,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち880,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
1,710,000円	782,990	780,820	778,650	776,550	774,710	772,880	771,050	769,210
1,710,000円をこえる金額	1,710,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,710,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。)

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(→) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を

控除した金額を求める。

- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人を超える1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの1に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税額								税額		
円 900 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
900	920	5	0	0	0	0	0	0	0	70		
920	940	5	0	0	0	0	0	0	0	80		
940	960	5	0	0	0	0	0	0	0	80		
960	980	10	0	0	0	0	0	0	0	80		
980	1,000	10	0	0	0	0	0	0	0	80		
1,000	1,020	10	0	0	0	0	0	0	0	90		
1,020	1,040	10	0	0	0	0	0	0	0	90		
1,040	1,060	15	0	0	0	0	0	0	0	90		
1,060	1,080	15	0	0	0	0	0	0	0	100		
1,080	1,100	15	0	0	0	0	0	0	0	100		
1,100	1,120	20	0	0	0	0	0	0	0	100		
1,120	1,140	20	0	0	0	0	0	0	0	100		
1,140	1,160	20	0	0	0	0	0	0	0	110		
1,160	1,180	25	0	0	0	0	0	0	0	110		
1,180	1,200	25	0	0	0	0	0	0	0	110		
1,200	1,220	25	0	0	0	0	0	0	0	120		
1,220	1,240	30	0	0	0	0	0	0	0	120		
1,240	1,260	30	0	0	0	0	0	0	0	120		
1,260	1,280	30	0	0	0	0	0	0	0	130		
1,280	1,300	35	0	0	0	0	0	0	0	130		
1,300	1,320	35	0	0	0	0	0	0	0	130		
1,320	1,340	35	0	0	0	0	0	0	0	140		
1,340	1,360	40	0	0	0	0	0	0	0	140		
1,360	1,380	40	0	0	0	0	0	0	0	140		
1,380	1,400	40	0	0	0	0	0	0	0	150		
1,400	1,420	45	0	0	0	0	0	0	0	150		
1,420	1,440	45	0	0	0	0	0	0	0	150		
1,440	1,460	45	0	0	0	0	0	0	0	160		
1,460	1,480	50	0	0	0	0	0	0	0	160		
1,480	1,500	50	0	0	0	0	0	0	0	170		
1,500	1,550	50	5	0	0	0	0	0	0	170		
1,550	1,600	55	10	0	0	0	0	0	0	190		
1,600	1,650	60	15	0	0	0	0	0	0	200		
1,650	1,700	65	15	0	0	0	0	0	0	210		
1,700	1,750	70	20	0	0	0	0	0	0	240		
1,750	1,800	70	25	0	0	0	0	0	0	240円に、そ の日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額の33%に 相当する金 額を加算し た金額		
1,800	1,850	75	30	0	0	0	0	0	0	0		
1,850	1,900	80	35	5	0	0	0	0	0	0		
1,900	1,950	85	35	10	0	0	0	0	0	0		
1,950	2,000	90	40	15	0	0	0	0	0	0		
2,000	2,050	95	45	15	0	0	0	0	0	0		
2,050	2,100	100	50	20	0	0	0	0	0	0		
2,100	2,150	105	55	25	0	0	0	0	0	0		
2,150	2,200	115	55	30	0	0	0	0	0	0		
2,200	2,250	120	60	35	5	0	0	0	0	0		

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

三五四

イ 甲 表

(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲										乙	丙		
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人					
以上	未満	税										税額		
2,250	2,300	125	65	35	10	0	0	0	0	0	0	0		
2,300	2,350	130	70	40	15	0	0	0	0	0	0	0		
2,350	2,400	135	75	45	15	0	0	0	0	0	0	0		
2,400	2,450	140	75	50	20	0	0	0	0	0	0	0		
2,450	2,500	145	80	55	25	0	0	0	0	0	0	0		
2,500	2,550	150	85	55	30	0	0	0	0	0	0	0		
2,550	2,600	160	90	60	35	5	0	0	0	0	0	0		
2,600	2,650	165	100	65	40	10	0	0	0	0	0	0		
2,650	2,700	170	105	70	40	15	0	0	0	0	0	0		
2,700	2,750	175	110	75	45	20	0	0	0	0	0	0		
2,750	2,800	180	115	80	50	25	0	0	0	0	0	0		
2,800	2,850	190	120	85	55	25	5	0	0	0	0	0		
2,850	2,900	195	130	90	60	30	10	0	0	0	0	0		
2,900	2,950	200	135	95	65	35	10	0	0	0	0	0		
2,950	3,000	205	140	100	70	40	10	0	0	0	0	1		
3,000	3,050	215	145	105	70	45	15	0	0	0	0	5		
3,050	3,100	225	150	115	75	50	20	0	0	0	0	13		
3,100	3,150	230	160	120	80	55	25	0	0	0	0	17		
3,150	3,200	240	165	125	85	60	30	0	0	0	0	21		
3,200	3,250	250	170	135	95	65	35	5	0	0	0	0		
3,250	3,300	255	180	140	100	65	40	10	0	0	0	25		
3,300	3,400	270	190	150	110	75	45	20	0	0	0	29		
3,400	3,500	285	200	165	125	85	55	30	0	0	0	37		
3,500	3,600	305	220	175	135	100	65	40	10	0	0	45		
3,600	3,700	320	235	190	150	110	75	45	20	0	0	54		
3,700	3,800	340	255	205	165	125	85	55	30	0	0	62		
3,800	3,900	355	270	220	175	140	100	65	40	10	0	71		
3,900	4,000	370	285	235	190	150	110	75	50	20	0	79		
4,000	4,100	390	305	255	205	165	125	85	60	30	0	88		
4,100	4,200	410	320	270	220	180	140	100	65	40	0	96		
4,200	4,300	430	340	290	240	190	150	115	75	50	105			
4,300	4,400	450	355	305	255	205	165	125	90	60	115			
4,400	4,500	470	375	325	275	225	180	140	100	70	129			
4,500	4,600	490	390	340	290	240	190	155	115	75	142			
4,600	4,700	515	410	355	305	255	205	165	130	90	155			
4,700	4,800	535	430	375	325	275	225	180	140	100	169			
4,800	4,900	555	450	390	340	290	240	195	155	115	182			
4,900	5,000	575	470	410	360	310	260	210	170	130	195			
5,000	5,100	595	490	430	375	325	275	225	180	140	208			
5,100	5,200	615	515	450	390	340	290	240	195	155	222			
5,200	5,300	640	535	475	410	360	310	260	210	170	235			
5,300	5,400	660	555	495	435	375	325	275	225	180	248			
5,400	5,500	680	575	515	455	395	345	295	245	195	262			
5,500	5,600	700	595	535	475	415	360	310	260	210	276			
5,600	5,700	725	620	555	495	435	380	330	280	230	293			
5,700	5,800	750	640	575	515	455	395	345	295	245	310			
5,800	5,900	775	660	600	535	475	415	360	310	260	327			
5,900	6,000	800	680	620	560	500	435	380	330	280	344			
6,000	6,100	825	700	640	580	520	460	395	345	295	361			
6,100	6,200	850	725	665	600	540	480	420	365	315	378			

900円に、
その日の社
会保険料控
除後の給与
の金額のうち
3,400円をこ
える金額の65%
に相当する金
額を加算した
金額1,780円に、
その日の社
会保険料控
除後の給与
の金額のうち
5,000円をこ
える金額の60%
に相当する金
額を加算した
金額

イ甲 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙		
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税額								税額	税額		
円 6,200 6,300 6,400 6,400	円 6,300 6,400 6,500	円 875 900 925	円 750 780 805	円 685 705 730	円 625 645 665	円 560 585 605	円 500 520 545	円 440 460 480	円 380 400 420	円 330 350 365	円 395 412 429		
6,500円		940	815	745	675	615	555	495	430	375	447		
6,500円をこえ 7,000円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の18%に相当する金額を加算した金額								447円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の18%に相当する金額を加算した金額			
7,000円		円 1,070	円 945	円 875	円 805	円 745	円 685	円 625	円 560	円 537	円 537		
7,000円をこえ 8,500円に満た ない金額		7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の22%に相当する金額を加算した金額								537円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の22%に相当する金額を加算した金額			
8,500円		円 1,520	円 1,395	円 1,325	円 1,255	円 1,195	円 1,135	円 1,075	円 1,010	円 955	円 867		
8,500円をこえ 10,000円に満た ない金額		8,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,500円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額								867円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,500円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額			
10,000円		円 2,030	円 1,905	円 1,835	円 1,765	円 1,705	円 1,645	円 1,585	円 1,520	円 1,465	円 1,257		
10,000円をこえ 12,500円に満た ない金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額								1,257円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額			

イ 甲 表

(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲								乙	丙								
	扶養親族等の数																	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人										
以上未満	税額								税額	税額								
12,500円	2,980	2,855	2,785	2,715	2,655	2,595	2,535	2,470	2,415									
12,500円をこえ 15,500円に満た ない金額	12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額																	
15,500円	4,240	4,115	4,045	3,975	3,915	3,855	3,795	3,730	3,675									
15,500円をこえ 21,000円に満た ない金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額																	
21,000円	6,770	6,645	6,575	6,505	6,445	6,385	6,325	6,260	6,205	11,380								
21,000円をこえ 29,500円に満た ない金額	21,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち21,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								11,380円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち21,000 円をこえる 金額の50% に相当する 金額を加算 した金額									
29,500円	11,020	10,895	10,825	10,755	10,695	10,635	10,575	10,510	10,455									
29,500円をこえ 57,000円に満た ない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額																	
57,000円	26,145	26,020	25,950	25,880	25,820	25,760	25,700	25,635	25,580									
57,000円をこえ る金額	57,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額																	
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、 その8人をこえる1人ごとに40円を控除した金額																		
従たる給与についての扶養控除第 申告書が提出されてい る場合は、当該申 告書に記載さ れた扶養親 族等の数に応じ、扶 養親族等1人ごと に40円を、上の 各欄によつ て求めた税 額から控除 した金額																		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人を超える1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、
 - (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに40円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労務者の受ける給与等(第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表

(一)

その日の社会保 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以 上	未 満	税 額							
円 1,260	円未満	円 0	円 6	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
1,260	1,280	5	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	5	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	10	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	10	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	10	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	10	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	15	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,420	15	0	0	0	0	0	0	0
1,420	1,440	15	0	0	0	0	0	0	0
1,440	1,460	20	0	0	0	0	0	0	0
1,460	1,480	20	0	0	0	0	0	0	0
1,480	1,500	20	0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	25	0	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	30	0	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	30	5	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	35	10	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	40	10	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	45	15	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	50	20	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	50	25	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	55	30	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	60	30	5	0	0	0	0	0
2,000	2,050	65	35	10	0	0	0	0	0
2,050	2,100	70	40	15	0	0	0	0	0
2,100	2,150	70	45	15	0	0	0	0	0
2,150	2,200	75	50	20	0	0	0	0	0
2,200	2,250	80	50	25	0	0	0	0	0
2,250	2,300	85	55	30	0	0	0	0	0
2,300	2,350	90	60	35	5	0	0	0	0
2,350	2,400	95	65	35	10	0	0	0	0
2,400	2,450	100	70	40	15	0	0	0	0
2,450	2,500	105	70	45	15	0	0	0	0
2,500	2,550	115	75	50	20	0	0	0	0
2,550	2,600	120	80	55	25	0	0	0	0
2,600	2,650	125	85	55	30	0	0	0	0
2,650	2,700	130	90	60	35	5	0	0	0
2,700	2,750	135	100	65	40	10	0	0	0
2,750	2,800	145	105	70	40	15	0	0	0
2,800	2,850	150	110	75	45	20	0	0	0
2,850	2,900	155	115	80	50	25	0	0	0
2,900	2,950	160	120	85	55	25	0	0	0
2,950	3,000	165	130	90	60	30	5	0	0
3,000	3,050	175	135	95	65	35	10	0	0
3,050	3,100	180	140	100	70	40	10	0	0
3,100	3,150	185	145	110	75	45	15	0	0

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二)

所得稅法の一部を改正する法律案

ロ乙 表

(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,150	3,200	190	155	115	75	50	20	0	0
3,200	3,250	200	160	120	80	55	25	0	0
3,250	3,300	205	165	130	90	60	30	5	0
3,300	3,400	220	175	140	100	65	40	10	0
3,400	3,500	235	190	150	110	75	50	20	0
3,500	3,600	255	205	165	125	85	55	30	0
3,600	3,700	270	220	180	140	100	65	40	10
3,700	3,800	290	240	190	150	115	75	50	20
3,800	3,900	305	255	205	165	125	85	60	30
3,900	4,000	320	270	220	180	140	100	70	40
4,000	4,100	340	290	240	190	155	115	75	50
4,100	4,200	355	305	255	205	165	125	90	60
4,200	4,300	375	325	275	225	180	140	100	70
4,300	4,400	390	340	290	240	195	155	115	80
4,400	4,500	410	360	310	260	210	165	130	90
4,500	4,600	430	375	325	275	225	180	140	105
4,600	4,700	450	390	340	290	240	195	155	115
4,700	4,800	470	410	360	310	260	210	170	130
4,800	4,900	495	430	375	325	275	225	180	145
4,900	5,000	515	455	395	345	295	245	195	155
5,000	5,100	535	475	415	360	310	260	210	170
5,100	5,200	555	495	435	375	325	275	225	185
5,200	5,300	575	515	455	395	345	295	245	195
5,300	5,400	600	535	475	415	360	310	260	210
5,400	5,500	620	560	495	435	380	330	280	230
5,500	5,600	640	580	515	455	395	345	295	245
5,600	5,700	660	600	540	475	415	365	315	265
5,700	5,800	680	620	560	500	435	380	330	280
5,800	5,900	700	640	580	520	460	395	345	295
5,900	6,000	725	665	600	540	480	420	365	315
6,000	6,100	750	685	625	560	500	440	380	330
6,100	6,200	780	705	645	585	520	460	400	350
6,200	6,300	805	730	665	605	545	480	420	365
6,300	6,400	830	755	685	625	565	505	445	385
6,400	6,500	855	780	710	650	585	525	465	405
6,500 円		865	795	720	660	595	535	475	415
6,500 円をこえ 7,000 円に満た ない金額		6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円を こえる金額の 26 %に相当する金額を加算した金額							
7,000 円		995	925	850	790	725	665	605	545
7,000 円をこえ 8,500 円に満た ない金額		7,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,000 円を こえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額							

ロ乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
8,500円	1,445	1,375	1,300	1,240	1,175	1,115	1,055	995
8,500円をこえ 10,000円に満たない金額	8,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,500円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額							
10,000円	1,955	1,885	1,810	1,750	1,685	1,625	1,565	1,505
10,000円をこえ 12,500円に満たない金額	10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額							
12,500円	2,905	2,835	2,760	2,700	2,635	2,575	2,515	2,455
12,500円をこえ 15,500円に満たない金額	12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額							
15,500円	4,165	4,095	4,020	3,960	3,895	3,835	3,775	3,715
15,500円をこえ 21,000円に満たない金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額							
21,000円	6,695	6,625	6,550	6,490	6,425	6,365	6,305	6,245
21,000円をこえ 29,500円に満たない金額	21,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち21,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
29,500円	10,945	10,875	10,800	10,740	10,675	10,615	10,555	10,495
29,500円をこえ 57,000円に満たない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
57,000円	26,070	26,000	25,925	25,865	25,800	25,740	25,680	25,620
57,000円をこえる金額	57,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに40円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
 - (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。)
- (備考) 税額の求め方は、次のとおりである。
- (一) (注)の(1)に掲げる居住者については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらのーに該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
 - (二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
5人		6人		7人		8人以上				前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
後 の 給 与 等 の 金 類											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
67千円未満	74千円未満	81千円未満	88千円未満								
67	71	74	79	81	86	88	93				
71	76	79	83	86	91	93	99				
76	81	83	89	91	97	99	105				
81	87	89	94	97	102	105	110				
87	100	94	108	102	116	110	123	40千円未満			
100	110	108	117	116	125	123	133				
110	126	117	133	125	140	133	147				
126	137	133	144	140	151	147	159				
137	156	144	163	151	169	159	176				
156	170	163	177	169	185	176	192	40	90		
170	193	177	200	185	206	192	212				
193	206	200	213	206	220	212	227				
206	225	213	232	220	238	227	244				
225	240	232	247	238	254	244	261				
240	257	247	264	254	271	261	278	90	130		
257	285	264	292	271	300	278	307				
285	328	292	336	300	343	307	350				
328	386	336	393	343	400	350	407	130	150		
386	436	393	443	400	450	407	457				
436	540	443	547	450	553	457	560	150	210		
540	675	547	683	553	692	560	700				
675	925	683	933	692	942	700	950	210	300		
925	1,758	933	1,767	942	1,775	950	1,783	300	570		
1,758	2,592	1,767	2,600	1,775	2,608	1,783	2,617	570	850		
2,592千円以上	2,600千円以上	2,608千円以上	2,617千円以上					850千円以上			

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額欄の該当する行を求める。

率である。

当する旨の記載があるとき（当該労働学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数の障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

た居住者を含む。）については、団に該当する場合を除き、

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

賞与の金額に乘るべき率	扶養親族											
	0人		1人		2人		3人		4人			
	前月の社会保険料控除											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
%	千円 21千円未満	千円 35千円未満	千円 43千円未満	千円 51千円未満	千円 59千円未満	千円 67千円未満	千円 75千円未満	千円 83千円未満	千円 91千円未満	千円 99千円未満	千円 107千円未満	千円 115千円未満
0	21千円未満	35千円未満	43千円未満	51千円未満	59千円未満	67千円未満	75千円未満	83千円未満	91千円未満	99千円未満	107千円未満	115千円未満
2	21	22	35	37	43	46	51	55	59	63	68	72
4	22	24	37	40	46	50	55	59	63	68	72	76
6	24	42	40	56	50	61	59	63	68	72	76	81
8	42	50	56	64	61	70	63	76	72	81	86	92
10	50	67	64	73	70	79	76	85	81	92	97	102
12	67	74	73	83	79	88	85	94	92	102	107	112
14	74	83	83	94	88	102	94	110	102	112	118	124
16	83	98	94	110	102	117	110	124	118	124	131	137
18	98	114	110	128	117	135	124	142	131	142	149	156
20	114	134	128	144	135	150	142	156	149	163	169	175
22	134	152	144	164	150	171	156	178	163	186	192	198
24	152	166	164	178	171	185	178	193	186	200	206	212
26	166	189	178	200	185	207	193	213	200	219	227	235
28	189	202	200	214	207	220	213	227	219	234	242	250
30	202	221	214	232	220	238	227	244	234	250	258	266
32	221	244	232	256	238	263	244	270	250	278	286	294
35	244	288	256	300	263	307	270	314	278	321	329	337
38	288	347	300	358	307	365	314	372	321	379	387	395
41	347	395	358	407	365	414	372	421	379	428	436	444
44	395	502	407	513	414	520	421	527	428	533	541	549
47	502	627	513	642	520	650	527	658	533	667	675	683
50	627	877	642	892	650	900	658	908	667	917	925	933
55	877	1,711	892	1,725	900	1,733	908	1,742	917	1,750	1,758	1,766
60	1,711	2,544	1,725	2,558	1,733	2,567	1,742	2,575	1,750	2,583	2,591	2,599
65	2,544千円以上	2,558千円以上	2,567千円以上	2,575千円以上	2,583千円以上							

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の求め。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除」

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める(イ)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にそ

(ニ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率(四) 前月中の給与等の金額がない場合は前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、こ

三項の規定を含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受けける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められてい控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,000円未満	0	50,000円	51,000	5,000円	137,000円	139,000	13,700円	
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	45,900	614,000	618,000	74,500
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	46,500	618,000	622,000	75,200
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	47,000	622,000	626,000	75,900
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	47,600	626,000	630,000	76,600
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	48,200	630,000	634,000	77,400
273,000	276,000	27,300	424,000	438,000	48,700	634,000	638,000	78,100
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	49,300	638,000	642,000	78,800
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	49,800	642,000	646,000	79,500
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	50,400	646,000	650,000	80,200
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	51,000	650,000	655,000	81,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	51,500	655,000	660,000	81,900
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	52,100	660,000	665,000	82,800
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	52,600	665,000	670,000	83,700
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	53,200	670,000	675,000	84,600
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	53,800	675,000	680,000	85,500
303,000	306,000	30,400	474,000	478,000	54,300	680,000	685,000	86,400
306,000	309,000	30,800	478,000	482,000	54,900	685,000	690,000	87,300
309,000	312,000	31,200	482,000	486,000	55,400	690,000	695,000	88,200
312,000	315,000	31,600	486,000	490,000	56,000	695,000	700,000	89,100
315,000	318,000	32,100	490,000	494,000	56,600	700,000	705,000	90,000
318,000	321,000	32,500	494,000	498,000	57,100	705,000	710,000	90,900
321,000	324,000	32,900	498,000	502,000	57,700	710,000	715,000	91,800
324,000	327,000	33,300	502,000	506,000	58,200	715,000	720,000	92,700
327,000	330,000	33,700	506,000	510,000	58,800	720,000	725,000	93,600
330,000	333,000	34,200	510,000	514,000	59,400	725,000	730,000	94,500
333,000	336,000	34,600	514,000	518,000	59,900	730,000	735,000	95,400
336,000	339,000	35,000	518,000	522,000	60,500	735,000	740,000	96,300
339,000	342,000	35,400	522,000	526,000	61,000	740,000	745,000	97,200
342,000	345,000	35,800	526,000	530,000	61,600	745,000	750,000	98,100
345,000	348,000	36,300	530,000	534,000	62,200	750,000	755,000	99,000
348,000	351,000	36,700	534,000	538,000	62,700	755,000	760,000	99,900
351,000	354,000	37,100	538,000	542,000	63,300	760,000	765,000	100,800
354,000	357,000	37,500	542,000	546,000	63,800	765,000	770,000	101,700
357,000	360,000	37,900	546,000	550,000	64,400	770,000	775,000	102,600
360,000	363,000	38,400	550,000	554,000	65,000	775,000	780,000	103,500
363,000	366,000	38,800	554,000	558,000	65,500	780,000	785,000	104,400
366,000	369,000	39,200	558,000	562,000	66,100	785,000	790,000	105,300
369,000	372,000	39,600	562,000	566,000	66,600	790,000	795,000	106,200
372,000	375,000	40,000	566,000	570,000	67,200	795,000	800,000	107,100
375,000	378,000	40,500	570,000	574,000	67,800	800,000	805,000	108,000
378,000	381,000	40,900	574,000	578,000	68,300	805,000	810,000	108,900
381,000	384,000	41,300	578,000	582,000	68,900	810,000	815,000	109,800
384,000	387,000	41,700	582,000	586,000	69,400	815,000	820,000	110,700
387,000	390,000	42,100	586,000	590,000	70,000	820,000	825,000	111,600
390,000	394,000	42,600	590,000	594,000	70,600	825,000	830,000	112,500
394,000	398,000	43,100	594,000	598,000	71,100	830,000	835,000	113,400
398,000	402,000	43,700	598,000	602,000	71,700	835,000	840,000	114,300
402,000	406,000	44,200	602,000	606,000	72,300	840,000	845,000	115,200
406,000	410,000	44,800	606,000	610,000	73,000	845,000	850,000	116,100
410,000	414,000	45,400	610,000	614,000	73,800	850,000	855,000	117,000

昭和四十四年四月七日

参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

三六六

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 855,000	円 860,000	円 117,900	円 980,000	円 985,000	円 140,400	円 3,000,000	円 4,000,000	課税給与所得金額に38%を乗じて算出した金額から486,000円を控除した金額
860,000	865,000	118,800	985,000	990,000	141,300			
865,000	870,000	119,700	990,000	995,000	142,200			
870,000	875,000	120,600	995,000	1,000,000	143,100			
875,000	880,000	121,500						
880,000	885,000	122,400	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に22%を乗じて算出した金額から76,000円を控除した金額	4,000,000	4,465,000	課税給与所得金額に49%を乗じて算出した金額から596,000円を控除した金額
885,000	890,000	123,300						
890,000	895,000	124,200						
895,000	900,000	125,100						
900,000	905,000	126,000						
905,000	910,000	126,900	1,500,000	2,000,000	課税給与所得金額に26%を乗じて算出した金額から186,000円を控除した金額		4,465,000円	1,279,300円
910,000	915,000	127,800						
915,000	920,000	128,700						
920,000	925,000	129,600						
925,000	930,000	130,500						
930,000	935,000	131,400	2,000,000	2,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から216,000円を控除した金額			
935,000	940,000	132,300						
940,000	945,000	133,200						
945,000	950,000	134,100						
950,000	955,000	135,000						
955,000	960,000	135,900	2,500,000	3,000,000	課税給与所得金額に34%を乗じて算出した金額から316,000円を控除した金額			
960,000	965,000	136,800						
965,000	970,000	137,700						
970,000	975,000	138,600						
975,000	980,000	139,500						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十一条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済掛金控除))に規定する小規模企業共済掛金をいう。の額がある場合には、その金額
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除))に規定する生命保険料をいう。以下同じ。の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
 - (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除))に規定する損害保険料をいう。以下同じ。の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当

該金額の合計額(その合計額が10,000円を超える場合には、10,000円)

- (イ) その損害保険料の金額のうちに第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合、当該金額の合計額(その合計額が10,000円を超える場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円を超えて、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。
 - (ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに90,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、130,000円)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき90,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、130,000円)を、(イ)により求めた金額から控除した金額を求める。
 - (ハ) 次に、(イ)及び(ロ)により求めた金額から、
 - (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (ア) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (エ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (ア) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (ア) (b)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (エ) 当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (エ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
- (シ) それぞれその残額を求める。
- (ス) (ハ)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (ナ) (イ)から(ス)までにより税額を求める場合において、(ハ)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の附表

(一)

給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与	
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
313,750	円未満	171,000円未満	410,000	円	412,000	248,000	円	510,000	円	512,000	328,000	円	328,000	328,000
313,750	314,000	171,000	412,000	414,000	249,600	512,000	514,000	514,000	514,000	516,000	329,600	329,600	329,600	329,600
314,000	316,000	171,200	414,000	416,000	251,200	514,000	516,000	516,000	516,000	518,000	331,200	331,200	331,200	331,200
316,000	318,000	172,800	416,000	418,000	252,800	516,000	518,000	518,000	518,000	520,000	332,800	332,800	332,800	332,800
318,000	320,000	174,400	418,000	420,000	254,400	518,000	520,000	520,000	520,000	522,400	334,400	334,400	334,400	334,400
320,000	322,000	176,000	420,000	422,000	256,000	520,000	522,000	522,000	522,000	524,000	336,000	336,000	336,000	336,000
322,000	324,000	177,600	422,000	424,000	257,600	522,000	524,000	524,000	524,000	526,000	337,600	337,600	337,600	337,600
324,000	326,000	179,200	424,000	426,000	259,200	524,000	526,000	526,000	526,000	528,000	339,200	339,200	339,200	339,200
326,000	328,000	180,800	426,000	428,000	260,800	526,000	528,000	528,000	528,000	530,000	340,800	340,800	340,800	340,800
328,000	330,000	182,400	428,000	430,000	262,400	528,000	530,000	530,000	530,000	532,400	342,400	342,400	342,400	342,400
330,000	332,000	184,000	430,000	432,000	264,000	530,000	532,000	532,000	532,000	534,000	344,000	344,000	344,000	344,000
332,000	334,000	185,600	432,000	434,000	265,600	532,000	534,000	534,000	534,000	536,000	345,600	345,600	345,600	345,600
334,000	336,000	187,200	434,000	436,000	267,200	534,000	536,000	536,000	536,000	538,000	347,200	347,200	347,200	347,200
336,000	338,000	188,800	436,000	438,000	268,800	536,000	538,000	538,000	538,000	540,000	348,800	348,800	348,800	348,800
338,000	340,000	190,400	438,000	440,000	270,400	538,000	540,000	540,000	540,000	542,000	350,400	350,400	350,400	350,400
340,000	342,000	192,000	440,000	442,000	272,000	540,000	542,000	542,000	542,000	544,000	352,000	352,000	352,000	352,000
342,000	344,000	193,600	442,000	444,000	273,600	542,000	544,000	544,000	544,000	546,000	353,600	353,600	353,600	353,600
344,000	346,000	195,200	444,000	446,000	275,200	544,000	546,000	546,000	546,000	548,000	355,200	355,200	355,200	355,200
346,000	348,000	196,800	446,000	448,000	276,800	546,000	548,000	548,000	548,000	550,000	356,800	356,800	356,800	356,800
348,000	350,000	198,400	448,000	450,000	278,400	548,000	550,000	550,000	550,000	552,000	358,400	358,400	358,400	358,400
350,000	352,000	200,000	450,000	452,000	280,000	550,000	552,000	552,000	552,000	554,000	360,000	360,000	360,000	360,000
352,000	354,000	201,600	452,000	454,000	281,600	552,000	554,000	554,000	554,000	556,000	361,600	361,600	361,600	361,600
354,000	356,000	203,200	454,000	456,000	283,200	554,000	556,000	556,000	556,000	558,000	363,200	363,200	363,200	363,200
356,000	358,000	204,800	456,000	458,000	284,800	556,000	558,000	558,000	558,000	560,000	364,800	364,800	364,800	364,800
358,000	360,000	206,400	458,000	460,000	286,400	558,000	560,000	560,000	560,000	562,000	366,400	366,400	366,400	366,400
360,000	362,000	208,000	460,000	462,000	288,000	560,000	562,000	562,000	562,000	564,000	368,000	368,000	368,000	368,000
362,000	364,000	209,600	462,000	464,000	289,600	562,000	564,000	564,000	564,000	566,000	369,600	369,600	369,600	369,600
364,000	366,000	211,200	464,000	466,000	291,200	564,000	566,000	566,000	566,000	568,000	371,200	371,200	371,200	371,200
366,000	368,000	212,800	466,000	468,000	292,800	566,000	568,000	568,000	568,000	570,000	372,800	372,800	372,800	372,800
368,000	370,000	214,400	468,000	470,000	294,400	568,000	570,000	570,000	570,000	572,000	374,400	374,400	374,400	374,400
370,000	372,000	216,000	470,000	472,000	296,000	570,000	572,000	572,000	572,000	574,000	376,000	376,000	376,000	376,000
372,000	374,000	217,600	472,000	474,000	297,600	572,000	574,000	574,000	574,000	576,000	377,600	377,600	377,600	377,600
374,000	376,000	219,200	474,000	476,000	299,200	574,000	576,000	576,000	576,000	578,000	379,200	379,200	379,200	379,200
376,000	378,000	220,800	476,000	478,000	300,800	576,000	578,000	578,000	578,000	580,000	380,800	380,800	380,800	380,800
378,000	380,000	222,400	478,000	480,000	302,400	578,000	580,000	580,000	580,000	582,000	382,400	382,400	382,400	382,400
380,000	382,000	224,000	480,000	482,000	304,000	580,000	582,000	582,000	582,000	584,000	384,000	384,000	384,000	384,000
382,000	384,000	225,600	482,000	484,000	305,600	582,000	584,000	584,000	584,000	586,000	385,600	385,600	385,600	385,600
384,000	386,000	227,200	484,000	486,000	307,200	584,000	586,000	586,000	586,000	588,000	387,200	387,200	387,200	387,200
386,000	388,000	228,800	486,000	488,000	308,800	586,000	588,000	588,000	588,000	590,000	388,800	388,800	388,800	388,800
388,000	390,000	230,400	488,000	490,000	310,400	588,000	590,000	590,000	590,000	592,000	390,400	390,400	390,400	390,400
390,000	392,000	232,000	490,000	492,000	312,000	590,000	592,000	592,000	592,000	594,000	392,000	392,000	392,000	392,000
392,000	394,000	233,600	492,000	494,000	313,600	592,000	594,000	594,000	594,000	596,000	393,600	393,600	393,600	393,600
394,000	396,000	235,200	494,000	496,000	315,200	594,000	596,000	596,000	596,000	598,000	395,200	395,200	395,200	395,200
396,000	398,000	236,800	496,000	498,000	316,800	596,000	598,000	598,000	598,000	600,000	396,800	396,800	396,800	396,800
398,000	400,000	238,400	498,000	500,000	318,400	598,000	600,000	600,000	600,000	602,000	398,400	398,400	398,400	398,400
400,000	402,000	240,000	500,000	502,000	320,000	600,000	602,000	602,000	602,000	604,000	400,000	400,000	400,000	400,000
402,000	404,000	241,600	502,000	504,000	321,600	602,000	604,000	604,000	604,000	606,000	401,600	401,600	401,600	401,600
404,000	406,000	243,200	504,000	506,000	323,200	604,000	606,000	606,000	606,000	608,000	403,200	403,200	403,200	403,200
406,000	408,000	244,800	506,000	508,000	324,800	606,000	608,000	608,000	608,000	610,000	404,800	404,800	404,800	404,800
408,000	410,000	246,400	508,000	510,000	326,400	608,000	610,000	610,000	610,000	612,000	406,400	406,400	406,400	406,400

(二)

給与等の金額			給与所得控除後の給与			給与等の金額			給与所得控除後の給与			給与等の金額			給与所得控除後の給与														
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額												
610,000	612,000	408,000	710,000	712,000	488,000	810,000	812,000	568,000	612,000	614,000	409,600	812,000	814,000	569,600	614,000	616,000	411,200	814,000	816,000	571,200									
616,000	618,000	412,800	716,000	718,000	492,800	816,000	818,000	572,800	618,000	620,000	414,400	718,000	720,000	494,400	818,000	820,000	574,400												
620,000	622,000	416,000	720,000	722,000	496,000	820,000	822,000	576,000	622,000	624,000	417,600	722,000	724,000	497,600	822,000	824,000	577,600												
624,000	626,000	419,200	724,000	726,000	499,200	824,000	826,000	579,200	626,000	628,000	420,800	726,000	728,000	500,800	826,000	828,000	580,800	628,000	630,000	422,400	728,000	730,000	502,400						
630,000	632,000	424,000	730,000	732,000	504,000	830,000	832,000	584,000	632,000	634,000	425,600	732,000	734,000	505,600	832,000	834,000	585,600	634,000	636,000	427,200	734,000	736,000	507,200						
636,000	638,000	428,800	736,000	738,000	508,800	836,000	838,000	588,800	638,000	640,000	430,400	738,000	740,000	510,400	838,000	840,000	590,400												
640,000	642,000	432,000	740,000	742,000	512,000	840,000	842,000	592,000	642,000	644,000	433,600	742,000	744,000	513,600	842,000	844,000	593,600	644,000	646,000	435,200	744,000	746,000	515,200						
646,000	648,000	436,800	746,000	748,000	516,800	846,000	848,000	596,800	648,000	650,000	438,400	748,000	750,000	518,400	848,000	850,000	598,400												
650,000	652,000	440,000	750,000	752,000	520,000	850,000	852,000	600,000	652,000	654,000	441,600	752,000	754,000	521,600	852,000	854,000	601,600	654,000	656,000	443,200	754,000	756,000	523,200						
656,000	658,000	444,800	756,000	758,000	524,800	856,000	858,000	604,800	658,000	660,000	446,400	758,000	760,000	526,400	858,000	860,000	606,400												
660,000	662,000	448,000	760,000	762,000	528,000	860,000	862,000	608,000	662,000	664,000	449,600	762,000	764,000	529,600	862,000	864,000	609,600	664,000	666,000	451,200	764,000	766,000	531,200						
666,000	668,000	452,800	766,000	768,000	532,800	866,000	868,000	612,800	668,000	670,000	454,400	768,000	770,000	534,400	868,000	870,000	614,400												
670,000	672,000	456,000	770,000	772,000	536,000	870,000	872,000	616,000	672,000	674,000	457,600	772,000	774,000	537,600	872,000	874,000	617,600	674,000	676,000	459,200	774,000	776,000	539,200						
676,000	678,000	460,800	776,000	778,000	540,800	876,000	878,000	620,800	678,000	680,000	462,400	778,000	780,000	542,400	878,000	880,000	622,400												
680,000	682,000	464,000	780,000	782,000	544,000	880,000	882,000	624,000	682,000	684,000	465,600	782,000	784,000	545,600	882,000	884,000	625,600	684,000	686,000	467,200	784,000	786,000	547,200						
686,000	688,000	468,800	786,000	788,000	548,800	886,000	888,000	628,800	688,000	690,000	470,400	788,000	790,000	550,400	888,000	890,000	630,400												
690,000	692,000	472,000	790,000	792,000	552,000	890,000	892,000	632,000	692,000	694,000	473,600	792,000	794,000	553,600	892,000	894,000	633,600	694,000	696,000	475,200	794,000	796,000	555,200						
696,000	698,000	476,800	796,000	798,000	556,800	896,000	898,000	636,800	698,000	700,000	478,400	798,000	800,000	558,400	898,000	900,000	638,400												
700,000	702,000	480,000	800,000	802,000	560,000	900,000	902,000	640,000	702,000	704,000	481,600	802,000	804,000	561,600	902,000	904,000	641,700	704,000	706,000	483,200	804,000	806,000	563,200						
706,000	708,000	484,800	806,000	808,000	564,800	906,000	908,000	645,100	706,000	708,000	486,400	808,000	810,000	566,400	908,000	910,000	646,800	708,000	710,000										

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
910,000	912,000	648,500	990,000	992,000	992,000	716,500	1,070,000	1,072,000
912,000	914,000	650,200	992,000	994,000	994,000	718,200	1,072,000	1,074,000
914,000	916,000	651,900	994,000	996,000	996,000	719,900	1,074,000	1,076,000
916,000	918,000	653,600	996,000	998,000	998,000	721,600	1,076,000	1,078,000
918,000	920,000	655,300	998,000	1,000,000	1,000,000	723,300	1,078,000	1,080,000
920,000	922,000	657,000	1,000,000	1,002,000	1,002,000	725,000	1,080,000	1,082,000
922,000	924,000	658,700	1,002,000	1,004,000	1,004,000	726,700	1,082,000	1,084,000
924,000	926,000	660,400	1,004,000	1,006,000	1,006,000	728,400	1,084,000	1,086,000
926,000	928,000	662,100	1,006,000	1,008,000	1,008,000	730,100	1,086,000	1,088,000
928,000	930,000	663,800	1,008,000	1,010,000	1,010,000	731,800	1,088,000	1,090,000
930,000	932,000	665,500	1,010,000	1,012,000	1,012,000	733,500	1,090,000	1,092,000
932,000	934,000	667,200	1,012,000	1,014,000	1,014,000	735,200	1,092,000	1,094,000
934,000	936,000	668,900	1,014,000	1,016,000	1,016,000	736,900	1,094,000	1,096,000
936,000	938,000	670,600	1,016,000	1,018,000	1,018,000	738,600	1,096,000	1,098,000
938,000	940,000	672,300	1,018,000	1,020,000	1,020,000	740,300	1,098,000	1,100,000
940,000	942,000	674,000	1,020,000	1,022,000	1,022,000	742,000	1,100,000	2,100,000
942,000	944,000	675,700	1,022,000	1,024,000	1,024,000	743,700		
944,000	946,000	677,400	1,024,000	1,026,000	1,026,000	745,400		
946,000	948,000	679,100	1,026,000	1,028,000	1,028,000	747,100		
948,000	950,000	680,800	1,028,000	1,030,000	1,030,000	748,800		
950,000	952,000	682,500	1,030,000	1,032,000	1,032,000	750,500	2,100,000	3,100,000
952,000	954,000	684,200	1,032,000	1,034,000	1,034,000	752,200		
954,000	956,000	685,900	1,034,000	1,036,000	1,036,000	753,900		
956,000	958,000	687,600	1,036,000	1,038,000	1,038,000	755,600		
958,000	960,000	689,300	1,038,000	1,040,000	1,040,000	757,300		
960,000	962,000	691,000	1,040,000	1,042,000	1,042,000	759,000	3,100,000	3,100,000円以上
962,000	964,000	692,700	1,042,000	1,044,000	1,044,000	760,700		
964,000	966,000	694,400	1,044,000	1,046,000	1,046,000	762,400		
966,000	968,000	696,100	1,046,000	1,048,000	1,048,000	764,100		
968,000	970,000	697,800	1,048,000	1,050,000	1,050,000	765,800		
970,000	972,000	699,500	1,050,000	1,052,000	1,052,000	767,500		
972,000	974,000	701,200	1,052,000	1,054,000	1,054,000	769,200		
974,000	976,000	702,900	1,054,000	1,056,000	1,056,000	770,900		
976,000	978,000	704,600	1,056,000	1,058,000	1,058,000	772,600		
978,000	980,000	706,300	1,058,000	1,060,000	1,060,000	774,300		
980,000	982,000	708,000	1,060,000	1,062,000	1,062,000	776,000		
982,000	984,000	709,700	1,062,000	1,064,000	1,064,000	777,700		
984,000	986,000	711,400	1,064,000	1,066,000	1,066,000	779,400		
986,000	988,000	713,100	1,066,000	1,068,000	1,068,000	781,100		
988,000	990,000	714,800	1,068,000	1,070,000	1,070,000	782,800		

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が1,100,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000	円未満	0	100,000	102,000	5,000	274,000	278,000	13,700
2,000	4,000	100	102,000	104,000	5,100	278,000	282,000	13,900
4,000	6,000	200	104,000	106,000	5,200	282,000	286,000	14,100
6,000	8,000	300	106,000	108,000	5,300	286,000	290,000	14,300
8,000	10,000	400	108,000	110,000	5,400	290,000	294,000	14,500
10,000	12,000	500	110,000	112,000	5,500	294,000	298,000	14,700
12,000	14,000	600	112,000	114,000	5,600	298,000	302,000	14,900
14,000	16,000	700	114,000	116,000	5,700	302,000	306,000	15,100
16,000	18,000	800	116,000	118,000	5,800	306,000	310,000	15,300
18,000	20,000	900	118,000	120,000	5,900	310,000	314,000	15,500
20,000	22,000	1,000	120,000	122,000	6,000	314,000	318,000	15,700
22,000	24,000	1,100	122,000	124,000	6,100	318,000	322,000	15,900
24,000	26,000	1,200	124,000	126,000	6,200	322,000	326,000	16,100
26,000	28,000	1,300	126,000	130,000	6,300	326,000	330,000	16,300
28,000	30,000	1,400	130,000	134,000	6,500	330,000	334,000	16,500
30,000	32,000	1,500	134,000	138,000	6,700	334,000	338,000	16,700
32,000	34,000	1,600	138,000	142,000	6,900	338,000	342,000	16,900
34,000	36,000	1,700	142,000	146,000	7,100	342,000	346,000	17,100
36,000	38,000	1,800	146,000	150,000	7,300	346,000	350,000	17,300
38,000	40,000	1,900	150,000	154,000	7,500	350,000	354,000	17,500
40,000	42,000	2,000	154,000	158,000	7,700	354,000	358,000	17,700
42,000	44,000	2,100	158,000	162,000	7,900	358,000	362,000	17,900
44,000	46,000	2,200	162,000	166,000	8,100	362,000	366,000	18,100
46,000	48,000	2,300	166,000	170,000	8,300	366,000	370,000	18,300
48,000	50,000	2,400	170,000	174,000	8,500	370,000	374,000	18,500
50,000	52,000	2,500	174,000	178,000	8,700	374,000	378,000	18,700
52,000	54,000	2,600	178,000	182,000	8,900	378,000	382,000	18,900
54,000	56,000	2,700	182,000	186,000	9,100	382,000	386,000	19,100
56,000	58,000	2,800	186,000	190,000	9,300	386,000	390,000	19,300
58,000	60,000	2,900	190,000	194,000	9,500	390,000	396,000	19,500
60,000	62,000	3,000	194,000	198,000	9,700	396,000	402,000	19,800
62,000	64,000	3,100	198,000	202,000	9,900	402,000	408,000	20,100
64,000	66,000	3,200	202,000	206,000	10,100	408,000	414,000	20,400
66,000	68,000	3,300	206,000	210,000	10,300	414,000	420,000	20,700
68,000	70,000	3,400	210,000	214,000	10,500	420,000	426,000	21,000
70,000	72,000	3,500	214,000	218,000	10,700	426,000	432,000	21,300
72,000	74,000	3,600	218,000	222,000	10,900	432,000	438,000	21,600
74,000	76,000	3,700	222,000	226,000	11,100	438,000	444,000	21,900
76,000	78,000	3,800	226,000	230,000	11,300	444,000	450,000	22,200
78,000	80,000	3,900	230,000	234,000	11,500	450,000	456,000	22,500
80,000	82,000	4,000	234,000	238,000	11,700	456,000	462,000	22,800
82,000	84,000	4,100	238,000	242,000	11,900	462,000	468,000	23,100
84,000	86,000	4,200	242,000	246,000	12,100	468,000	474,000	23,400
86,000	88,000	4,300	246,000	250,000	12,300	474,000	480,000	23,700
88,000	90,000	4,400	250,000	254,000	12,500	480,000	486,000	24,000
90,000	92,000	4,500	254,000	258,000	12,700	486,000	492,000	24,300
92,000	94,000	4,600	258,000	262,000	12,900	492,000	498,000	24,600
94,000	96,000	4,700	262,000	266,000	13,100	498,000	504,000	24,900
96,000	98,000	4,800	266,000	270,000	13,300	504,000	510,000	25,200
98,000	100,000	4,900	270,000	274,000	13,500	510,000	516,000	25,500

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
税額			税額			税額			税額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	74,500			
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	75,200			
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	47,000	1,244,000	1,252,000	75,900			
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	47,600	1,252,000	1,260,000	76,600			
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	48,200	1,260,000	1,268,000	77,400			
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	48,700	1,268,000	1,276,000	78,100			
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	49,300	1,276,000	1,284,000	78,800			
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	49,800	1,284,000	1,292,000	79,500			
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	50,400	1,292,000	1,300,000	80,200			
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	51,000	1,300,000	1,310,000	81,000			
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	51,500	1,310,000	1,320,000	81,900			
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	52,100	1,320,000	1,330,000	82,800			
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	52,600	1,330,000	1,340,000	83,700			
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	53,200	1,340,000	1,350,000	84,600			
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	53,800	1,350,000	1,360,000	85,500			
606,000	612,000	30,400	948,000	956,000	54,300	1,360,000	1,370,000	86,400			
612,000	618,000	30,800	956,000	964,000	54,900	1,370,000	1,380,000	87,300			
618,000	624,000	31,200	964,000	972,000	55,400	1,380,000	1,390,000	88,200			
624,000	630,000	31,600	972,000	980,000	56,000	1,390,000	1,400,000	89,100			
630,000	636,000	32,100	980,000	988,000	56,600	1,400,000	1,410,000	90,000			
636,000	642,000	32,500	988,000	996,000	57,100	1,410,000	1,420,000	90,900			
642,000	648,000	32,900	996,000	1,004,000	57,700	1,420,000	1,430,000	91,800			
648,000	654,000	33,300	1,004,000	1,012,000	58,200	1,430,000	1,440,000	92,700			
654,000	660,000	33,700	1,012,000	1,020,000	58,800	1,440,000	1,450,000	93,600			
660,000	666,000	34,200	1,020,000	1,028,000	59,400	1,450,000	1,460,000	94,500			
666,000	672,000	34,600	1,028,000	1,036,000	59,900	1,460,000	1,470,000	95,400			
672,000	678,000	35,000	1,036,000	1,044,000	60,500	1,470,000	1,480,000	96,300			
678,000	684,000	35,400	1,044,000	1,052,000	61,000	1,480,000	1,490,000	97,200			
684,000	690,000	35,800	1,052,000	1,060,000	61,600	1,490,000	1,500,000	98,100			
690,000	696,000	36,300	1,060,000	1,068,000	62,200	1,500,000	1,510,000	99,000			
696,000	702,000	36,700	1,068,000	1,076,000	62,700	1,510,000	1,520,000	99,900			
702,000	708,000	37,100	1,076,000	1,084,000	63,300	1,520,000	1,530,000	100,800			
708,000	714,000	37,500	1,084,000	1,092,000	63,800	1,530,000	1,540,000	101,700			
714,000	720,000	37,900	1,092,000	1,100,000	64,400	1,540,000	1,550,000	102,600			
720,000	726,000	38,400	1,100,000	1,108,000	65,000	1,550,000	1,560,000	103,500			
726,000	732,000	38,800	1,108,000	1,116,000	65,500	1,560,000	1,570,000	104,400			
732,000	738,000	39,200	1,116,000	1,124,000	66,100	1,570,000	1,580,000	105,300			
738,000	744,000	39,600	1,124,000	1,132,000	66,600	1,580,000	1,590,000	106,200			
744,000	750,000	40,000	1,132,000	1,140,000	67,200	1,590,000	1,600,000	107,100			
750,000	756,000	40,500	1,140,000	1,148,000	67,800	1,600,000	1,610,000	108,000			
756,000	762,000	40,900	1,148,000	1,156,000	68,300	1,610,000	1,620,000	108,900			
762,000	768,000	41,300	1,156,000	1,164,000	68,900	1,620,000	1,630,000	109,800			
768,000	774,000	41,700	1,164,000	1,172,000	69,400	1,630,000	1,640,000	110,700			
774,000	780,000	42,100	1,172,000	1,180,000	70,000	1,640,000	1,650,000	111,600			
780,000	788,000	42,600	1,180,000	1,188,000	70,600	1,650,000	1,660,000	112,500			
788,000	796,000	43,100	1,188,000	1,196,000	71,100	1,660,000	1,670,000	113,400			
796,000	804,000	43,700	1,196,000	1,204,000	71,700	1,670,000	1,680,000	114,300			
804,000	812,000	44,200	1,204,000	1,212,000	72,300	1,680,000	1,690,000	115,200			
812,000	820,000	44,800	1,212,000	1,220,000	73,000	1,690,000	1,700,000	116,100			
820,000	828,000	45,400	1,220,000	1,228,000	73,800	1,700,000	1,710,000	117,000			

昭和四十四年四月七日
参議院会議録第十五号(その二)
所得税法の一部を改正する法律案

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,710,000	1,720,000	117,900	3,000,000	4,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13%を乗じて算出した金額から136,000円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.5%を乗じて算出した金額から1,576,000円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	118,800						
1,730,000	1,740,000	119,700						
1,740,000	1,750,000	120,600						
1,750,000	1,760,000	121,500						
1,760,000	1,770,000	122,400	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から216,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,576,000円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	123,300						
1,780,000	1,790,000	124,200						
1,790,000	1,800,000	125,100						
1,800,000	1,810,000	126,000						
1,810,000	1,820,000	126,900	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17%を乗じて算出した金額から316,000円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から4,076,000円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	127,800						
1,830,000	1,840,000	128,700						
1,840,000	1,850,000	129,600						
1,850,000	1,860,000	130,500						
1,860,000	1,870,000	131,400	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19%を乗じて算出した金額から436,000円を控除した金額	90,000,000	130,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,826,000円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	132,300						
1,880,000	1,890,000	133,200						
1,890,000	1,900,000	134,100						
1,900,000	1,910,000	135,000						
1,910,000	1,920,000	135,900	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21%を乗じて算出した金額から596,000円を控除した金額			130,000,000円以上
1,920,000	1,930,000	136,800						
1,930,000	1,940,000	137,700						
1,940,000	1,950,000	138,600						
1,950,000	1,960,000	139,500						
1,960,000	1,970,000	140,400	10,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22%を乗じて算出した金額から796,000円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	141,300						
1,980,000	1,990,000	142,200						
1,990,000	2,000,000	143,100						
2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22%を乗じて算出した金額から76,000円を控除した金額	14,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,076,000円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る微収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する動統年数に準ずる動統年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定

は、昭和四十四年分以後の所得税について適用し、昭和四十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例) 第三条 昭和四十四年分の所得税については、次の表の上欄に掲げて

る字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十八条第三項第二号	(総合開拓院)	二十九万円	三十八万八千円
		二分の一・五	二分の一・四

卷之三

第三十八條第三項第四項	三十四萬円	三十二萬八千円
-------------	-------	---------

十分の〇・二五 十分の〇・二

第三項第五号	三十六万五千円	三十四万八千円
第七十九卷第一頁支下第二頁(筆者皆空缺)	七三〇	八三三一五九四

第十一項及第十二項(障害者施設) 八万七千五百円

第八十一条第一項(老年者控除)、第八十二条第一項(暮帰控除)及第八十三条第一項(老年者控除)、第八十四条第一項(暮帰控除)、九万円 八万七千五百円

(勤勞學生控除)

第八十四条第一項(扶養控除)

第八十四条第二項
十二万四
十一万九千五百四

第八十六條第一項（基礎控除）	十七万円	十六万七千五百円
----------------	------	----------

第九十条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）	百万円以下	百万円未満
--------------------------	-------	-------

別表第

別表第七の附表 改正法附則別表第五の附表

別表第七 改正法附則別表第五

收稅額
是表第十一
改正法附則表第六

2 昭和四十四年分の課税総所得金額、課税退職所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得税の額 得金額に応じ附則別表第一に定める税額 稽又は新法第九十条第一項第一号に掲げる税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に掲げる税額によるものとする。

3 一 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得税の額 当該課税総所得金額又は課税退職所定める税額

4 第四条 新法第三十二条第二項(山林所得)及び第三十三条第三項第一号(短期譲渡所得)の規定は、昭和四十五年分以後の所得税について適用し、昭和四十四年分以前の所得税については、なお從前の例による。

5 (昭和四十四年分及び昭和四十五年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第六条 居住者の昭和四十四年分の所得税については、新法第四百四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

7 一 その者の昭和四十三年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雜所得の金額又は雜所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第一百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被患者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律(昭和二十一年法律第二百七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。)から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雜所得の金額及び雜所得に該当しない臨時所得の金額に係るものと除く。)を控除した金額

8 二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和四十三年分の所得税について旧法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雜所得の金額又は雜所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」といふ。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらとの数に応じ附則別表第三により求めた率

9 昭和四十三年分の課税総所得金額等が六千五百万円以上である居住者の昭和四十四年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から三十万円を控除した金額によるものとする。

- 4 非居住者の昭和四十四年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。
- 5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和四十五年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項第一号中「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十四年分」と、「改正前の所得税法(以下「旧法」といふ。)」とあるのは「新法」と、同項第二号中「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十四年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「附則別表第三」とあるのは「昭和四十四年分」とあるのは「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十四年分」と、「三十万円」とあるのは「十万円」と、第三項中「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十四年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替えるものとする。
- (昭和四十四年分及び昭和四十五年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)
- 第六条 昭和四十四年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項(純損失の繰戻しによる還付の請求)又は第百四十一条第一項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求)(これらの規定を新法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額には、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二十一号)附則第三条第二項(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定(同条第一項の規定により読み替えられた同法による改正後の所得税法第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額によることによる。
- 適用して計算した所得税の額による。
- 2 第七条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第四から別表第六までは、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)以後に支払うべき新法第六十八条第一項(源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。
- 2 附則第三条第一項(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第六十九条(年末調整)の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十四年中に支払うべき給与等での最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。
- 3 新法第九十六条第一項及び第二項(給与所得者の保険料控除申告書)の規定は、施行日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。
- 4 附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)の規定及び附則別表第六は、昭和四十四年中に支払うべき新法第六十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)に規定する退職手当等(以下「退職手当等」という。)で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。
- 5 新法附則第二十五条第三項(給与等とみなす年金に係る源泉徴収に関する経過規定)の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する年金について適用し、同日前に支払うべき当該年金については、なお従前の例による。
- (施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

- 第八条 施行日前に昭和四十四年分の所得税につき旧法第二百一十七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第二百六十六条(非居住者に対する準用))において準用する場合によると申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき國税通則法(昭和二十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十五年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができる。
- 2 第九条 昭和四十四年に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付
- 前項の更正の請求に基づく國税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第二百五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第二百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による還付金について國税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充当)の規定による充当(以下「充当」といふ。)をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適すこととなつた日)までの期間とする。
- 3 第十条 所得税法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
- 附則第四条第三項を削る。
- 附則第五条の見出し中「及び昭和四十四年分」を削り、同条第五項を削る。
- 附則別表第四を次のように改める。
- 附則別表第四 部第

附則別表第一 昭和44年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000	円未満	円0	%0	51,000	円52,000	4,900	%9.8	137,000
2,000	3,000	100	9.8	52,000	53,000	5,000	9.8	139,000
3,000	4,000	200	9.8	53,000	54,000	5,100	9.8	141,000
4,000	5,000	300	9.8	54,000	55,000	5,200	9.8	143,000
5,000	6,000	400	9.8	55,000	56,000	5,300	9.8	145,000
6,000	7,000	500	9.8	56,000	57,000	5,400	9.8	147,000
7,000	8,000	600	9.8	57,000	58,000	5,500	9.8	149,000
8,000	9,000	700	9.8	58,000	59,000	5,600	9.8	151,000
9,000	10,000	800	9.8	59,000	60,000	5,700	9.8	153,000
10,000	11,000	900	9.8	60,000	61,000	5,800	9.8	155,000
11,000	12,000	1,000	9.8	61,000	62,000	5,900	9.8	157,000
12,000	13,000	1,100	9.8	62,000	63,000	6,000	9.8	159,000
13,000	14,000	1,200	9.8	63,000	64,000	6,100	9.8	161,000
14,000	15,000	1,300	9.8	64,000	65,000	6,200	9.8	163,000
15,000	16,000	1,400	9.8	65,000	67,000	6,300	9.8	165,000
16,000	17,000	1,500	9.8	67,000	69,000	6,500	9.8	167,000
17,000	18,000	1,600	9.8	69,000	71,000	6,700	9.8	169,000
18,000	19,000	1,700	9.8	71,000	73,000	6,900	9.8	171,000
19,000	20,000	1,800	9.8	73,000	75,000	7,100	9.8	173,000
20,000	21,000	1,900	9.8	75,000	77,000	7,300	9.8	175,000
21,000	22,000	2,000	9.8	77,000	79,000	7,500	9.8	177,000
22,000	23,000	2,100	9.8	79,000	81,000	7,700	9.8	179,000
23,000	24,000	2,200	9.8	81,000	83,000	7,900	9.8	181,000
24,000	25,000	2,300	9.8	83,000	85,000	8,100	9.8	183,000
25,000	26,000	2,400	9.8	85,000	87,000	8,300	9.8	185,000
26,000	27,000	2,500	9.8	87,000	89,000	8,500	9.8	187,000
27,000	28,000	2,600	9.8	89,000	91,000	8,700	9.8	189,000
28,000	29,000	2,700	9.8	91,000	93,000	8,900	9.8	191,000
29,000	30,000	2,800	9.8	93,000	95,000	9,100	9.8	193,000
30,000	31,000	2,900	9.8	95,000	97,000	9,300	9.8	195,000
31,000	32,000	3,000	9.8	97,000	99,000	9,500	9.8	198,000
32,000	33,000	3,100	9.8	99,000	101,000	9,700	9.8	201,000
33,000	34,000	3,200	9.8	101,000	103,000	9,900	9.8	204,000
34,000	35,000	3,300	9.8	103,000	105,000	10,100	9.8	207,000
35,000	36,000	3,400	9.8	105,000	107,000	10,300	9.8	210,000
36,000	37,000	3,500	9.8	107,000	109,000	10,500	9.8	213,000
37,000	38,000	3,600	9.8	109,000	111,000	10,700	9.8	216,000
38,000	39,000	3,700	9.8	111,000	113,000	10,900	9.8	219,000
39,000	40,000	3,800	9.8	113,000	115,000	11,100	9.8	222,000
40,000	41,000	3,900	9.8	115,000	117,000	11,300	9.8	225,000
41,000	42,000	4,000	9.8	117,000	119,000	11,500	9.8	228,000
42,000	43,000	4,100	9.8	119,000	121,000	11,700	9.8	231,000
43,000	44,000	4,200	9.8	121,000	123,000	11,900	9.8	234,000
44,000	45,000	4,300	9.8	123,000	125,000	12,100	9.8	237,000
45,000	46,000	4,400	9.8	125,000	127,000	12,300	9.8	240,000
46,000	47,000	4,500	9.8	127,000	129,000	12,500	9.8	243,000
47,000	48,000	4,600	9.8	129,000	131,000	12,700	9.8	246,000
48,000	49,000	4,700	9.8	131,000	133,000	12,900	9.8	249,000
49,000	50,000	4,800	9.8	133,000	135,000	13,100	9.8	252,000
50,000	51,000	4,900	9.8	135,000	137,000	13,300	9.8	255,000

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

昭和四十四年四月七日

参議院会議録第十五号(その二)

所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)	税額(2)	(2)の(4)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(4)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(4)に対する割合	
			以上	未満			以上	未満			
258,000	261,000	25,600	9.8%	414,000	418,000	45,900	11%	614,000	618,000	74,900	12%
261,000	264,000	25,900	9.8%	418,000	422,000	46,500	11%	618,000	622,000	75,700	12%
264,000	267,000	26,200	9.8%	422,000	426,000	47,100	11%	622,000	626,000	76,400	12%
267,000	270,000	26,500	9.8%	426,000	430,000	47,600	11%	626,000	630,000	77,200	12%
270,000	273,000	26,800	9.8%	430,000	434,000	48,200	11%	630,000	634,000	77,900	12%
273,000	276,000	27,100	9.8%	434,000	438,000	48,800	11%	634,000	638,000	78,600	12%
276,000	279,000	27,400	9.8%	438,000	442,000	49,300	11%	638,000	642,000	79,400	12%
279,000	282,000	27,700	9.8%	442,000	446,000	49,900	11%	642,000	646,000	80,100	12%
282,000	285,000	28,000	9.8%	446,000	450,000	50,500	11%	646,000	650,000	80,900	12%
285,000	288,000	28,300	9.8%	450,000	454,000	51,100	11%	650,000	655,000	81,600	12%
288,000	291,000	28,600	9.8%	454,000	458,000	51,600	11%	655,000	660,000	82,500	12%
291,000	294,000	28,900	9.8%	458,000	462,000	52,200	11%	660,000	665,000	83,500	12%
294,000	297,000	29,200	9.8%	462,000	466,000	52,800	11%	665,000	670,000	84,400	12%
297,000	300,000	29,500	9.8%	466,000	470,000	53,300	11%	670,000	675,000	85,300	12%
300,000	303,000	29,800	9.8%	470,000	474,000	53,900	11%	675,000	680,000	86,200	12%
303,000	306,000	30,200	9.8%	474,000	478,000	54,500	11%	680,000	685,000	87,200	12%
306,000	309,000	30,600	10%	478,000	482,000	55,000	11%	685,000	690,000	88,100	12%
309,000	312,000	31,000	10%	482,000	486,000	55,600	11%	690,000	695,000	89,000	12%
312,000	315,000	31,500	10%	486,000	490,000	56,200	11%	695,000	700,000	89,900	12%
315,000	318,000	31,900	10%	490,000	494,000	56,700	11%	700,000	705,000	90,900	12%
318,000	321,000	32,300	10%	494,000	498,000	57,300	11%	705,000	710,000	91,800	13%
321,000	324,000	32,700	10%	498,000	502,000	57,900	11%	710,000	715,000	92,700	13%
324,000	327,000	33,200	10%	502,000	506,000	58,400	11%	715,000	720,000	93,600	13%
327,000	330,000	33,600	10%	506,000	510,000	59,000	11%	720,000	725,000	94,600	13%
330,000	333,000	34,000	10%	510,000	514,000	59,600	11%	725,000	730,000	95,500	13%
333,000	336,000	34,400	10%	514,000	518,000	60,100	11%	730,000	735,000	96,400	13%
336,000	339,000	34,900	10%	518,000	522,000	60,700	11%	735,000	740,000	97,300	13%
339,000	342,000	35,300	10%	522,000	526,000	61,300	11%	740,000	745,000	98,300	13%
342,000	345,000	35,700	10%	526,000	530,000	61,800	11%	745,000	750,000	99,200	13%
345,000	348,000	36,100	10%	530,000	534,000	62,400	11%	750,000	755,000	100,100	13%
348,000	351,000	36,600	10%	534,000	538,000	63,000	11%	755,000	760,000	101,000	13%
351,000	354,000	37,000	10%	538,000	542,000	63,500	11%	760,000	765,000	102,000	13%
354,000	357,000	37,400	10%	542,000	546,000	64,100	11%	765,000	770,000	102,900	13%
357,000	360,000	37,800	10%	546,000	550,000	64,700	11%	770,000	775,000	103,800	13%
360,000	363,000	38,300	10%	550,000	554,000	65,300	11%	775,000	780,000	104,700	13%
363,000	366,000	38,700	10%	554,000	558,000	65,800	11%	780,000	785,000	105,700	13%
366,000	369,000	39,100	10%	558,000	562,000	66,400	11%	785,000	790,000	106,600	13%
369,000	372,000	39,500	10%	562,000	566,000	67,000	11%	790,000	795,000	107,500	13%
372,000	375,000	40,000	10%	566,000	570,000	67,500	11%	795,000	800,000	108,400	13%
375,000	378,000	40,400	10%	570,000	574,000	68,100	11%	800,000	805,000	109,400	13%
378,000	381,000	40,800	10%	574,000	578,000	68,700	11%	805,000	810,000	110,300	13%
381,000	384,000	41,300	10%	578,000	582,000	69,200	11%	810,000	815,000	111,200	13%
384,000	387,000	41,700	10%	582,000	586,000	69,800	11%	815,000	820,000	112,100	13%
387,000	390,000	42,100	10%	586,000	590,000	70,400	12%	820,000	825,000	113,100	13%
390,000	394,000	42,500	10%	590,000	594,000	70,900	12%	825,000	830,000	114,000	13%
394,000	398,000	43,100	10%	594,000	598,000	71,500	12%	830,000	835,000	114,900	13%
398,000	402,000	43,700	10%	598,000	602,000	72,100	12%	835,000	840,000	115,800	13%
402,000	406,000	44,200	10%	602,000	606,000	72,700	12%	840,000	845,000	116,800	13%
406,000	410,000	44,800	11%	606,000	610,000	73,500	12%	845,000	850,000	117,700	13%
410,000	414,000	45,400	11%	610,000	614,000	74,200	12%	850,000	855,000	118,600	13%

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合
		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	119,500	13	2,000,000	2,200,000	(イ)の金額に30%を乗じて算出した金額から205,100円を控除した金額	%
860,000	865,000	120,500	14				
865,000	870,000	121,400	14				
870,000	875,000	122,300	14				
875,000	880,000	123,200	14				
880,000	885,000	124,200	14	2,200,000	2,500,000	(イ)の金額に31.2%を乗じて算出した金額から231,500円を控除した金額	20,000,000
885,000	890,000	125,100	14				30,000,000
890,000	895,000	126,000	14				
895,000	900,000	126,900	14				
900,000	905,000	127,900	14				
905,000	910,000	128,800	14	2,500,000	3,000,000	(イ)の金額に34.2%を乗じて算出した金額から306,500円を控除した金額	30,000,000
910,000	915,000	129,700	14				45,000,000
915,000	920,000	130,600	14				
920,000	925,000	131,600	14				
925,000	930,000	132,500	14				
930,000	935,000	133,400	14	3,000,000	4,000,000	(イ)の金額に38.5%を乗じて算出した金額から438,500円を控除した金額	45,000,000
935,000	940,000	134,300	14				60,000,000
940,000	945,000	135,300	14				
945,000	950,000	136,200	14				
950,000	955,000	137,100	14				
955,000	960,000	138,000	14	4,000,000	5,000,000	(イ)の金額に42.7%を乗じて算出した金額から603,500円を控除した金額	60,000,000
960,000	965,000	139,000	14				65,000,000
965,000	970,000	139,900	14				
970,000	975,000	140,800	14				
975,000	980,000	141,700	14				
980,000	985,000	142,700	14	5,000,000	6,000,000	(イ)の金額に45.7%を乗じて算出した金額から753,500円を控除した金額	65,000,000
985,000	990,000	143,600	14				
990,000	995,000	144,500	14				
995,000	1,000,000	145,400	14				
1,000,000	1,500,000	(イ)の金額に22.7%を乗じて算出した金額から80,500円を控除した金額		6,000,000	7,000,000	(イ)の金額に47%を乗じて算出した金額から831,500円を控除した金額	
1,500,000	2,000,000	(イ)の金額に27%を乗じて算出した金額から145,100円を控除した金額		7,000,000	10,000,000	(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から1,041,500円を控除した金額	

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第一項(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

昭和十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

附則別表第二 昭和44年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額 以上未満	税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
		以上	未満		以上	未満	
		円	円未満	円	円未満	円	円
2,000	3,000	100	51,000	52,000	4,900	137,000	139,000
3,000	4,000	200	52,000	53,000	5,000	139,000	141,000
4,000	5,000	300	53,000	54,000	5,100	141,000	143,000
5,000	6,000	400	54,000	55,000	5,200	143,000	145,000
			55,000	56,000	5,300	145,000	147,000
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,400	147,000	149,000
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,500	149,000	151,000
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,600	151,000	153,000
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,700	153,000	155,000
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,800	155,000	157,000
							15,100
11,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,900	157,000	159,000
12,000	13,000	1,100	62,000	63,000	6,000	159,000	161,000
13,000	14,000	1,200	63,000	64,000	6,100	161,000	163,000
14,000	15,000	1,300	64,000	65,000	6,200	163,000	165,000
15,000	16,000	1,400	65,000	67,000	6,300	165,000	167,000
							16,100
16,000	17,000	1,500	67,000	69,000	6,500	167,000	169,000
17,000	18,000	1,600	69,000	71,000	6,700	169,000	171,000
18,000	19,000	1,700	71,000	73,000	6,900	171,000	173,000
19,000	20,000	1,800	73,000	75,000	7,100	173,000	175,000
20,000	21,000	1,900	75,000	77,000	7,300	175,000	177,000
							17,100
21,000	22,000	2,000	77,000	79,000	7,500	177,000	179,000
22,000	23,000	2,100	79,000	81,000	7,700	179,000	181,000
23,000	24,000	2,200	81,000	83,000	7,900	181,000	183,000
24,000	25,000	2,300	83,000	85,000	8,100	183,000	185,000
25,000	26,000	2,400	85,000	87,000	8,300	185,000	187,000
							18,100
26,000	27,000	2,500	87,000	89,000	8,500	187,000	189,000
27,000	28,000	2,600	89,000	91,000	8,700	189,000	191,000
28,000	29,000	2,700	91,000	93,000	8,900	191,000	193,000
29,000	30,000	2,800	93,000	95,000	9,100	193,000	195,000
30,000	31,000	2,900	95,000	97,000	9,300	195,000	198,000
							19,100
31,000	32,000	3,000	97,000	99,000	9,500	198,000	201,000
32,000	33,000	3,100	99,000	101,000	9,700	201,000	204,000
33,000	34,000	3,200	101,000	103,000	9,800	204,000	207,000
34,000	35,000	3,300	103,000	105,000	10,000	207,000	210,000
35,000	36,000	3,400	105,000	107,000	10,200	210,000	213,000
							20,500
36,000	37,000	3,500	107,000	109,000	10,400	213,000	216,000
37,000	38,000	3,600	109,000	111,000	10,600	216,000	219,000
38,000	39,000	3,700	111,000	113,000	10,800	219,000	222,000
39,000	40,000	3,800	113,000	115,000	11,000	222,000	225,000
40,000	41,000	3,900	115,000	117,000	11,200	225,000	228,000
							22,000
41,000	42,000	4,000	117,000	119,000	11,400	228,000	231,000
42,000	43,000	4,100	119,000	121,000	11,600	231,000	234,000
43,000	44,000	4,200	121,000	123,000	11,800	234,000	237,000
44,000	45,000	4,300	123,000	125,000	12,000	237,000	240,000
45,000	46,000	4,400	125,000	127,000	12,200	240,000	243,000
							23,500
46,000	47,000	4,500	127,000	129,000	12,400	243,000	246,000
47,000	48,000	4,600	129,000	131,000	12,600	246,000	249,000
48,000	49,000	4,700	131,000	133,000	12,800	249,000	252,000
49,000	50,000	4,800	133,000	135,000	13,000	252,000	255,000
50,000	51,000	4,900	135,000	137,000	13,200	255,000	258,000
							24,900

昭和四十四年四月七日

参議院会議録第十五号(その二)

所得税法の一部を改正する法律案

三八〇

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	25,200	414,000	418,000	40,500	614,000	618,000	60,400
261,000	264,000	25,500	418,000	422,000	40,900	618,000	622,000	60,800
264,000	267,000	25,800	422,000	426,000	41,300	622,000	626,000	61,200
267,000	270,000	26,100	426,000	430,000	41,700	626,000	630,000	61,600
270,000	273,000	26,400	430,000	434,000	42,100	630,000	634,000	62,000
273,000	276,000	26,700	434,000	438,000	42,500	634,000	638,000	62,400
276,000	279,000	27,000	438,000	442,000	42,900	638,000	642,000	62,800
279,000	282,000	27,300	442,000	446,000	43,300	642,000	646,000	63,200
282,000	285,000	27,600	446,000	450,000	43,700	646,000	650,000	63,600
285,000	288,000	27,900	450,000	454,000	44,100	650,000	655,000	64,000
288,000	291,000	28,200	454,000	458,000	44,400	655,000	660,000	64,500
291,000	294,000	28,500	458,000	462,000	44,800	660,000	665,000	65,000
294,000	297,000	28,800	462,000	466,000	45,200	665,000	670,000	65,500
297,000	300,000	29,100	466,000	470,000	45,600	670,000	675,000	66,000
300,000	303,000	29,400	470,000	474,000	46,000	675,000	680,000	66,500
303,000	306,000	29,600	474,000	478,000	46,400	680,000	685,000	67,000
306,000	309,000	29,900	478,000	482,000	46,800	685,000	690,000	67,500
309,000	312,000	30,200	482,000	486,000	47,200	690,000	695,000	68,000
312,000	315,000	30,500	486,000	490,000	47,600	695,000	700,000	68,500
315,000	318,000	30,800	490,000	494,000	48,000	700,000	705,000	69,000
318,000	321,000	31,100	494,000	498,000	48,400	705,000	710,000	69,500
321,000	324,000	31,400	498,000	502,000	48,800	710,000	715,000	70,000
324,000	327,000	31,700	502,000	506,000	49,200	715,000	720,000	70,500
327,000	330,000	32,000	506,000	510,000	49,600	720,000	725,000	71,000
330,000	333,000	32,300	510,000	514,000	50,000	725,000	730,000	71,500
333,000	336,000	32,600	514,000	518,000	50,400	730,000	735,000	72,000
336,000	339,000	32,900	518,000	522,000	50,800	735,000	740,000	72,500
339,000	342,000	33,200	522,000	526,000	51,200	740,000	745,000	73,000
342,000	345,000	33,500	526,000	530,000	51,600	745,000	750,000	73,500
345,000	348,000	33,800	530,000	534,000	52,000	750,000	755,000	74,000
348,000	351,000	34,100	534,000	538,000	52,400	755,000	760,000	74,500
351,000	354,000	34,300	538,000	542,000	52,800	760,000	765,000	75,000
354,000	357,000	34,600	542,000	546,000	53,200	765,000	770,000	75,500
357,000	360,000	34,900	546,000	550,000	53,600	770,000	775,000	76,000
360,000	363,000	35,200	550,000	554,000	54,000	775,000	780,000	76,500
363,000	366,000	35,500	554,000	558,000	54,400	780,000	785,000	77,000
366,000	369,000	35,800	558,000	562,000	54,800	785,000	790,000	77,500
369,000	372,000	36,100	562,000	566,000	55,200	790,000	795,000	78,000
372,000	375,000	36,400	566,000	570,000	55,600	795,000	800,000	78,500
375,000	378,000	36,700	570,000	574,000	56,000	800,000	805,000	79,000
378,000	381,000	37,000	574,000	578,000	56,400	805,000	810,000	79,500
381,000	384,000	37,300	578,000	582,000	56,800	810,000	815,000	80,000
384,000	387,000	37,600	582,000	586,000	57,200	815,000	820,000	80,500
387,000	390,000	37,900	586,000	590,000	57,600	820,000	825,000	81,000
390,000	394,000	38,200	590,000	594,000	58,000	825,000	830,000	81,500
394,000	398,000	38,600	594,000	598,000	58,400	830,000	835,000	82,000
398,000	402,000	39,000	598,000	602,000	58,800	835,000	840,000	82,500
402,000	406,000	39,300	602,000	606,000	59,200	840,000	845,000	83,000
406,000	410,000	39,700	606,000	610,000	59,600	845,000	850,000	83,500
410,000	414,000	40,100	610,000	614,000	60,000	850,000	855,000	84,000

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000円	860,000円	84,500円	5,000,000円	7,500,000円	課税山林所得金額に22.7%を乗じて算出した金額から408,000円を控除した金額	35,000,000円	50,000,000円	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から5,207,500円を控除した金額
860,000円	865,000円	85,000円						
865,000円	870,000円	85,500円						
870,000円	875,000円	86,000円						
875,000円	880,000円	86,500円						
880,000円	885,000円	87,000円	7,500,000円	10,000,000円	課税山林所得金額に27%を乗じて算出した金額から725,500円を控除した金額	50,000,000円	100,000,000円	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,707,500円を控除した金額
885,000円	890,000円	87,500円						
890,000円	895,000円	88,000円						
895,000円	900,000円	88,500円						
900,000円	905,000円	89,000円						
905,000円	910,000円	89,500円	10,000,000円	11,000,000円	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から1,025,500円を控除した金額	100,000,000円	150,000,000円	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,707,500円を控除した金額
910,000円	915,000円	90,000円						
915,000円	920,000円	90,500円						
920,000円	925,000円	91,000円						
925,000円	930,000円	91,500円						
930,000円	935,000円	92,000円	11,000,000円	12,500,000円	課税山林所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から1,157,500円を控除した金額	150,000,000円	225,000,000円	課税山林所得金額に66%を乗じて算出した金額から20,207,500円を控除した金額
935,000円	940,000円	92,500円						
940,000円	945,000円	93,000円						
945,000円	950,000円	93,500円						
950,000円	955,000円	94,000円						
955,000円	960,000円	94,500円	12,500,000円	15,000,000円	課税山林所得金額に44.2%を乗じて算出した金額から1,532,500円を控除した金額	225,000,000円	300,000,000円	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から31,457,500円を控除した金額
960,000円	965,000円	95,000円						
965,000円	970,000円	95,500円						
970,000円	975,000円	96,000円						
975,000円	980,000円	96,500円						
980,000円	985,000円	97,000円	15,000,000円	20,000,000円	課税山林所得金額に58.5%を乗じて算出した金額から2,177,500円を控除した金額	300,000,000円	325,000,000円	課税山林所得金額に72%を乗じて算出した金額から35,057,500円を控除した金額
985,000円	990,000円	97,500円						
990,000円	995,000円	98,000円						
995,000円	1,000,000円	98,500円						
1,000,000円	1,500,000円	課税山林所得金額に10%を乗じて算出した金額から1,000円を控除した金額	20,000,000円	25,000,000円	課税山林所得金額に42.7%を乗じて算出した金額から3,017,500円を控除した金額		325,000,000円以上	課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から47,407,500円を控除した金額
1,500,000円	3,000,000円	課税山林所得金額に14.2%を乗じて算出した金額から64,000円を控除した金額	25,000,000円	30,000,000円	課税山林所得金額に45.7%を乗じて算出した金額から3,767,500円を控除した金額			
3,000,000円	5,000,000円	課税山林所得金額に18.5%を乗じて算出した金額から188,000円を控除した金額	30,000,000円	35,000,000円	課税山林所得金額に47%を乗じて算出した金額から4,157,500円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

昭和四十四年四月七日

参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

三八一

族等の数									
4人		5人		6人		7人		8人以上	
税総所得金額等									
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
276	276千円未満	294	294千円未満	312	312千円未満	330	330千円未満	348	348千円未満
480	480	470	470	470	470	460	460	460	460
1,090	1,090	750	750	560	560	530	530	520	520
2,920	2,920	1,630	1,630	3,310	3,310	1,940	1,940	880	880
7,750	7,750	3,310	3,310	8,100	8,100	3,580	3,580	2,170	2,170
30,350	30,350	8,100	8,100	32,100	32,100	8,450	8,450	3,840	3,840
30,350	65,000	32,100	65,000	33,850	65,000	35,600	65,000	9,150	9,150
								37,350	37,350
									65,000

の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

た控除対象配偶者及び旧法第八十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

一項第一号に掲げる金額から30万円を控除した金額が昭和44年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和44年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

昭和43年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率	扶養親							
	0人		1人		2人		3人	
	昭和43年分の課							
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
千円 231千円未満	千円 231千円未満	千円 231千円未満	千円 231千円未満	千円 243千円未満	千円 243千円未満	千円 258千円未満	千円 258千円未満	千円 258千円未満
0%								
55								
60								
65								
70								
75								
80							258	670
85					243	2,100	670	2,700
90	231	5,390	231	5,550	2,100	5,820	2,700	7,400
95	5,390	23,520	5,550	24,520	5,820	26,270	7,400	28,020
99	23,520	65,000	24,520	65,000	26,270	65,000	28,020	65,000

(注)

- (一) この表は、昭和43年分の課税総所得金額等が6,500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (1) 「昭和43年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号(昭和四十四年分及び昭和四十五年分)
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和43年分の所得税につき旧法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受け
 - (三) 昭和43年分の課税総所得金額等が6,500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第

昭和四十四年四月七日

参議院会議録第十五号(その二)

所得税法の一部を改正する法律案

三八四

族 等 の 数									
4人		5人		6人		7人		8人以上	
税 総 所 得 金 額 等									
以 上	未 满	以 上	未 满	以 上	未 满	以 上	未 满	以 上	未 满
千円 225千円未満	千円 225千円未満	千円 225千円未満	千円 230千円未満	千円 230千円未満	千円 240千円未満	千円 240千円未満	千円 240千円未満	千円 240千円未満	千円 240千円未満
225	520	225	1,140	230	1,390	450	2,120	500	2,550
520	11,080	1,140	11,580	1,390	12,080	2,120	12,580	2,550	13,080
11,080	65,000	11,580	65,000	12,080	65,000	12,580	65,000	13,080	65,000

得税に係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。
 得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

五項において準用する同条第一項第一号に掲げる金額から10万円を控除した金額が昭和45年分の所得税に係る予定

昭和四十四年四月七日

参議院会議録第十五号(その二)

所得税法の一部を改正する法律案

附則別表第四 昭和45年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和44年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率	扶養親							
	0人		1人		2人		3人	
	昭和44年分の課							
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
0%	千円 207千円未満	千円 207千円未満	千円 207千円未満	千円 213千円未満	千円 213千円未満	千円 213千円未満	千円 213千円未満	千円 213千円未満
85								
90								
95				213	10,080	213	10,580	
99	207	65,000	207	65,000	10,080	65,000	10,580	65,000

(注)

- (一) この表は、昭和44年分の課税総所得金額等が6,500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和44年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項（昭和四十四年分及び昭和四十五年分の所）
- (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和44年分の所得税につき附則第三条第一項（昭和四十四年分の所得税の所控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の
- (三) 昭和44年分の課税総所得金額等が6,500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第納税基準額である。

附則別表第五 昭和44年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額			課税給与所得金額			課税給与所得金額			
以上		未満	以上		未満	以上		未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	円未満	0	51,000	52,000	4,900	137,000	139,000	13,500	
2,000	3,000	100	52,000	53,000	5,000	139,000	141,000	13,700	
3,000	4,000	200	53,000	54,000	5,100	141,000	143,000	13,900	
4,000	5,000	300	54,000	55,000	5,200	143,000	145,000	14,100	
5,000	6,000	400	55,000	56,000	5,300	145,000	147,000	14,300	
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,400	147,000	149,000	14,500	
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,500	149,000	151,000	14,700	
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,600	151,000	153,000	14,900	
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,700	153,000	155,000	15,100	
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,800	155,000	157,000	15,300	
11,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,900	157,000	159,000	15,500	
12,000	13,000	1,100	62,000	63,000	6,000	159,000	161,000	15,700	
13,000	14,000	1,200	63,000	64,000	6,100	161,000	163,000	15,900	
14,000	15,000	1,300	64,000	65,000	6,200	163,000	165,000	16,100	
15,000	16,000	1,400	65,000	67,000	6,300	165,000	167,000	16,300	
16,000	17,000	1,500	67,000	69,000	6,500	167,000	169,000	16,500	
17,000	18,000	1,600	69,000	71,000	6,700	169,000	171,000	16,700	
18,000	19,000	1,700	71,000	73,000	6,900	171,000	173,000	16,900	
19,000	20,000	1,800	73,000	75,000	7,100	173,000	175,000	17,100	
20,000	21,000	1,900	75,000	77,000	7,300	175,000	177,000	17,300	
21,000	22,000	2,000	77,000	79,000	7,500	177,000	179,000	17,500	
22,000	23,000	2,100	79,000	81,000	7,700	179,000	181,000	17,700	
23,000	24,000	2,200	81,000	83,000	7,900	181,000	183,000	17,900	
24,000	25,000	2,300	83,000	85,000	8,100	183,000	185,000	18,100	
25,000	26,000	2,400	85,000	87,000	8,300	185,000	187,000	18,300	
26,000	27,000	2,500	87,000	89,000	8,500	187,000	189,000	18,500	
27,000	28,000	2,600	89,000	91,000	8,700	189,000	191,000	18,700	
28,000	29,000	2,700	91,000	93,000	8,900	191,000	193,000	18,900	
29,000	30,000	2,800	93,000	95,000	9,100	193,000	195,000	19,100	
30,000	31,000	2,900	95,000	97,000	9,300	195,000	198,000	19,300	
31,000	32,000	3,000	97,000	99,000	9,500	198,000	201,000	19,600	
32,000	33,000	3,100	99,000	101,000	9,700	201,000	204,000	19,900	
33,000	34,000	3,200	101,000	103,000	9,900	204,000	207,000	20,200	
34,000	35,000	3,300	103,000	105,000	10,100	207,000	210,000	20,500	
35,000	36,000	3,400	105,000	107,000	10,300	210,000	213,000	20,800	
36,000	37,000	3,500	107,000	109,000	10,500	213,000	216,000	21,100	
37,000	38,000	3,600	109,000	111,000	10,700	216,000	219,000	21,400	
38,000	39,000	3,700	111,000	113,000	10,900	219,000	222,000	21,700	
39,000	40,000	3,800	113,000	115,000	11,100	222,000	225,000	22,000	
40,000	41,000	3,900	115,000	117,000	11,300	225,000	228,000	22,300	
41,000	42,000	4,000	117,000	119,000	11,500	228,000	231,000	22,600	
42,000	43,000	4,100	119,000	121,000	11,700	231,000	234,000	22,900	
43,000	44,000	4,200	121,000	123,000	11,900	234,000	237,000	23,200	
44,000	45,000	4,300	123,000	125,000	12,100	237,000	240,000	23,500	
45,000	46,000	4,400	125,000	127,000	12,300	240,000	243,000	23,800	
46,000	47,000	4,500	127,000	129,000	12,500	243,000	246,000	24,100	
47,000	48,000	4,600	129,000	131,000	12,700	246,000	249,000	24,400	
48,000	49,000	4,700	131,000	133,000	12,900	249,000	252,000	24,700	
49,000	50,000	4,800	133,000	135,000	13,100	252,000	255,000	25,000	
50,000	51,000	4,900	135,000	137,000	13,300	255,000	258,000	25,300	

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

三八六

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,600	414,000	418,000	45,900	614,000	618,000	74,900
261,000	264,000	25,900	418,000	422,000	46,500	618,000	622,000	75,700
264,000	267,000	26,200	422,000	426,000	47,100	622,000	626,000	76,400
267,000	270,000	26,500	426,000	430,000	47,600	626,000	630,000	77,200
270,000	273,000	26,800	430,000	434,000	48,200	630,000	634,000	77,900
273,000	276,000	27,100	434,000	438,000	48,800	634,000	638,000	78,600
276,000	279,000	27,400	438,000	442,000	49,300	638,000	642,000	79,400
279,000	282,000	27,700	442,000	446,000	49,800	642,000	646,000	80,100
282,000	285,000	28,000	446,000	450,000	50,500	646,000	650,000	80,900
285,000	288,000	28,300	450,000	454,000	51,100	650,000	655,000	81,600
288,000	291,000	28,600	454,000	458,000	51,600	655,000	660,000	82,500
291,000	294,000	28,900	458,000	462,000	52,200	660,000	665,000	83,500
294,000	297,000	29,200	462,000	466,000	52,800	665,000	670,000	84,400
297,000	300,000	29,500	466,000	470,000	53,300	670,000	675,000	85,300
300,000	303,000	29,800	470,000	474,000	53,900	675,000	680,000	86,200
303,000	306,000	30,200	474,000	478,000	54,500	680,000	685,000	87,200
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	55,000	685,000	690,000	88,100
309,000	312,000	31,000	482,000	486,000	55,600	690,000	695,000	89,000
312,000	315,000	31,500	486,000	490,000	56,200	695,000	700,000	89,900
315,000	318,000	31,900	490,000	494,000	56,700	700,000	705,000	90,900
318,000	321,000	32,300	494,000	498,000	57,300	705,000	710,000	91,800
321,000	324,000	32,700	498,000	502,000	57,900	710,000	715,000	92,700
324,000	327,000	33,200	502,000	506,000	58,400	715,000	720,000	93,600
327,000	330,000	33,600	506,000	510,000	59,000	720,000	725,000	94,600
330,000	333,000	34,000	510,000	514,000	59,600	725,000	730,000	95,500
333,000	336,000	34,400	514,000	518,000	60,100	730,000	735,000	96,400
336,000	339,000	34,900	518,000	522,000	60,700	735,000	740,000	97,300
339,000	342,000	35,300	522,000	526,000	61,300	740,000	745,000	98,300
342,000	345,000	35,700	526,000	530,000	61,800	745,000	750,000	99,200
345,000	348,000	36,100	530,000	534,000	62,400	750,000	755,000	100,100
348,000	351,000	36,600	534,000	538,000	63,000	755,000	760,000	101,000
351,000	354,000	37,000	538,000	542,000	63,500	760,000	765,000	102,000
354,000	357,000	37,400	542,000	546,000	64,100	765,000	770,000	102,900
357,000	360,000	37,800	546,000	550,000	64,700	770,000	775,000	103,800
360,000	363,000	38,300	550,000	554,000	65,300	775,000	780,000	104,700
363,000	366,000	38,700	554,000	558,000	65,800	780,000	785,000	105,700
366,000	369,000	39,100	558,000	562,000	66,400	785,000	790,000	106,600
369,000	372,000	39,500	562,000	566,000	67,000	790,000	795,000	107,500
372,000	375,000	40,000	566,000	570,000	67,500	795,000	800,000	108,400
375,000	378,000	40,400	570,000	574,000	68,100	800,000	805,000	109,400
378,000	381,000	40,800	574,000	578,000	68,700	805,000	810,000	110,300
381,000	384,000	41,300	578,000	582,000	69,200	810,000	815,000	111,200
384,000	387,000	41,700	582,000	586,000	69,800	815,000	820,000	112,100
387,000	390,000	42,100	586,000	590,000	70,400	820,000	825,000	113,100
390,000	394,000	42,500	590,000	594,000	70,900	825,000	830,000	114,000
394,000	398,000	43,100	594,000	598,000	71,500	830,000	835,000	114,900
398,000	402,000	43,700	598,000	602,000	72,100	835,000	840,000	115,800
402,000	406,000	44,200	602,000	606,000	72,700	840,000	845,000	116,800
406,000	410,000	44,800	606,000	610,000	73,500	845,000	850,000	117,700
410,000	414,000	45,400	610,000	614,000	74,200	850,000	855,000	118,600

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 855,000	円 860,000	円 119,500	円 980,000	円 985,000	円 142,700	円 2,500,000	円 3,000,000	課税給与所得金額に34.2%を乗じて算出した金額から 306,600 円を控除した金額
860,000	865,000	120,500	985,000	990,000	143,600			
865,000	870,000	121,400	990,000	995,000	144,500			
870,000	875,000	122,300	995,000	1,000,000	145,400			
875,000	880,000	123,200						
880,000	885,000	124,200	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に22.7%を乗じて算出した金額から 80,600 円を控除した金額	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に38.5%を乗じて算出した金額から 435,500 円を控除した金額
885,000	890,000	125,100						
890,000	895,000	126,000						
895,000	900,000	126,900						
900,000	905,000	127,900						
905,000	910,000	128,800	1,500,000	2,000,000	課税給与所得金額に42.7%を乗じて算出した金額から 145,100 円を控除した金額	4,000,000	4,484,000	課税給与所得金額に42.7%を乗じて算出した金額から 608,500 円を控除した金額
910,000	915,000	129,700						
915,000	920,000	130,600						
920,000	925,000	131,600						
925,000	930,000	132,500						
930,000	935,000	133,400	2,000,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から 205,100 円を控除した金額		4,484,000円	1,311,100円
935,000	940,000	134,300						
940,000	945,000	135,300						
945,000	950,000	136,200						
950,000	955,000	137,100						
955,000	960,000	138,000	2,200,000	2,500,000	課税給与所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から 231,500 円を控除した金額			
960,000	965,000	139,000						
965,000	970,000	139,900						
970,000	975,000	140,800						
975,000	980,000	141,700						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第百九十一条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
 - (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済掛金(新法第七十五条第一項(小規模企業共済掛金控除)に規定する小規模企業共済掛金をいう。)の額がある場合には、その金額
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(新法第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (1) その生命保険料の金額の合計額が 25,000 円までの場合 当該合計額
 - (2) その生命保険料の金額の合計額が 25,000 円をこえ 50,000 円までの場合 当該合計額の 2 分の 1 に相当する金額と 12,500 円との合計額
 - (3) その生命保険料の金額の合計額が 50,000 円をこえる場合 37,500 円
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (1) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が 2,000 円をこえる場合には、2,000 円)
 - (2) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が 10,000 円をこえる場合には、10,000 円)
 - (3) その損害保険料の金額のうち新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合 当該金額の合計額(その合計額が 10,000 円をこえる場合には、10,000 円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が 2,000 円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が 8,000 円未満である場合には、2,000 円と同項第二号に規定する契約に係る

る金額との合計額とする。

- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が新法第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当することに 87,500 円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、127,500 円)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者 1 人につき 87,500 円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、127,500 円)を、(1)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (3) 次に、(1)及び(2)により求めた金額から、
 - (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (b) 当該申告書に附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。
- (4) (3)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (5) (1)から(4)までにより税額を求める場合において、(3)により求めた残額が 1,000,000 円以上の居住者のその残額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
311,875	円未満	169,500	円未満	408,000	410,000	246,400	508,000	510,000	512,000	326,400	328,000
311,875	312,000	169,500	410,000	412,000	248,000	510,000	512,000	514,000	514,000	329,600	329,600
312,000	314,000	169,600	412,000	414,000	249,600	512,000	514,000	516,000	516,000	331,200	331,200
314,000	316,000	171,200	414,000	416,000	251,200	514,000	516,000	518,000	518,000	332,800	332,800
316,000	318,000	172,800	416,000	418,000	252,800	516,000	518,000	520,000	520,000	334,400	334,400
318,000	320,000	174,400	418,000	420,000	254,400	518,000	520,000	522,000	522,000	336,000	336,000
320,000	322,000	176,000	420,000	422,000	256,000	520,000	522,000	524,000	524,000	337,600	337,600
322,000	324,000	177,600	422,000	424,000	257,600	522,000	524,000	526,000	526,000	339,200	339,200
324,000	326,000	179,200	424,000	426,000	259,200	524,000	526,000	528,000	528,000	340,800	340,800
326,000	328,000	180,800	426,000	428,000	260,800	526,000	528,000	530,000	530,000	342,400	342,400
328,000	330,000	182,400	428,000	430,000	262,400	528,000	530,000	532,000	532,000	344,000	344,000
330,000	332,000	184,000	430,000	432,000	264,000	530,000	532,000	534,000	534,000	345,600	345,600
332,000	334,000	185,600	432,000	434,000	265,600	532,000	534,000	536,000	536,000	347,200	347,200
334,000	336,000	187,200	434,000	436,000	267,200	534,000	536,000	538,000	538,000	348,800	348,800
336,000	338,000	188,800	436,000	438,000	268,800	536,000	538,000	540,000	540,000	350,400	350,400
338,000	340,000	190,400	438,000	440,000	270,400	538,000	540,000	542,000	542,000	352,000	352,000
340,000	342,000	192,000	440,000	442,000	272,000	540,000	542,000	544,000	544,000	353,600	353,600
342,000	344,000	193,600	442,000	444,000	273,600	542,000	544,000	546,000	546,000	355,200	355,200
344,000	346,000	195,200	444,000	446,000	275,200	544,000	546,000	548,000	548,000	356,800	356,800
346,000	348,000	196,800	446,000	448,000	276,800	546,000	548,000	550,000	550,000	358,400	358,400
348,000	350,000	198,400	448,000	450,000	278,400	548,000	550,000	552,000	552,000	360,000	360,000
350,000	352,000	200,000	450,000	452,000	280,000	550,000	552,000	554,000	554,000	361,600	361,600
352,000	354,000	201,600	452,000	454,000	281,600	552,000	554,000	556,000	556,000	363,200	363,200
354,000	356,000	203,200	454,000	456,000	283,200	554,000	556,000	558,000	558,000	364,800	364,800
356,000	358,000	204,800	456,000	458,000	284,800	556,000	558,000	560,000	560,000	366,400	366,400
358,000	360,000	206,400	458,000	460,000	286,400	558,000	560,000	562,000	562,000	368,000	368,000
360,000	362,000	208,000	460,000	462,000	288,000	560,000	562,000	564,000	564,000	369,600	369,600
362,000	364,000	209,600	462,000	464,000	289,600	562,000	564,000	566,000	566,000	371,200	371,200
364,000	366,000	211,200	464,000	466,000	291,200	564,000	566,000	568,000	568,000	372,800	372,800
366,000	368,000	212,800	466,000	468,000	292,800	566,000	568,000	570,000	570,000	374,400	374,400
368,000	370,000	214,400	468,000	470,000	294,400	568,000	570,000	572,000	572,000	376,000	376,000
370,000	372,000	216,000	470,000	472,000	296,000	570,000	572,000	574,000	574,000	377,600	377,600
372,000	374,000	217,600	472,000	474,000	297,600	572,000	574,000	576,000	576,000	379,200	379,200
374,000	376,000	219,200	474,000	476,000	299,200	574,000	576,000	578,000	578,000	380,800	380,800
376,000	378,000	220,800	476,000	478,000	300,800	576,000	578,000	580,000	580,000	382,400	382,400
378,000	380,000	222,400	478,000	480,000	302,400	578,000	580,000	582,000	582,000	384,000	384,000
380,000	382,000	224,000	480,000	482,000	304,000	580,000	582,000	584,000	584,000	385,600	385,600
382,000	384,000	225,600	482,000	484,000	305,600	582,000	584,000	586,000	586,000	387,200	387,200
384,000	386,000	227,200	484,000	486,000	307,200	584,000	586,000	588,000	588,000	388,800	388,800
386,000	388,000	228,800	486,000	488,000	308,800	586,000	588,000	590,000	590,000	390,400	390,400
388,000	390,000	230,400	488,000	490,000	310,400	588,000	590,000	592,000	592,000	392,000	392,000
390,000	392,000	232,000	490,000	492,000	312,000	590,000	592,000	594,000	594,000	393,600	393,600
392,000	394,000	233,600	492,000	494,000	313,600	592,000	594,000	596,000	596,000	395,200	395,200
394,000	396,000	235,200	494,000	496,000	315,200	594,000	596,000	598,000	598,000	396,800	396,800
396,000	398,000	236,800	496,000	498,000	316,800	596,000	598,000	600,000	600,000	398,400	398,400
398,000	400,000	238,400	498,000	500,000	318,400	598,000	600,000	602,000	602,000	400,000	400,000
400,000	402,000	240,000	500,000	502,000	320,000	600,000	602,000	604,000	604,000	401,600	401,600
402,000	404,000	241,600	502,000	504,000	321,600	602,000	604,000	606,000	606,000	403,200	403,200
404,000	406,000	243,200	504,000	506,000	323,200	604,000	606,000	608,000	608,000	404,800	404,800
406,000	408,000	244,800	506,000	508,000	324,800	606,000	608,000	610,000	610,000	406,400	406,400

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

三九〇

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

給与等の金額			給与所得控除後の給与			給与等の金額			給与所得控除後の給与			給与等の金額			給与所得控除後の給与		
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
608,000	610,000	406,400	708,000	710,000	486,400	808,000	810,000	566,400	610,000	612,000	488,000	810,000	812,000	568,000	612,000	614,000	490,600
612,000	614,000	408,000	710,000	712,000	488,000	812,000	814,000	569,600	614,000	616,000	411,200	814,000	816,000	571,200	616,000	618,000	412,800
618,000	620,000	414,400	718,000	720,000	494,400	818,000	820,000	574,400	620,000	622,000	416,000	820,000	822,000	576,000	622,000	624,000	417,600
622,000	624,000	416,000	720,000	722,000	496,000	822,000	824,000	577,600	624,000	626,000	419,200	824,000	826,000	579,200	626,000	628,000	420,800
628,000	630,000	422,400	728,000	730,000	502,400	828,000	830,000	582,400	630,000	632,000	424,000	830,000	832,000	584,000	632,000	634,000	425,600
632,000	634,000	424,000	730,000	732,000	504,000	832,000	834,000	585,600	634,000	636,000	427,200	834,000	836,000	587,200	636,000	638,000	428,800
638,000	640,000	430,400	738,000	740,000	510,400	838,000	840,000	590,400	640,000	642,000	432,000	840,000	842,000	592,000	642,000	644,000	433,600
642,000	644,000	432,000	740,000	742,000	512,000	842,000	844,000	593,600	644,000	646,000	435,200	844,000	846,000	595,200	646,000	648,000	436,800
648,000	650,000	438,400	748,000	750,000	518,400	848,000	850,000	598,400	650,000	652,000	440,000	850,000	852,000	600,000	652,000	654,000	441,600
652,000	654,000	440,000	750,000	752,000	520,000	852,000	854,000	601,600	654,000	656,000	443,200	854,000	856,000	603,200	656,000	658,000	444,800
656,000	660,000	446,400	758,000	760,000	526,400	858,000	860,000	606,400	660,000	662,000	448,000	860,000	862,000	608,000	662,000	664,000	449,600
662,000	664,000	448,000	760,000	762,000	528,000	862,000	864,000	609,600	664,000	666,000	451,200	864,000	866,000	611,200	666,000	668,000	452,800
668,000	670,000	454,400	768,000	770,000	534,400	868,000	870,000	614,400	670,000	672,000	456,000	870,000	872,000	616,000	672,000	674,000	457,600
672,000	674,000	456,000	770,000	772,000	536,000	872,000	874,000	617,600	674,000	676,000	459,200	874,000	876,000	619,200	676,000	678,000	460,800
678,000	680,000	462,400	778,000	780,000	542,400	878,000	880,000	622,400	680,000	682,000	464,000	880,000	882,000	624,000	682,000	684,000	465,600
682,000	684,000	464,000	780,000	782,000	544,000	882,000	884,000	625,600	684,000	686,000	467,200	884,000	886,000	627,200	686,000	688,000	468,800
686,000	690,000	468,000	786,000	788,000	548,800	886,000	888,000	628,800	690,000	692,000	470,400	888,000	890,000	630,400	692,000	694,000	472,000
692,000	694,000	472,000	790,000	792,000	552,000	890,000	892,000	632,000	694,000	696,000	473,600	892,000	894,000	633,600	696,000	698,000	475,200
696,000	700,000	476,800	796,000	798,000	556,800	896,000	898,000	636,800	700,000	702,000	480,000	896,000	898,000	638,400	702,000	704,000	481,600
702,000	704,000	480,000	800,000	802,000	560,000	900,000	902,000	640,000	704,000	706,000	483,200	902,000	904,000	641,700	706,000	708,000	484,800
706,000	708,000	484,800	806,000	808,000	564,800	906,000	908,000	645,150									

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
908,000	910,000	646,850	988,000	990,000	715,650	1,068,000	1,070,000	784,450
910,000	912,000	648,600	990,000	992,000	717,400	1,070,000	1,072,000	786,200
912,000	914,000	650,300	992,000	994,000	719,100	1,072,000	1,074,000	787,900
914,000	916,000	652,000	994,000	996,000	720,800	1,074,000	1,076,000	789,600
916,000	918,000	653,750	996,000	998,000	722,550	1,076,000	1,078,000	791,350
918,000	920,000	655,450	998,000	1,000,000	724,250	1,078,000	1,080,000	793,050
920,000	922,000	657,200	1,000,000	1,002,000	726,000	1,080,000	1,082,000	794,800
922,000	924,000	658,900	1,002,000	1,004,000	727,700	1,082,000	1,084,000	796,500
924,000	926,000	660,600	1,004,000	1,006,000	729,400	1,084,000	1,086,000	798,200
926,000	928,000	662,350	1,006,000	1,008,000	731,150	1,086,000	1,088,000	799,950
928,000	930,000	664,050	1,008,000	1,010,000	732,850	1,088,000	1,090,000	801,650
930,000	932,000	665,800	1,010,000	1,012,000	734,600	1,090,000	1,092,000	803,400
932,000	934,000	667,500	1,012,000	1,014,000	736,300	1,092,000	1,094,000	805,100
934,000	936,000	669,200	1,014,000	1,016,000	738,000	1,094,000	1,096,000	806,800
936,000	938,000	670,950	1,016,000	1,018,000	739,750	1,096,000	1,098,000	808,550
938,000	940,000	672,650	1,018,000	1,020,000	741,450	1,098,000	1,100,000	810,250
940,000	942,000	674,400	1,020,000	1,022,000	743,200			
942,000	944,000	676,100	1,022,000	1,024,000	744,900			
944,000	946,000	677,800	1,024,000	1,026,000	746,600			
946,000	948,000	679,550	1,026,000	1,028,000	748,350			
948,000	950,000	681,250	1,028,000	1,030,000	750,050	1,100,000	2,100,000	給与等の金額に96%を乗じて算出した金額から244,000円を控除した金額
950,000	952,000	683,000	1,030,000	1,032,000	751,800			
952,000	954,000	684,700	1,032,000	1,034,000	753,500			
954,000	956,000	686,400	1,034,000	1,036,000	755,200			
956,000	958,000	688,150	1,036,000	1,038,000	756,950			
958,000	960,000	689,850	1,038,000	1,040,000	758,650	2,100,000	3,100,000	給与等の金額に98%を乗じて算出した金額から286,000円を控除した金額
960,000	962,000	691,600	1,040,000	1,042,000	760,400			
962,000	964,000	693,300	1,042,000	1,044,000	762,100			
964,000	966,000	695,000	1,044,000	1,046,000	763,800			
966,000	968,000	696,750	1,046,000	1,048,000	765,550			
968,000	970,000	698,450	1,048,000	1,050,000	767,250	3,100,000 円以上		給与等の金額から348,000円を控除した金額
970,000	972,000	700,200	1,050,000	1,052,000	769,000			
972,000	974,000	701,900	1,052,000	1,054,000	770,700			
974,000	976,000	703,600	1,054,000	1,056,000	772,400			
976,000	978,000	705,350	1,056,000	1,058,000	774,150			
978,000	980,000	707,050	1,058,000	1,060,000	775,850			
980,000	982,000	708,800	1,060,000	1,062,000	777,600			
982,000	984,000	710,500	1,062,000	1,064,000	779,300			
984,000	986,000	712,200	1,064,000	1,066,000	781,000			
986,000	988,000	713,950	1,066,000	1,068,000	782,750			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が1,100,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

附則別表第六 昭和44年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
4,000円未満	0	102,000円	104,000円	4,900円	274,000円	278,000円	13,500円	
4,000円	6,000円	100	104,000	106,000	5,000	278,000	282,000	13,700
6,000円	8,000円	200	106,000	108,000	5,100	282,000	286,000	13,900
8,000円	10,000円	300	108,000	110,000	5,200	286,000	290,000	14,100
10,000円	12,000円	400	110,000	112,000	5,300	290,000	294,000	14,300
12,000円	14,000円	500	112,000	114,000	5,400	294,000	298,000	14,500
14,000円	16,000円	600	114,000	116,000	5,500	298,000	302,000	14,700
16,000円	18,000円	700	116,000	118,000	5,600	302,000	306,000	14,900
18,000円	20,000円	800	118,000	120,000	5,700	306,000	310,000	15,100
20,000円	22,000円	900	120,000	122,000	5,800	310,000	314,000	15,300
22,000円	24,000円	1,000	122,000	124,000	5,900	314,000	318,000	15,500
24,000円	26,000円	1,100	124,000	126,000	6,000	318,000	322,000	15,700
26,000円	28,000円	1,200	126,000	128,000	6,100	322,000	326,000	15,900
28,000円	30,000円	1,300	128,000	130,000	6,200	326,000	330,000	16,100
30,000円	32,000円	1,400	130,000	134,000	6,300	330,000	334,000	16,300
32,000円	34,000円	1,500	134,000	138,000	6,500	334,000	338,000	16,500
34,000円	36,000円	1,600	138,000	142,000	6,700	338,000	342,000	16,700
36,000円	38,000円	1,700	142,000	146,000	6,900	342,000	346,000	16,900
38,000円	40,000円	1,800	146,000	150,000	7,100	346,000	350,000	17,100
40,000円	42,000円	1,900	150,000	154,000	7,300	350,000	354,000	17,300
42,000円	44,000円	2,000	154,000	158,000	7,500	354,000	358,000	17,500
44,000円	46,000円	2,100	158,000	162,000	7,700	358,000	362,000	17,700
46,000円	48,000円	2,200	162,000	166,000	7,900	362,000	366,000	17,900
48,000円	50,000円	2,300	166,000	170,000	8,100	366,000	370,000	18,100
50,000円	52,000円	2,400	170,000	174,000	8,300	370,000	374,000	18,300
52,000円	54,000円	2,500	174,000	178,000	8,500	374,000	378,000	18,500
54,000円	56,000円	2,600	178,000	182,000	8,700	378,000	382,000	18,700
56,000円	58,000円	2,700	182,000	186,000	8,900	382,000	386,000	18,900
58,000円	60,000円	2,800	186,000	190,000	9,100	386,000	390,000	19,100
60,000円	62,000円	2,900	190,000	194,000	9,300	390,000	396,000	19,300
62,000円	64,000円	3,000	194,000	198,000	9,500	396,000	402,000	19,600
64,000円	66,000円	3,100	198,000	202,000	9,700	402,000	408,000	19,900
66,000円	68,000円	3,200	202,000	206,000	9,900	408,000	414,000	20,200
68,000円	70,000円	3,300	206,000	210,000	10,100	414,000	420,000	20,500
70,000円	72,000円	3,400	210,000	214,000	10,300	420,000	426,000	20,800
72,000円	74,000円	3,500	214,000	218,000	10,500	426,000	432,000	21,100
74,000円	76,000円	3,600	218,000	222,000	10,700	432,000	438,000	21,400
76,000円	78,000円	3,700	222,000	226,000	10,900	438,000	444,000	21,700
78,000円	80,000円	3,800	226,000	230,000	11,100	444,000	450,000	22,000
80,000円	82,000円	3,900	230,000	234,000	11,300	450,000	456,000	22,300
82,000円	84,000円	4,000	234,000	238,000	11,500	456,000	462,000	22,600
84,000円	86,000円	4,100	238,000	242,000	11,700	462,000	468,000	22,900
86,000円	88,000円	4,200	242,000	246,000	11,900	468,000	474,000	23,200
88,000円	90,000円	4,300	246,000	250,000	12,100	474,000	480,000	23,500
90,000円	92,000円	4,400	250,000	254,000	12,300	480,000	486,000	23,800
92,000円	94,000円	4,500	254,000	258,000	12,500	486,000	492,000	24,100
94,000円	96,000円	4,600	258,000	262,000	12,700	492,000	498,000	24,400
96,000円	98,000円	4,700	262,000	266,000	12,900	498,000	504,000	24,700
98,000円	100,000円	4,800	266,000	270,000	13,100	504,000	510,000	25,000
100,000円	102,000円	4,900	270,000	274,000	13,300	510,000	516,000	25,300

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
516,000	522,000	25,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	74,900
522,000	528,000	25,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	75,700
528,000	534,000	26,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	76,400
534,000	540,000	26,500	852,000	860,000	47,600	1,252,000	1,260,000	77,200
540,000	546,000	26,800	860,000	868,000	48,200	1,260,000	1,268,000	77,900
546,000	552,000	27,100	868,000	876,000	48,800	1,268,000	1,276,000	78,600
552,000	558,000	27,400	876,000	884,000	49,300	1,276,000	1,284,000	79,400
558,000	564,000	27,700	884,000	892,000	49,900	1,284,000	1,292,000	80,100
564,000	570,000	28,000	892,000	900,000	50,500	1,292,000	1,300,000	80,900
570,000	576,000	28,300	900,000	908,000	51,100	1,300,000	1,310,000	81,600
576,000	582,000	28,600	908,000	916,000	51,600	1,310,000	1,320,000	82,500
582,000	588,000	28,900	916,000	924,000	52,200	1,320,000	1,330,000	83,500
588,000	594,000	29,200	924,000	932,000	52,800	1,330,000	1,340,000	84,400
594,000	600,000	29,500	932,000	940,000	53,300	1,340,000	1,350,000	85,300
600,000	606,000	29,800	940,000	948,000	53,900	1,350,000	1,360,000	86,200
606,000	612,000	30,200	948,000	956,000	54,500	1,360,000	1,370,000	87,200
612,000	618,000	30,600	956,000	964,000	55,000	1,370,000	1,380,000	88,100
618,000	624,000	31,000	964,000	972,000	55,600	1,380,000	1,390,000	89,000
624,000	630,000	31,500	972,000	980,000	56,200	1,390,000	1,400,000	89,900
630,000	636,000	31,900	980,000	988,000	56,700	1,400,000	1,410,000	90,900
636,000	642,000	32,300	988,000	996,000	57,300	1,410,000	1,420,000	91,800
642,000	648,000	32,700	996,000	1,004,000	57,900	1,420,000	1,430,000	92,700
648,000	654,000	33,200	1,004,000	1,012,000	58,400	1,430,000	1,440,000	93,600
654,000	660,000	33,600	1,012,000	1,020,000	59,000	1,440,000	1,450,000	94,600
660,000	666,000	34,000	1,020,000	1,028,000	59,600	1,450,000	1,460,000	95,500
666,000	672,000	34,400	1,028,000	1,036,000	60,100	1,460,000	1,470,000	96,400
672,000	678,000	34,900	1,036,000	1,044,000	60,700	1,470,000	1,480,000	97,300
678,000	684,000	35,300	1,044,000	1,052,000	61,300	1,480,000	1,490,000	98,300
684,000	690,000	35,700	1,052,000	1,060,000	61,800	1,490,000	1,500,000	99,200
690,000	696,000	36,100	1,060,000	1,068,000	62,400	1,500,000	1,510,000	100,100
696,000	702,000	36,600	1,068,000	1,076,000	63,000	1,510,000	1,520,000	101,000
702,000	708,000	37,000	1,076,000	1,084,000	63,500	1,520,000	1,530,000	102,000
708,000	714,000	37,400	1,084,000	1,092,000	64,100	1,530,000	1,540,000	102,900
714,000	720,000	37,800	1,092,000	1,100,000	64,700	1,540,000	1,550,000	103,800
720,000	726,000	38,300	1,100,000	1,108,000	65,300	1,550,000	1,560,000	104,700
726,000	732,000	38,700	1,108,000	1,116,000	65,800	1,560,000	1,570,000	105,700
732,000	738,000	39,100	1,116,000	1,124,000	66,400	1,570,000	1,580,000	106,600
738,000	744,000	39,500	1,124,000	1,132,000	67,000	1,580,000	1,590,000	107,500
744,000	750,000	40,000	1,132,000	1,140,000	67,500	1,590,000	1,600,000	108,400
750,000	756,000	40,400	1,140,000	1,148,000	68,100	1,600,000	1,610,000	109,400
756,000	762,000	40,800	1,148,000	1,156,000	68,700	1,610,000	1,620,000	110,300
762,000	768,000	41,300	1,156,000	1,164,000	69,200	1,620,000	1,630,000	111,200
768,000	774,000	41,700	1,164,000	1,172,000	69,800	1,630,000	1,640,000	112,100
774,000	780,000	42,100	1,172,000	1,180,000	70,400	1,640,000	1,650,000	113,100
780,000	788,000	42,500	1,180,000	1,188,000	70,900	1,650,000	1,660,000	114,000
788,000	796,000	43,100	1,188,000	1,196,000	71,500	1,660,000	1,670,000	114,900
796,000	804,000	43,700	1,196,000	1,204,000	72,100	1,670,000	1,680,000	115,800
804,000	812,000	44,200	1,204,000	1,212,000	72,700	1,680,000	1,690,000	116,800
812,000	820,000	44,800	1,212,000	1,220,000	73,500	1,690,000	1,700,000	117,700
820,000	828,000	45,400	1,220,000	1,228,000	74,200	1,700,000	1,710,000	118,600

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,710,000	1,720,000	119,500	4,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から205,100円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,541,500円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	120,500						
1,730,000	1,740,000	121,400						
1,740,000	1,750,000	122,300						
1,750,000	1,760,000	123,200						
1,760,000	1,770,000	124,200	4,400,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15.6%を乗じて算出した金額から281,500円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,541,500円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	125,100						
1,780,000	1,790,000	126,000						
1,790,000	1,800,000	126,900						
1,800,000	1,810,000	127,900						
1,810,000	1,820,000	128,800	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.1%を乗じて算出した金額から306,500円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から4,041,500円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	129,700						
1,830,000	1,840,000	130,600						
1,840,000	1,850,000	131,600						
1,850,000	1,860,000	132,500						
1,860,000	1,870,000	133,400	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19.25%を乗じて算出した金額から435,500円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,291,500円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	134,300						
1,880,000	1,890,000	135,300						
1,890,000	1,900,000	136,200						
1,900,000	1,910,000	137,100						
1,910,000	1,920,000	138,000	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.35%を乗じて算出した金額から603,500円を控除した金額	120,000,000	130,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35.6%を乗じて算出した金額から7,011,500円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	139,000						
1,930,000	1,940,000	139,900						
1,940,000	1,950,000	140,800						
1,950,000	1,960,000	141,700						
1,960,000	1,970,000	142,700	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.85%を乗じて算出した金額から753,500円を控除した金額	130,000,000	以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から9,481,500円を控除した金額
1,970,000	1,980,000	143,600						
1,980,000	1,990,000	144,500						
1,990,000	2,000,000	145,400						
2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11.35%を乗じて算出した金額から80,000円を控除した金額	12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23.5%を乗じて算出した金額から831,500円を控除した金額			
3,000,000	4,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.5%を乗じて算出した金額から146,100円を控除した金額	14,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,041,500円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

2

第三十一条第一項中「昭和二十七年十一月三十日」を「その年の十五年前の年の十二月三十一日」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる山林の譲渡の日の属する年の十五年前の年の翌年一月一日」に改め、各号を削る。

第三十三条の二第一項中「昭和四十四年十二月三十一日」を「昭和四十六年十二月三十一日」に改め、

〔その伐採又は譲渡の日の属する年の十五年前の年〕の翌年一月一日に改める。

等による譲渡に対する所得税法第三十二条又は

い場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額」とする。

る取入金額から必要経費を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から千二百万円（当該残額に相当する金額が千二百万円に満たない場合には、当該残額

に相当する金額)を控除した金額とする。

る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から千二百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額(類)を控除した金額とする。

第三十三条の二第六項を削り、同条第五項中の第一項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項」とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「同項に規定する残額に相当する金額が千二百万円をこえる場合には」を同項の規定の適用があるものとした場合においてもその年分の確定申告書を提出しなければならない者については「に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「収用換

当該譲渡に係る譲渡所得の金額（同法第三十三
条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額の控
除をしないで計算した金額とし、次項において
適用される同法第六十九条から第七十一条まで
の規定の適用がある場合には、その適用後の金
額とする。第一号において「短期譲渡所得の金
額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちい
ずれか多い金額に相当する所得税を課する。

一 短期譲渡所得の金額（次項において準用す
る第三十一条第三項第二号の規定により適用
される所得税法第七十二条から第八十七条まで
の規定の適用がある場合には、その適用後の金
額。次号において「課税短期譲渡所得金額
額」という。）の百分の四十に相当する金額

二 課税短期譲渡所得金額につきの項の規定
の適用がないものとした場合に算出される所
得税の額として政令で定めるところにより計
算した金額の百分の百十に相当する金額

第三十一条第三項の規定は、前項の規定の適
用がある場合について準用する。この場合にお
いて、同条第三項中「第三十一条第一項」とある
のは「第三十二条第一項」と、「長期譲渡所得の課
税」とある場合は「长期譲渡所得」として取扱
される。

税の特例」とあるのは「短期譲渡所得の課税の特例」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「課税長期譲渡所得金額」とあるのは「課税短期譲渡所得金額」と読み替えるものとする。

第三十八条の十二項中「ない場合には、適用しない」を「ある場合に限り、適用する」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

第三十八条の十を第三十七条の五とし、同条の前に次の四款及び款名を加える。

土地等の全部又は一部につき第三十五条、第三十七条又は第三十七条の四の規定の適用を受けける場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十二条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額は、同条第二項の規定にかかわらず、六百万円（次号の規定により適用される第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額）と当該土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額とのいずれか低い金額とす

第五款 特定事業の用地買収等の場合
の譲渡所得の特別控除

(日本住宅公団等が行なう土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)

二 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から六百万円(短期譲渡所得の金額のうち第二十一条第一項の規定に該当する土地等の譲渡所得に係る部分の金額が六百万円に満たない場合)に

2 前項の規定は、同項の規定の適用があるものとした場合においてもその年分の確定申告書を提出しなければならない者については、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、事業施行者から交付を受けた同項の土地等の買取りがあつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 事業施行者は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の土地等の買取りに係る支払に関する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額」とする。

した場合の譲渡所得の特別控除)

第三十四条の二 個人の有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買取られる場合に該当することとなつた場合には、その者がその年中にその譲渡することとなつた土地等の全部又は一部につき第三十五条、第三十七条又は第三十一条の四の規定の適用を受ける場合を除き、これららの全部の土地等の譲渡に対する第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額は、同条第一項の規定にかかわらず、三百万円(次号の規定により適用される第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額)と当該土地等の譲渡に係る长期譲渡所得の金額とのいずれか低い金額とする。
- 二 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から三百万円(短期譲渡所得の金額のうち第三十四条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が三百万円に満たない場合には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額」とする。

2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買取られる場合は、次に掲げる場合をいう。

一 都市計画法第八条第一項第一号の用途地域に関する都市計画が定められた地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、地方公共団体(その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。第四号において同じ。)日本住宅公団、地方住宅供給公社又は日本労働者住宅協会が行なう当該地域の用

途の区分に応じた一団地(その面積が十ヘクタール以上のものに限る。)の宅地造成のために買取られる場合(第三十三条第一項第二号、第三十三条の二第一項第一号又は前条第一項の規定の適用がある場合を除く。)

3 整備に関する法律(昭和四十一年法律第二百三号)第十三条第一項、防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第二百三十五号)第五条第三項又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第二百十号)第九条第三項その他政令で定める法律の規定により買取られる場合

四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により史跡として指定された土地が国又は地方公共団体に買取られる場合

五 都市計画法第二十九条の許可を受けて、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれる一団の宅地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が建設大臣の承認を受けて指定したもののに供するために買取られる場合(昭和四十五年十二月三十一日までの間に買取られる場合に限る。)

六 指定を適用する場合について、同条第二項は、前条各号の買取りをする者について、それが準用する。この場合において、同条第二項中「事業施行者」とあるのは、「次条第二項各号の中「事業施行者」とあるのは、「次条第二項各号の買取りをする者」と読み替えるものとする。

控除

(居住用財産の譲渡所得の特別控除)

第三十五条 個人が、その居住の用に供している家屋で政令で定めるものの譲渡をし、当該家屋とともにその敷地の用に供されている土地若し

くは当該土地の上に存する権利の譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下次条までにおいて同じ。)をし、又は災害により滅失した当該家屋の敷地の用に供されていた土地若しくは当該土地の上に存する権利(建物又は堅固な構築物の敷地の用に供されていてそれを除く。)の譲渡をその災害のあつた日から一年以内にした場合(当該個人の配偶者その他該個人と政令で定める特別の関係がある者に対して譲渡をした場合を除く。)には、これらの資産の全部又は一部につき第三十三条から第三十三条の四までの規定の適用を受ける場合及びその

ハ 当該事業により造成された宅地の処分予定価額が政令で定める金額以下であること。

ニ その他政令で定める要件

- 一 都市計画法第五十六条第一項、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第十二条第一項、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第二百一号)第十二条第一項、近畿圏の保全区域の

年の前年又は前前年において既にこの項の規定の適用を受けている場合を除き、これらの全部の資産の譲渡に対する第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額は、同条第二項の規定にかかわ

第三十二条第一項の規定により適用される
には、同項の規定により控除される金額を控
除した金額)と当該資産の譲渡に係る長期譲
渡所得の金額とのいずれか低い金額とする。

の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から
五条第一項の規定に該当する資産の譲渡に係
る部分の金額が千万円に満たない場合には、
当該資産の譲渡に係る部分の金額」を控除し

前項の規定は、その適用を受けようとする者

の同項に規定する資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定に該当する事情の記載があり、かつ、当該譲渡による譲渡所得の

金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。
税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告書

書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例

(特定の事業用資産の買換その場合の譲渡所得
の課税の特例) 例 第八款 特定の事業用資産の買換その
場合等の譲渡所得の課税の特
第一項に規定する短期譲渡所得の金額を合計し
たところにより算定するものとする。
三十二条第一項各号に掲げる金額は、当該二以
上の規定及び前項の規定により適用される同条
のうちの二以上の規定の適用があるときは、第

第三十七条 個人が、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に、その有する資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条及び第三十七条の四において同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下第三十七条の四までにおいて同じ。）の用に供しているもの（譲渡（譲渡所得の基団となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの及び贈与、交換

議	渡	資	産	買	換	資	産
一 次に掲げる区域（政令で定める区域を除く。以下この表において「既成市街地等」という。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）又は構築物（これらの資産のうち、第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）	既成市街地等以外の地域内（所得税法の施行地内に限る。以下この表において同じ。）にある次に掲げる資産	イ　土地等（農業又は林業の用に供されるものにあつては、都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（第五号において「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。	ロ　イに掲げる土地等の取得に伴い取得をされる建物、構築物又は機械及び装置で、当該土地等において事業の用に供されるもの	ロ 近畿圈整備法（昭和三十一年法律第八 三十三号）第二条第三項に規定する既成 市街地 都市区域	ロ 二十九号）第二条第三項に規定する既成	ロ 二十九号）第二条第三項に規定する既成	ロ 二十九号）第二条第三項に規定する既成

イ　土地等（農業又は林業の用に供されるものにあつては、都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（第五号において「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。）

ロ　イに掲げる土地等の取得に伴い取得をさる建物、構築物又は機械及び装置で、当該土地等において事業の用に供されるもの

四、近畿圈整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域

	<p>ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>
二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項に規定する指定地域（既成市街地等を除く。以下この号において「大気汚染地域」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、同条第三項に規定するばい煙発生施設（これに類する施設で鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「ばい煙発生施設等」という。）の移転又は廃棄に伴い譲渡をされたもの（これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）	<p>大気汚染地域及び既成市街地等以外の地域内にある前号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、ばい煙発生施設等の設置に伴い取得をされるもの</p>
三 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域（既成市街地等を除く。以下この号において「騒音規制地域」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、同法第二条第一項に規定する特定施設（これに類する施設で鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「騒音発生施設」という。）の移転又は廃棄に伴い譲渡をされたもの（これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）	<p>騒音規制地域及び既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、騒音発生施設の設置に伴い取得をされるもの</p>
四 公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第八百八十一号）第五条第一項に規定する指定水域（以下この号において「指定水域」という。）に工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第八百一十二号）第二条第一項に規定する汚水等（以下この号において「汚水等」という。）を排出する同項に規定する特定施設（これに類する施設で鉱業その他の政令で定める事業	<p>既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、汚水等排出施設（指定水域に汚水等を排出するものを除く。）の設置に伴い取得をされるもの</p>

<p>の用に供するものを含む。以下この号において「汚水等排出施設」という。)の移転又は廃棄に伴い譲渡をされる土地等、建物又は構築物(これらの資産のうち既成市街地等内にあるもの及び次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)</p>	<p>五 市街化区域又は既成市街地等の地域内にある農業又は林業の用に供される土地等、建物又は構築物</p>
<p>六 次に掲げる区域(以下この号及び次号において「誘致区域」という。)以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第一条第六項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域 ロ 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項の規定による流通業務地区 ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域 	<p>六 次に掲げる区域(以下この号及び次号において「誘致区域」という。)以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 土地等(上欄のイ又はロに掲げる区域内にあるものにあつては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のハに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る。) ロ イに掲げる土地等の取得に伴い取得をされる建物、構築物又は機械及び装置で、当該土地等において事業の用に供されるもの
<p>七 次に掲げる区域(以下この号において「新産業都市等」という。)及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第二百四十六号)第三条第一項に規定する工業整備特別地域又は低開発地域工業開発促進法第二条第一項の規定により低開發地域工業開発地区として指定された地区 	<p>七 次に掲げる区域(以下この号において「新産業都市等」という。)及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 新産業都市等内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産(農業又は林業の用に供されるものを除く。)

(号外)	官報	2	(これららの区域のうち政令で定める区域を除く。) ロイに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域
八	既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物	既成市街地等内にある第五号の下欄のイ又は九 既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に地上階数四以上の建物を建築するために譲渡をされるもの	既成市街地等内にある上欄に規定する地上階数四以上の建物、当該建物の敷地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構築物
十	所得税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、次のイ及びロに該当するものイ 当該資産が当該個人により昭和四十四年一月一日前に取得(建設を含む。)において同じ)をされたものであること。 ロ 当該資産が当該個人によりその取得の日から譲渡の日まで引き続き五年を経て所有されていること。	所得税法の施行地において事業の用に供される減価償却資産	既成市街地等内にある上欄に規定する地上階数四以上の建物で、当該建物の敷地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構築物
2	前項の規定を適用する場合において、その年中の買換資産のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該年中において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積に政令で定める倍数を乗じて計算した面積をとえるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちそのこえる部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないも	3 前二項の規定は、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十一月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中(前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内。次条第二項第二号において同じ。)に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内)に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以	4 第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日の間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中(前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内。次条第二項第二号において同じ。)に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内)に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以

- 内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供された場合(当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替えるものとする。
- 5 第一項(前二項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた場合には、第一項の資産の譲渡に係る第三十一条第一項の規定の適用については、同項の課税長期譲渡所得金額は、同項に規定する長期譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とする。
- 6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の同項の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に關する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。
- 7 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該取得をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
- 8 第三十三条第七項の規定は、第六項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。

る。この場合において、同条第七項中「代替資産」とあるのは、「買換資産」と読み替えるものとする。

第一項及び第五項から前項までに定めるもの
のほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表の
二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合
における同項の規定により譲渡がなかつたもの
とされる部分の金額の計算その他の同項の規定の
適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(特定の事業用資産の買換との場合の更正の請求
、修正申告等)

た者は、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を同項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供しない場合又は供しなくなつた場合には、これら的事情に該当することとなつた日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

2 前条第四項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となる場合には、当該買換資産の取得をした日から四月以内に同条第四項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるものとし、同号に該当す

る場合で不足額を生ずることとなつたときは、当該買換は第二号に該当するときであつては、当該買換資産の取得をした日又は同号に該当する事情が生じた日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないものとする。

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第四項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対し過不足額があるとき。

二 前条第四項に規定する譲渡の日の属する年の翌年中に買換資産の取得をせず、又は同項に規定する取得の日から一年以内に、買換資産を同項に規定する事業の用に供せず、若しくは供しなくなつた場合

3 第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

4 第三十三条の五第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提

出期限」とあるのは「第三十七条の二第一項又は第二項に規定する提出期限」と、同号中「第三条の五第一項」とあるのは「第二十七条の二第一項又は第一項又は第二項」と読み替えるものとする。
(買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等)
第三十七条の三 第三十七条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた者(前条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第三項の規定による更正を受けたため、第三十七条第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。)の買換資産に係る所得税法第四十九条第一項の規定による償却費の額を計算するとき、又は当該買換資産の取得の日以後その譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。)相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(第三十七条第一項の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額)とする。

一 第三十七条第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額をこえる場合 当該譲渡をした資産の取得価額等のうちそのこえる額

二 第三十七条第一項の譲渡による収入金額が
買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡
をした資産の取得価額等に相当する金額

三 第三十七条第一項の譲渡による収入金額が
買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡
をした資産の取得価額等に満たない額
を加算した金額に相当する金額

2 個人が第三十七条第一項の規定の適用を受け
た場合には、買換資産については、第十一一条か
ら第十二条の二まで及び第十四条から第十六条
までの規定は、適用しない。

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得
の課税の特例)

第三十七条の四 個人が、昭和四十五年一月一日
から昭和五十年十二月三十一日までの間に、そ
の有する資産で第三十七条第一項の表の各号の
上欄に掲げるもののうち事業の用に供している
もの(以下この条において「交換譲渡資産」とい
う。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この
条において「交換取得資産」という。)との交換
(第三十三条の二第一項第二号に規定する交換
その他の政令で定める交換を除く。)をした場合
(当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲
渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得
し、又は支払った場合を含む。)における前三条
の規定の適用については、次に定めるところに
対応する部分以外の部分の額として政令で
定めるところにより計算した金額

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、当該父換譲渡資産は、当該個人が、その交換の日ににおいて、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十七条第一項の譲渡をしたものとみなす。

二、当該父換取得資産は、当該個人が、その交換の日ににおいて、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十七条第一項の取得をしたものとみなす。

第九章 その他の特例

第三十八条の十一第四項中「第三十六条第四項」を「第三十七条の二第三項」に改め、同条第五項中「第三十三条の三」を「第三十三条の五」に、「第十六条第四項」を「第三十七条の二第三項」に、「第三十八条の十一」を「第三十七条の六」に改め、同条第六項中「第六十五条の九第一項」を「第六十五条规定の十一第一項」に改め、同条を第三十七条の六とする。

第三十八条の十二第一項中「第三十三条规定又は第三十三条の二」を「第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条まで」に、「同法第三十二条又は第三十二条若しくは」に、「同法第三十二条第三項に規定する總収入金額から必要経費を控除した残額又は同法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当該資産の譲渡に係る当該残額又は譲渡益に相当する金額から百万円（当該残額又は譲渡益に相当する金額が百万円に満たない場合には、当該残額又

は譲渡益に相当する金額)を控除した金額(当該譲渡益に相当する金額と
額に相当する金額と当該譲渡益に相当する金額と
がともにある場合には、これらの金額から、政会等
で定めるところにより、あわせて百万円(これら
の金額の合計額が百万円に満たない場合には、当
該合計額に相当する金額)を控除した金額)の二分
の一に相当する金額とする」を「次に定めるところ
による」に改め、同項に次の各号を加える。

の規定」に、「第三十八条の十二第一項」を「第三十八条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項（前項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加

四〇六

返済に充てるものである場合には、三・五倍）に相当する金額をこえる場合には、当該一・五倍に相当する金額以上の金額）」を加え、「第一号に規定する者」を「当該家屋若しくはその敷地を貯蔵する機関から取得する場合には、当該貯蔵機関に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号

ついては、十八年)」を削り、「年七分五厘」を「政令で定める率」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「支払」の下に「若しくは賞付金の返済」を加え、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とす

第四十一条の九第一項並びに第四十一条の十一

第一項及び第二項中「昭和四十四年十二月三十一日」を「昭和四十六年十二月三十日」に改める。

第四十一条の十三中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改めた。

「日」を昭和四十五年三月二十「日」に改める

建設後」に、「製作して」を「製作し、若しくは建設して」と、「乗じて計算して」を「乗じて」と「乗じて

計算した金額をいい、次の表の第八号に掲げる機

械及び装置について並該計算した金額が当該取得
価額の四分の一に相当する金額をこえる場合に

三 所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から三百円（当該残額に相当する金額）を控除した金額とする。

四 所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から三百円（当該譲渡益に相当する金額が三百円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額）を控除した金額とする。

第三十八条の十二第六項中「第三十三条の三」を「第三十三条の五」に、「第四項の規定」を「第五項の規定」

の規定に、「第三十九条の十二第四項」を「第三十九条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項（前項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項として、同項の前に次の一項を加え、同条を第三十八条とする。

2 前項の場合において、海外移住者の有する資産の譲渡について同項各号のうち「以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて三百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

四〇六

返済に充てるものである場合には、三・五倍）に相当する金額をこえる場合には、当該一・五倍に相当する金額以上の金額）」を加え、「第一号に規定する者」を「当該家屋若しくはその敷地を貯蔵する機関から取得する場合には、当該貯蔵機関に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号
〔「周伐のための伐採を除く。」〕を削り、同条第八項中「第五十六条の六第一項」を「第五十六条の七第一項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十六条の七とする。

第一項に規定する法人が昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において同項の規定の適用を受けた場合には、当該法人の当該各事業年度のうち最初にその適用を受けた事業年度以後の各事業年度において第五十条第一項に規定することの工事のために支出をした金額については、同項の規定は、適用しない。

第五十六条の五を第五十六条の六とし、第五十六条の四の次に次の二条を加える。

第五十六条の五 青色申告書を提出する法人で第
四十三条第一項の表の第八号に規定するもの

が、各事業年度(解散(合併による解散を除く。))

の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、同号に規定する機械及び装置

(以下この条において「発電設備」という。)の償却に係る費用に充てるため、同号に規定する工

事」とし、政令で定める期間内に当該発電設備の取扱いを止めることとする。

の取得のために支出する金額の三分の一（三三三）

る対外支払手段により支出するものとして政令で定める金額については、九分の一に相当する金額（当該金額が当該支出する金額の四分の一

(二) 税制特別措置法の一部を改正する法律案
一に相当する金額をとる場合には、当該四分の一に相当する金額を以下に規定する方法(確立した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により原子力発電工事償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
前項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が同項の発電設備を取得してこれをその事業の用に供した場合において、当該発電設備につき第四十三条第一項又は同項に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるときは、その用に供した日において有する当該原子力発電工事償却準備金の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

償却準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度から繰り越された原子力発電工事償却準備金の金額をこえる場合に

は、当該金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金

額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一、解散した場合 当該解散の日における原子
力発電工事償却準備金の金額（合併により解

散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合に
おいて原子力発電工事費却準備金の金額を取
りくずした場合 その取りくずした日における

る原子力発電工事費却準備金の金額のうちその取りくすした金額に相当する金額

第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り

消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取

消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした

四〇八

日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における原子力発電工事償却準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該原子力発電工事償却準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

第三項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十四条第八項から第十項までの規定は、第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第二項」とあるのは、「第五十六条の五第三項」と読み替えるものとする。

第五十七条第一項及び第二項並びに第五十八条第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第五十九条第一項中「第十号」を「第十一号」に改める。

号)」を加える。

第六十一条第一項中「昭和四十四年三月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第六十三条第一項中「昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日まで」を「昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで

に、「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

六十五条の三」を「及び第六十五条の二」に、「以下

第六十五条の二」まで」を「以下」の款に、「第二十

「第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」

「」の款」に改め、「土地区画整理事業」の下に「又は

土地改良法による「土地改良事業」を加え、「同法等

九十二条第三項又は第九十二条第三項」を「第九十

「やがて、『やのこ限る。』を『やのを除く。』又は十種

改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条）

て準用する場合を含む。)に規定する清算金(同注

第五十三条の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第16条及び第16条の四ニハ、ニ達成す

する場合を含む。)の規定により換地又は当該権利

の目的となるべき土地若しくはその部分を定め、

たる。このことは、

第六十四条の二第一項中「経過した日」を「経過する日」に改め、同条第四項後段を削り、同項第

理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により清算金（第六十四条第一項第二号に規定する清算金をいう。以下この項において同じ。）又は土地等及び清算金を取得し、当該清算金の額が換地処分により譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該清算金に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえ、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産のいずれについても第六十四条から前条までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と千二百万円（当該譲渡の日の属する年における収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、前項、この項又は第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号
に次の一項を加え、同条を第六十五条の二とす
る。

その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案
四から第六十五条の六までを削り、第一款の次に
次の三款及び款名を加える。

9 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受

9 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人のこれららの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第三章第六節第三款の款名を削り、第六十五条の九第一項中「経過した日」を「経過する日」に改め、同条を第六十五条の十一とする。

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除

第六十五条の三 法人（清算中の法人を除く。次条において同じ。）が、その有する土地又は土地の上に存する権利（法人税法第一条第二十一号に規定するたな資産に該当するものを除く。以下この条及び次条において「土地等」という。）ために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第一款 特定事業の用地買

第一款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除

本住宅公団等が行なう土地区画整理事業の一環として、土地等を譲渡した場合の所得の特別控除について規定する。この条及び次条において「土地等」といふのは、(1)存する権利(法人税法第二条第二十一号に定めるもの)(2)有する土地又は土地に存する権利(法人税法第二条第二十一号に定するたる御資産に該当するものを除く)である。

第六十五条の六から第六十五条の八までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の額と六百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得産の価額につき、この項の規定により損金のに算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定

5 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用についても同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

四一〇

〔第六十五条の十一〕に、「土地等」を「土地又は
土地の上に存する権利（以下第六十五条の十一まで
において「土地等」という。）」に改め、同条第
四項を次のように改め、同条を第六十五条の九と
する。

4 第一項の規定の適用を受けた土地等について
法人税に關する法令の規定を適用する場合に
は、同項の規定により各事業年度の所得の金額
の計算上損金の額に算入された金額は、当該土
地等の取得価額に算入しない。

の用に供するため譲渡した場合において、当該法人が当該譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額をこえる場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえ、かつ、当該

項の土地等の買取りがあつたことを証する書の他の大蔵省令で定める書類の添附がある
合に限り、適用する。

3 稅務署長は、前項の記載又は添附がない確
由告書等の提出があつた場合においても、そ
記載又は添附がなかつたことについてやむを
ない事情があると認めるときは、当該記載を
た書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定
る書類の提出があつた場合に限り、第一項の
定を適用することができる。

4 事業施行者は、大蔵省令で定めるところに
り、第一項の土地等の買取りに係る支払に関

資産（以下この項において「交換取得資産」といふ。）の種類（当該譲渡により取得した父譲取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額をこえる場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこそ、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等の、

ずれについても第六十五条の六から第六十五条の八までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と三百万円（当該譲渡日の日属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 都市計画法第八条第一項第一号の用途地域に属する都市計画が定められた地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものと含む。第四号において同じ。）、日本住宅公団、地方住宅供給公社又は日本労働者住宅協会が行なう該地域の用途の区分に応じた一団地（その面積が十ヘクタール以上ものに限る。）の宅地造成のため買い取られる場合（第六十四条第一項第二号、第六十五条第一項第一号又は前条第一項の規定の適用がある場合を除く。）

二 第六十四条第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく收用（同項第二号の買取り及び同条第二項第一号の使用を含む。）を行なう者によつて当該收用の対價に充てるため買い取られる場合

三 都市計画法第五十六条第一項、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第一条第一項、首都圏近郊緑地保全法第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十三条第一項、防衛施設周辺の整備等に關する法律第五条第三項又は公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に關する法律第九条第三項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合

四 文化財保護法第六十九条第一項の規定により史跡として指定された土地が国又は地方公共団体に買い取られる場合

五 都市計画法第二十九条の許可を受けて、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれる一団の宅地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が建設大臣の承認を受けて指定したもの用に供するために買い取られる場合（昭和十五年十一月三十一日までの間に買い取られる場合に限る。）

イ 都市計画法第四条第九項に規定する開発区域の面積が政令で定める面積以上であること。

ロ イに規定する開発区域内の道路、公園その他の公共の用に供する空地の面積の合計が当該開発区域の面積の百分の二十五以上であり、かつ、学校その他の公益的施設の敷地が確保されていること。

ハ 当該事業により造成された宅地の処分する権利（以下次条までにおいて「土地等」

とす。

二 その他政令で定める要件

2 前条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について、同条第四項の規定は、前項各号の買取りをする者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「事業施行者」とあるのは、「次条第一項各号の買取りをする者」と読み替えるものとする。

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例

（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）

第六十五条の五 法人がその有する資産の譲渡をした場合において、当該譲渡の日の属する年ににおけるその資産の譲渡につき第六十五条の二第二項、第二項又は第七項の規定と第六十五条の三第一項又は前条第一項の規定との適用を受け、これらの規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額の合計額が千二百万元をこえるときは、これらの規定にかかるわざず、そのこえる部分の金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第四款 特定の資産の買換の場合等の課税の特例

（特定の資産の買換の場合の課税の特例）

第六十五条の六 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）が、昭和四十五年四月一日から昭和五十一年三月三十日までの間に、その有する資産（法人税法第二条第二十一号に規定するたな卸資産を除く。以下この款において同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げるもる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下次条までにおいて「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき（当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。次条第二項において同じ。）、又は供する見込みであるときは、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額に差益割合を乗じて計算した金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの以外のものについては、その確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲 渡 資 産	買 換 資 産
一 次に掲げる区域（政令で定める区域を除く。以下この表において「既成市街地等」という。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利（以下次条までにおいて「土地等」	既成市街地等以外の地域内（法人税法の施行地内に限る。以下この表において同じ。）にある次に掲げる資産

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号（その二） 稟税特別措置法の一部を改正する法律案

		といふ)、建物(その附属設備を含む)。以下の表において同じ)又は構築物(これらの資産のうち、第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)
イ 首都圈整備法第二条第三項に規定する既成市街地	既成市街地	既成市街地等の区域に類するものとして政令で定める区域
ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成市街区	既成市街区	イ又はロに掲げる区域に類するものと
ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域		
二 大気汚染防止法第二条第二項に規定する指定地域(既成市街地等を除く。以下この号において「大気汚染地域」といふ)内にある土地等、建物又は構築物で、同条第三項に規定するばい煙発生施設(これに類する施設で鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「ばい煙発生施設等」といふ)の移転又は廢棄に伴い譲渡をされるもの(これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)	大気汚染地域及び既成市街地等以外の地域内にある前号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、ばい煙発生施設等の設置に伴い取得をされるもの	
三 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域(既成市街地等を除く。以下この号において「騒音規制地域」といふ)内にある土地等、建物又は構築物で、同法第二条第一項に規定する特定施設(これに類する施設で鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「騒音規制施設」といふ)の移転又は廢棄に伴い譲渡をされるもの(これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)	騒音規制地域及び既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、騒音発生施設の設置に伴い取得をされるもの	
四 公共用水域の水質の保全に関する法律第五条第一項に規定する指定水域(以下この号において「指定水域」といふ)に工場排水等の規制に関する法律第二条第二項に規定	既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、汚水等排出施設(指定水域に汚水等を排出するものの除く。)の設置に伴い取得をされるもの	のにつきては、都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域(第五号において「市街化区域」といふ)以外の地域内におけるものに限る。)
五 市街化区域又は既成市街地等の地域内にある農業又は林業の用に供される土地等、建物又は構築物	六 次に掲げる区域(以下この号及び次号において「誘致区域」といふ)以外の地域内にある土地等、建物又は構築物	六 次に掲げる区域(以下この号及び次号において「誘致区域」といふ)以外の地域内にある土地等、建物又は構築物
イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域	ロ 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項の規定による流通業務地区	イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域
ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域		ロ 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項の規定による流通業務地区
七 次に掲げる区域(以下この号において「新産業都市等」といふ)及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物	新産業都市等内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産(農業又は林業の用に供されるもの)を除く。	七 次に掲げる区域(以下この号において「新産業都市等」といふ)及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物
イ 新産業都市建設促進法第三条第四項若しくは第四条第三項の規定により新産業都市の区域として指定された区域、工業整備特別地域整備促進法第二条第一項に規定する工業整備特別地域又は低開発地域工業開発促進法第二条第一項の規定に		イ 新産業都市等内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産(農業又は林業の用に供されるものを除く。)

より低開発地域工業開発地区として指定された地区（これらの区域のうち政令で定める区域を除く。）	八 既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物
ロイに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域	

九 既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に地上階数四以上の建物を建築するために譲渡をされるもの	既成市街地等内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施策の実施に伴い、当該施策に従つて取得をされるもの
十 法人税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により昭和四十四年一月一日前に取得（建設を含む。）ロにおいて同じ。）をされたものであること。	既成市街地等内にある上欄に規定する地上階数四以上の建物、当該建物の敷地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構築物

イ 当該資産が当該法人によりその取得の日から譲渡の日まで引き続き五年を経て所有されていること。	法人税法の施行地において事業の用に供される減価償却資産
---	-----------------------------

6 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。	第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。
7 第一項の規定の適用を受けた資産について第一項の規定の適用を受ける期間が通常の日前一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を越えることその他政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）以内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき	第一項の規定の適用を受けた資産について第一項の規定の適用を受ける期間が通常の日前一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を越えることその他政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）以内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する
8 第一項の規定の適用を受けた資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合に、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第四項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益	第一項の規定の適用を受けた資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合に、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益

年を経過する日とのいずれか早い日までに当該部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。	年を経過する日とのいずれか早い日までに当該部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。
--	--

（当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該	（当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該
--	--

事業の用に供しなくなつたときを除く。）は、当該買換資産の取得価額に算入しない。	事業の用に供しなくなつたときを除く。）は、当該買換資産の取得価額に算入しない。
---	---

資産の取得価額に算入しない。	第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表の一以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
----------------	---

9 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表の一以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	9 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表の一以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
---	---

10 この条及び次条における用語については、次に定めるところによる。	この条及び次条における用語については、次に定めるところによる。
------------------------------------	---------------------------------

一 譲渡には、土地等を使用させることにより定めるところによる。	一 譲渡には、土地等を使用させることにより定めるところによる。
---------------------------------	---------------------------------

二 取得には、第一項の表の第十号の場合を除き、建設及び製作を含むものとし、贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。	二 取得には、第一項の表の第十号の場合を除き、建設及び製作を含むものとし、贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。
---	---

三 「圧縮基礎取得価額」とは、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額（買換資産が第三項の規定により買換資産とみなされた資産であるときは、当該買換資産が減価償却資産であるときは、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額）をいう。	三 「圧縮基礎取得価額」とは、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額（買換資産が第三項の規定により買換資産とみなされた資産であるときは、当該買換資産が減価償却資産であるときは、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額）をいう。
---	---

四 当該買換資産の取得価額	四 当該買換資産の取得価額
---------------	---------------

五 上欄に掲げる資産の当該事業年度における	五 上欄に掲げる資産の当該事業年度における
-----------------------	-----------------------

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二)・租税特別措置法の一部を改正する法律案

譲渡に係る対価の額(当該事業年度において譲渡した当該資産が二以上ある場合にあらは、これらの資産の当該譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度における当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもつて取得した当該各号に係る他の買換資産で同項の規定の適用を受けるものがある場合には、当該他の買換資産の取得価額に相当する金額を控除した金額とする。)

四 「差益割合」とは、次のイに掲げる金額のうち、ロに掲げる金額の占める割合をいう。

イ 当該事業年度において譲渡した第一項の表の上欄に掲げる資産の当該譲渡に係る対価の額(当該資産が二以上ある場合は、これらの資産の当該譲渡による見込みであるとされ、当該譲渡の日を含む見込みであるときは、その対価の額の合計額)のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

ロ イに掲げる金額からイに規定する資産の当該譲渡の直前の帳簿価額(当該資産が二以上ある場合には、これらの資産の当該譲渡の直前の帳簿価額の合計額とし、当該資産の当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額とする。)を控除した金額。

(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十五条の七 法人が、昭和四十五年四月一日から昭和五十二年三月三十日までの間に、その有する資産で前条第一項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間(同条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税率の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後一年以

内において当該税率が認定した日までの期間。以下この条において「取得指定期間」といふ。)内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供する見込みであるときは、当該譲渡をした当該各号の上欄に掲げる資産を当該各号の上欄ごとに区分し、当該区分ごとに、当該資産の譲渡に係る対価の額(当該区分ごとの当該資産が二以上あるときは、その対価の額の合計額)のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得指定期間内に第一項の特別勘定として算上、益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額(既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下第四号までにおいて「特別勘定残額」という。)を前項の規定に該当する場合以外の場合に取りくずした場合、当該取りくずした金額。

二 取得指定期間を経過する日において、特別勘定残額を有している場合、当該特別勘定残額。

三 取得指定期間内に解散した場合において、特別勘定残額を有しているとき。当該特別勘定残額。

四 取得指定期間内に合併により消滅した場合において、特別勘定残額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき。当該金額。

五 前条第二項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該土地等に係る面積が」とあるのは、「当該土地等に係る面積と次条第一項の特別勘定の基礎となつた譲渡に係る同条第二項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計が」と読み替えるものとする。

六 前条第四項の規定は、第二項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する買換資産のうち土地等に係る面積と合計が」と読み替えるものとする。

七 前条第五項及び第六項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の用に供しない場合又は供しなくなつた場合について準用する。

八 第一項の規定の適用を受けた法人が合併によって消滅した場合には、その合併の日におけるに掲げる場合に該当することとなつた場合に

がれたものは、第二項から前項までの規定の適用については、当該合併法人に係る第一項の特別勘定とみなす。

一 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定めること。

九 (特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第六十五条の八 法人が、昭和四十五年四月一日から昭和五十二年三月三十日までの間に、その有する資産で第六十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げるもの(以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(第六十五条第一項第二号に規定する換地処分及び交換その他の政令で定める交換)をした場合(当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得し、又は支払つた場合を含む。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の六第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の六第一項の取得をしたものとみなす。

三 中小企業近代化促進法第五条の二第一項に

3 前項の場合において、その買換資産に係る第一項の特別勘定として經理した金額のうち、当該買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額は、当該買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合に

7 前条第五項及び第六項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定の適用を受けた資産について、それぞれ準用する。

8 第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日におけるに掲げる場合に該当することとなつた場合に

第五款 その他の特例

第六十六条の二第一項第一号中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同項中第八号を第九号とし、第三号から七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 中小企業近代化促進法第五条の二第一項に

条の二第一項の規定については、同項中「当該年の一月一日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第十三条の二第一項の承認のあつた日の属する年の一月一日」とする。

3 個人の昭和四十三年中の事業所得に係る総収入金額のうちに新法第十三条の三第四項第六号に規定する輸入貨物の運送(以下この条において「輸入貨物の運送」という。)による収入金額がある場合には、当該個人の昭和四十四年分の所得税に係る新法第十三条の三の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額と租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第五条第一項に規定する交付金として交付を受けた金額との合計額」とする。

4 個人の昭和四十五年中の海外取引等による収入金額の合計額に代えて、当該前年中の海外取引等による収入金額の合計額に、当該前年中の輸入貨物の運送による収入金額の十二分の七・五に相当する金額を加算した金額によるものとする。

個人の昭和四十四年又は昭和四十五年中の事業所得に係る総収入金額のうちに輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、当該個人の昭和四十五年分又は昭和四十六年分の所得税に係る新法第十三条の三(新法第二十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十三条の三第一項及び第六項中「海外取引等による収入金額の合計額」とあるのは「海外取引等による収入金額を加算した金額」とする。

当該前年中の収入金額で第四項第六号に規定する輸入貨物の運送によるものに係る金額の二分の一に相当する金額を加算した金額」と、同条第七項及び第八項中「海外取引等」とあるのは「海外取引及び第四項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「掲げる運送」とあるのは「掲げる運送(同号に規定する輸入貨物の運送を含む。)」と、同項第一号中「第十一号に掲げる取引」とあるのは「第十一号に掲げる取引(同項第六号に規定する輸入貨物の運送を含む。)」とする。

(個人の準備金等に関する経過措置)

第五条 附則第十二条第三項に規定する特定商工組合の組合員である個人が同項の交付金を受けた場合には、当該個人の当該交付を受けた日の属する年分の所得税に係る新法第二十条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額と租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第五条第一項に規定する交付金として交付を受けた金額との合計額」とする。

2 旧法第二十八条に規定する個人が昭和四十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に同条に規定する納付金を納付した場合については、なお個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除(個人に関する経過措置)

第六条 新法第二十二条の規定は、施行日以後の同条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十二条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

2 個人の昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間ににおける事業所得に係る総収入金額のうちに新法第十三条の三第四項第六号に規定する輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、前項の規定にかかるわらず、当該収入金額を同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額とみなして、新法第二十二条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「掲げる取引」とあるのは「掲げる取引又は同項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「当該収入金額」とあるのは「当該収入金額の二分の一に相当する金額」とする。

(個人の譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第七条 新法第三十三条から第三十三条の二まで、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条の六、第三十八条の九、第三十八条の十二若しくは第三十九条の十三の規定がなお効力を有するものとしてこれらの規定の適用を受けるとともに、新法第三十二条第一項に規定する土地等若しくは建物等の譲渡に係る譲渡所得につき所得税法第二十二条、第八十九条及び第九十一条並びに第六十五条の規定の適用を受け、又は同法の譲渡所得の課税に関する規定の適用を受けること。

2 旧法第三十二条第一項若しくは第三十九条第一項若しくは第二項、第三十八条の三第二項第一項若しくは第二項、第三十八条の六第一項若しくは第三項の規定の適用を受けた者については、旧法第三十三条、第三十六条第二項から第五項まで、第三十八条の四又は第三十八条の七の規定は、なおその効力を有する。

3 旧法第三十二条第一項若しくは第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項、第三十八条の三第一項若しくは第二項又は第三十八条の六第一項から第三項までの規定の適用を受けた者は、なお従前の例による。

2 同条第一項及び第二項に規定する収入金額については、同日前の旧法第二十二条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

3 旧法第三十二条第一項若しくは第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項、第三十八条の三第一項若しくは第二項又は第三十八条の六第一項から第三項までの規定の適用を受けた者は、なお従前の例による。

2 都市計画法の施行後においては、旧法第二十条の八条の十三第四項中「住宅地造成事業に関する法律」とあるのを「都市計画法施行法(昭和四十年法律第二百一号)」第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律」と読み替えた場合に同項の特定住宅地造成事業に該当する事業は、新法第三十四条の二第二項第五号に規定する事業に該当するものとみなす。

(昭和四十四年分等の譲渡所得等の課税の特例)

第八条 個人が、昭和四十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、その有する資産の譲渡をした場合には、当該譲渡に係る所得税について、その者の選択により、次の各号のいずれかによることができる。

3 個人が、昭和四十四年一月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に、その有する新法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等(以下この項において「土地建物等」という。)の譲渡をした場合における新法第三十二条及び第

三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

昭和四十四年一月一日から同年三月三十一日までの間ににおける土地建物等の譲渡による譲渡所得については、第一項第二号の規定にかかわらず、新法第三十二条第一項中「所得脱去第三十三条第三項第一号にあるのは所

得税法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第
三十三第三項第一号)による改正前の所得税法第
三十三条第三項第一号と、「同法第二十二条
条」とあるのは「所得税法第二十二条」とす
る。

した場合に同項第二号の規定に該当することとなるものに限る。)の譲渡による譲渡所得について、当該譲渡所得が新法第三十二条第一項(第一項第一号の規定により適用される場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に該当する場合であつても、当該譲渡所得は、同条第一項の規定に該当しないものとみなす。

第一項第一号の規定により旧法第三十一条第一項第一号、第三十八条の三第一項第一号又は第三十八条の十三の規定がなお効力を有するものとしてこれらの規定の適用を受ける場合には、都市計画法の施行の日以後においては、次に表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそぞれ読み替えるものとする。

二条第五項	二条第五項
施行地区	造成事業に関する法律第二条第五項
開発区域又は施行地区	<p>第一項第二号の規定により新法第三十三条第一項第一号又は第三十四条の二第二項第一号、第三号若しくは第五号の規定の適用を受ける場合には、都市計画法の施行の日の前日までの間は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>

2 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月

三十一日までの間に旧法第四十五条の二第一項の規定により中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた同項に規定する商工組合等の組合員の同項に規定する減価償却資産の償却限度額の計算については、なお前記の例による。ただし、当該商工組合等が、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律による改正後の中小企業近代化促進法第五条の二第一項の承認を受けた場合には、当該承認のあつた日を含む事業年度以後の各事業年度について

前項に規定する商工組合等が同項のただし書に規定する承認を受けた場合における新法第四十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「その事業年度開始の日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第二号)による改正前の租税特別措置法第四十五条の二第一項の承認のあつた日を含む事業年度開始の日」とする。

法人人が、旧法第四十六条第一項第三号に掲げる場合に該当する場合における当該法人の施設の日以後に開始する事業年度の同号に掲げる減額限度額の計算については、なむべく償却資産の償却限度額の計算による。

物の運送(以下この項及び第八項において「輸入貨物の運送」という。)による収入金額がある場合における前条の規定によりなお前述の例によることとされる旧法第四十六条の二の規定の適用については、同条第五項に規定する基準年度の総収入金額のうちに当該基準年度の海外取引等による収入金額の合計額の占める割合に代えて、同条第一項に規定する基準年度の総収入金額のうちには次の各号に掲げる金額の合計額の占める割合によるものとする。

一 当該基準年度の輸入貨物の運送による収入金額に当該適用年度開始の日から昭和四十四年三月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

二 当該基準年度の輸入貨物の運送による収入金額から前号に掲げる金額を控除した金額の二分の一に相当する金額

三 当該基準年度の旧法第四十六条の二第一項に規定する海外取引等による収入金額から当該基準年度の輸入貨物の運送による収入金額を控除した金額

前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす。

新法第四十六条の二第一項に規定する基準年度の総収入金額のうちに輸入貨物の運送による収入金額がある場合における同条(新法第五十八条)第五項において準用する場合を含む)の規定の適用については、新法第四十六条の二第一項及び第五項中「海外取引等による収入金額の合計額」とあるのは「海外取引等による収入金額で当該基準年度の収入金額で第三項第六号に規定する輸入貨物の運送によるものに係る金額の二分の一に相当する金額を加算した金額」と、同条第六項及び第七項中「海外取引等」とあるのは「海外取引等及び第三項第六号に規定す

る輸入貨物の運送」と、「掲げる運送」とあるのは「掲げる運送(同号)に規定する輸入貨物の運送を含む。」と、同項第一号中「第十一号に掲げる取引」とあるのは「第十一号に掲げる取引(同項第六号に規定する輸入貨物の運送を含む。)」とする。(法人の準備金に関する経過措置)

第十二条 旧法第五十五条第一項に規定する特別指定商工組合の組合員である法人及び同項に規定する特定商工組合については、新法第五十五条の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。この場合において、施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度についての同条第一項の規定の適用については、同項中「昭和三十九年四月一日」とあるのは「昭和四十四年四月一日」と、「千分の一」とあるのは「千分の十」とする。

旧法第五十五条第一項に規定する特定商工組合が昭和四十四年三月三十一日を含む事業年度終了の日において有する同項の中小企業海外市場開拓準備金の益金の額への算入については、同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の特定商工組合が昭和四十四年三月三十一日を含む事業年度終了の日において有する旧法第五十五条第一項の中小企業海外市場開拓準備金を当該事業年度終了の日後一年以内に取りくずして当該特定商工組合の組合員に対し同項に規定する各組合員の納付金の額に応じて交付した金額(以下この項において「交付金」という。)がある場合には、当該交付金を受けた当該組合員である法人の当該交付を受けた日を含む事業年度の所得に対する法人税に係る新法第五十四条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額と租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第号)附則第十二条第三項

4 新法第五十六条の五の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に同項に規定する発電設備の取得のために支出する金額について適用する。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十三条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

2 法人の昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間における総収入金額のうち新法第四十六条の二第三項第六号に規定する輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該収入金額を同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額とみなして、新法第五十八条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「掲げる取引」とあるのは「掲げる取引又は同項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「当該収入金額」とあるのは「当該収入金額(当該輸入貨物の運送による収入金額については、当該収入金額の二分の一に相当する金額)」とする。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十四条 新法第六十四条から第六十五条の二まで及び第六十五条の五の規定は、昭和四十五年一月一日以後に行なわれるこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四条第二項の規定により收取等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらとの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。次項及び第三項において同じ。)に係る法人税について適用する。

2 法人が昭和四十四年十二月三十一日以前に旧法第六十四条から第六十五条の二までの規定に

法第六十四条から第六十五条の三までの規定に

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

四二〇

該当する資産の譲渡をする場合における当該資産の譲渡に係る法人税については、これらの規定は、なおその効力を有する。

3 法人が施行日から昭和四十四年十二月三十一日までの間にする資産の譲渡に係る前項の規定

によりその効力を有するものとされる旧法第六十四条及び第六十五条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

旧法第六十四条第一項第三号	土地区画整理事業	土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業
同法第九十四条	土地区画整理法第九十四条	土地区画整理法第九十四条
第九十一条第三項又は第九十二条第三項	第九十条	第九十条
旧法第六十五条の三第一項	含む。)	ものに限る。)
資産(以下この項 譲渡直前の帳簿価額	資産(換地処分により取得した土地等 を除く。以下この項 譲渡直前の帳簿価額(換地処分により 土地等を譲渡して土地等とともに清算 金を取得した場合には、当該譲渡した 土地等の譲渡直前の帳簿価額から当該 取得した土地等の価額に対応するもの として政令で定めるところにより計算	新法第六十五条の三第一項

5 新法第六十五条の三の規定は都市計画法の施行の日以後に、新法第六十五条の四の規定は施行の日以後にそれぞれ行なわれるこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用する。この場合において、法人が施行日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に旧法第六十五条の四第一号に掲げる資産を譲渡するときにおける新法第六十五条の三第一項又は第六十五条の四第一項の規定の適用については、これらの規定中「第六十五条の六から第六十五条の八まで」とあるのは、「第六十五条の六から第六十五条の八まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第二号。以下「改正法」という。)による改正前の租税特別措置法第六十五条の四から第六十五条の六まで(改正法附則第十四条第七項の規定によりその効力を有するものとされる場合を含む。)」とする。	4 旧法第六十五条の三第六項	その該当することとなつた資産
前項の場合において、新法第六十五条の四の規定の適用を受けるときは、都市計画法の施行の日前までの間は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。	5 新法第六十五条の四第一項第一号	該当することとなつたもの
新法第六十五条の四第一項第一号	都市計画法第八条第一項第一号 の用途地域に属する都市計画が定められ	該当することとなつたもの(換地処分により土地等の価額に対応する部分として政令で定める部分を除く。)
新法第六十五条の四第一項第三号	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	その該当することとなつた資産(換地処分により土地等を譲渡して土地等又は土地等及び清算金を取得した場合には、当該譲渡した土地等のうち当該取得した土地等の価額に対応する部分として政令で定める部分を除く。)
新法第六十五条の四第一項第五号	都市計画法第五十六条第一項、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	した金額を控除した金額
新法第六十五条の四第一項第六号	住宅地造成事業に関する法律第四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する事業主が行なう同条第二項に規定する住宅地の造成に関する事業	した金額を控除した金額

第四十二条及び第四十三条 削除

都市計画法第四条第九項に規定する開発区域	造成事業
開発区域	住宅地造成事業に関する法律第二条第五項に規定する

6 都市計画法の施行後においては、旧法第三十一条の十三第四項中「住宅地造成事業に関する法律」とあるのを「都市計画法施行法（昭和四十年法律第一百一号）第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律」と読み替えた場合に同項の特定住宅地造成事業に該当する事業は、新法第六十五条の四第一項第五号に規定する事業に該当するものとみなす。

7 法人が昭和四十五年三月三十一日以前に旧法第六十五条の四第一項各号に掲げる資産の同項に規定する譲渡（旧法第六十五条の六までに規定する交換による譲渡を含む。）をする場合における当該資産の当該譲渡に係る法人税については、旧法第六十五条の四から第六十五条の六までの規定は、なおその効力を有する。

（相続税及び贈与税に関する経過措置）

第十五条 新法第七十条の六の規定は、昭和四十四年一月一日以後に同条に規定する権利を取得した場合における相続税又は贈与税について適用する。

（登録免許税に関する経過措置）

第十六条 施行日前に取得した住宅の用に供する家屋で旧法第七十三条の規定に該当するものの所有権の移転の登記及び当該家屋についての抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（酒税及び物品税の特例に関する経過措置）

第十七条 施行日前に旧法第八十七条又は第八十八条の規定により課した、又は課すべきであった酒税又は物品税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、旧法第八十七条第一項に規定する外航船等に現存する酒類又は旧法第八十八条第一項の指定飲料若しくは第二種の指定物品で、旧法第八十七条第一項又は第八十八条第一項の規定の適用を受けて当該外航船等に積み込まれたもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、それぞれ新法第八十七条第一項又は第八十八条第一項の規定の適用を受けて新法第八十七条第一項に規定する外航船等に積み込まれた酒類又は新法第八十八条第一項の指定物品とみなして、新法を適用する。

（新税財務組合法の一部改正）

第十八条 納稅財務組合法（昭和二十六年法律第一百四十五号）の一部を次のように改正する。

（納稅財務組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 第八条第一項中「引き出された部分の金額に対する」を「引出しの日の属する当該期間に対応する」に改め、同条第二項を削る。

（納稅財務組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定による改正後の納稅財務組合法第八条の規定は、施行日以後に支払うべき同条に規定する利子について適用し、同日前に支払うべき当該利子については、なお従前の例による。

（都市計画法施行法の一部改正）

第二十条 都市計画法施行法の一部を次のように改正する。

目次中 「第四十二条 税税特別措置法の一部改正に伴う経過措置」を「第四十二条 削除」に改める。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

昭和四十四年四月七日 参議院会議録第十五号(乙の11)

四二二

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

価一部四十円
(配送料共)
発行所
大藏省印刷
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二 四四一(大代)